

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1214	12141070	介護保健における住居地特例の適用拡大	痴呆性高齢者グループホーム、ケアハウス、有料老人ホーム等の入居者に住居地特例を適用する。	住居地特例を痴呆性高齢者グループホーム、ケアハウス、有料老人ホーム等に拡大して適用し、介護施設適用の入所施設全体について整備の促進と負担の構成化をはかる。	介護保険法第7条19項は、「介護施設」を指定介護老人福祉施設、介護老人保険施設、指定介護療養型医療施設の3施設とし、13条において、これら施設に入所する前に、施設所在地以外に住居を置いていた住民については、当該市町村の介護保険の被保険者とする「住居地特例」を規定している。 しかし、この3施設以外の介護保険適用入所施設(痴呆性高齢者グループホーム、ケアハウス、有料老人ホーム等)は住居地特例が適用されず、入所とともに施設所在地の介護保険被保険者となる。このため、用地確保や賃料、立地等の面でこれら施設の建設、運営が行いやすい自治体(首都近郊都市等)がその受け皿となりやすく、介護保険会計を圧迫することとなる。このことは、受け皿となりやすい自治体がこれら施設の設置規制へ動く要因となる。 草加市においても、これまで皆無であったこれら施設が、昨年度から4箇所開設し、市外からの入所者に年3,500万円の保険給付を行うようになった。今秋にはさらに箇所有料老人ホームが開設される予定であり、さらなる給付費の増加が予測される。とは言えこれらの施設は、高齢社会を地域、民間が協働して支えて行く上で必要な施設であり、草加市においても、これを受け入れていく必要があると考えるところである。 そのためには、介護保険制度における給付(受益)と負担の関係を、筋道の通ったものとする必要があると思われる。この問題については、国において様々な議論を経て現行となったと聞か、施設が偏り、特定の市町村が要介護者(受益者)の受け皿となることによって生じる負担の不公平を是正する必要があることから、介護保険適用の入所施設全体について、住居地特例の適用若しくはこれに準じた措置を行い、負担の公平化をはかることを提案する。	埼玉県	埼玉草加市	頑張る自治体・生産性向上プロジェクト	草加市は、一般会計、特別会計をあわせて1千億円余を支出する市内最大のサービス事業所である。この事業所が、いかに生産性を高め、最大かつ最も効果的なサービスを最少のコストで提供できるかは、市民の公共福祉の増進はもとより、地域経済にも大きな影響を与える。そこで、草加市が日々執行している事務・事業に焦点を当て、そのコストパフォーマンスとサービスの向上に支障となっている諸規制の緩和をはかる「頑張る自治体・生産性向上プロジェクト」を提案する。草加市では、この取組みを通じて、より一層の経営改革を進め、厳しい財政事情のもとで市民・納税者の納得を得られる行政運営とサービスを実現しようとするものである。
5094	50940002	痴呆性高齢者グループホーム及び特定施設入所者生活介護施設の入居者に係る住居地特例の適用	痴呆性高齢者グループホーム及び特定施設入所者生活介護施設の入居者について、特別養護老人ホーム入所者と同様の住居地特例を適用する。	痴呆性高齢者グループホーム及び特定施設入所者生活介護施設の入居者への住居地特例による在宅サービス	痴呆性高齢者グループホーム及び特定施設入所者生活介護施設の入居者について、住居地特例を適用することにより、当該施設の所在地市町村の負担が軽減されるとともに、これら施設の整備が促進され、利用者のニーズにあったサービスの提供が可能になる。		0	和歌山県	0
1150	11501010	グリーン・ツーリズムなど農家の暮らし体験に係る旅館業法の特例	ホームステイなど、農業や農家での暮らしを体験するために交流事業などで都市住民等を農家で受け入れる際に宿泊が伴う場合については、旅館業法第3条の許可の対象外とし、知事の許可を得なくても農家での受け入れを可能とし、当該体験を提供するために伴う実費程度の料金を農家が得ることを可能とする。 ただし、一度に受け入れる定員を5名以内とするなど、あくまで少数に限る。	農業や農家での暮らしを体験したいなどの都市住民のニーズに対応するために、農家が宿泊を伴った受け入れを可能とし、実費相当の料金を得ることもできるようにする。 なお、都市住民の受け入れにあたり、農家等がグリーン・ツーリズムの実践や研究を行うための組織化を図り、交流の支援を行うこととして、関係機関との連携のもと、安全面、衛生面など基本的な分野における品質管理や利用者の安全の確保を図ることとする。	農家の暮らしを体験するために都市住民を農家に受け入れ、宿泊を伴う場合、宿泊に伴う実費程度のお金のやりとりが発生する場合は旅館業法に定められている知事の許可を得なければならない。 都市農村交流の拡大にともない、農家へ滞在したいといったニーズが増加しているものの、金銭の授受があると旅館業法の適用を受けるため、ゲスト側から実費程度の謝礼を支払いたい場合でも、受け取ることはできない。このため、受け入れる農家がすべて経済的負担を負うことになる。 都市農村交流は、都市と農村の双方の住民が対等な立場で行うべきものであるため、旅館業法の適用除外を提案する。	岩手県	岩手県遠野市	日本のふるさと再生計画	農村地域や農家が元気になるための取り組みとして、グリーン・ツーリズムによる都市と農村との交流活動を展開しようとする中で、都市住民等が農家での生活を体験したいというニーズに対応してホームステイなどの滞在を農家が受け入れる場合にあっては、ゲスト側が実費程度の金銭の負担ができるようにしていただきたい。 本提案は、単に利用者に宿泊サービスを提供する部分に重点を置いているのではなく、農家の生活を体験したいというニーズを満たそうとするものであり、サービスの品質や安全性などを管理は、NPOなどの組織が自主的に行うことを前提とする。
1150	11502010	グリーン・ツーリズムなど都市農村交流事業の受け入れ事業への支援	グリーン・ツーリズムなど、都市住民が農家に泊まりながら農作業や農家での暮らしを体験する体験したいというニーズに対応して、農家が都市住民を受け入れるにあたり、宿泊が伴う場合に実費程度の経費負担を利用者に求めるためには、宿泊に伴う対価が発生する以上、旅館業法に定める知事の許可を得ることとされている。一時的な受け入れ事業を行う際の旅館業法の許可を、都道府県知事が許可するまでもなく、NPO等へ移譲することで、旅館業法に基づく最小限の基準の審査と交流事業を成功させるための総合的な支援体制が構築され、より質の高い都市住民の受け入れが可能となるよう支援措置を講じていただきたい。 このことにより、農家の暮らしを体験したいという都市住民のニーズを満たすことができるとともに、こうした体験に伴う経済的負担を受け入れる農家側が一時的に抱えなくても済むようになる。こうすることで、都市との農村との交流は、真に対等なものとなること期待できる。	旅館業法に定める知事の権限のうち、農業や農家での暮らしを体験を提供するために行う小規模な取り組み(例えば、宿泊の用途に使用する面積が100㎡未満、一度に受け入れる定員を5名以内など)については、その事業の承認業務をNPOが行えるようにする。 農業や農家での暮らしを体験したいなどの都市住民のニーズに対応するために、都市住民の受け入れを行う場合は、旅館業法に定める知事の許可を得なくても、旅館業法の権限を知事から移譲されたNPOに登録している農家では、都市住民を受け入れる事業を実施でき、宿泊体験に伴う実費程度の料金を都市住民から得ることができる。 なお、利用者である都市住民側への安全面、衛生面などといった基本的な分野は、NPOが中心となって総合的な品質管理を行い、利用者の安全を確保していく。	農家の暮らしを体験するために都市住民を農家に受け入れ、宿泊を伴う場合、宿泊に伴う実費程度のお金のやりとりが発生する場合は旅館業法に定められている知事の許可を得なければならない。 都市農村交流の拡大にともない、農家へ滞在したいといったニーズが増加しているものの、金銭の授受があると旅館業法の適用を受けるため、ゲスト側から実費程度の謝礼を支払いたい場合でも、受け取ることはできない。このため、受け入れる農家が経済的な負担をすべて負うことになる。 都市農村交流は、都市と農村の双方の住民が対等な立場で行うべきものであるため、こうした交流事業にあっては旅館業法の適用除外を提案する。	岩手県	岩手県遠野市	日本のふるさと再生計画	農村地域や農家が元気になるための取り組みとして、グリーン・ツーリズムによる都市と農村との交流活動を展開しようとする中で、都市住民等が農家での生活を体験したいというニーズに対応してホームステイなどの滞在を農家が受け入れる場合にあっては、ゲスト側が実費程度の金銭の負担ができるようにしていただきたい。 本提案は、単に利用者に宿泊サービスを提供する部分に重点を置いているのではなく、農家の生活を体験したいというニーズを満たそうとするものであり、サービスの品質や安全性などを管理は、NPOなどの組織が自主的に行うことを前提とする。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要	
1320	13201010	地域の企画する都市住民との交流を主目的に行われる宿泊・滞在を伴う交流活動については、一定の条件の下に旅館業法の規制の対象外とする。	以下の条件で実施される農家での宿泊について、旅館業法の規制の対象外とする。 (1)市町村や地域の住民グループが企画する都市農村交流であること (2)宿泊滞在が専ら受け入れ住民と交流者の人的交流を目的としたものであること (3)宿泊・滞在にかかる交流者の負担は実費相当分であること (4)1農家あたりの受け入れの頻度が低い(年間数回程度)こと	県内の中山間地域では、業としてではなく、年に何回か都市からの交流客を受け入れ、人との交流を楽しみ、それを地域の活性化につなげたいという農家が多い。このような交流は、農家個々の所得にはつながらなくても、多人数の交流客受け入れを可能にし、地域全体の都市農村交流の裾野を広げることが期待できる。そこで、都市住民との人的交流を目的としているものについては、一定の条件の下で旅館業法の規制の対象外とすることにより、地域振興につながる交流客の円滑な受け入れを可能にする。 事例 農村と姉妹都市の児童等のホームステイ 農村の高齢者等の持つ能力・技術の教育への活用に伴う宿泊 地域農業への支援活動を実施する者の宿泊	0	高知県	高知県、安芸市、橋原町、十和村	素顔の都市農村交流における旅館業法の適用除外	以下の条件で実施される農家での宿泊について、旅館業法の規制の対象外とする。 (1)市町村や地域の住民グループが企画する都市農村交流であること (2)宿泊滞在が専ら受け入れ住民と交流者の人的交流を目的としたものであること (3)宿泊・滞在にかかる交流者の負担は実費相当分であること (4)1農家あたりの受け入れの頻度が低い(年間数回程度)こと	
1574	15741010	民家への宿泊に対する旅館業法の適用除外	農村体験に基づく体験プログラムの一環としての民家への宿泊は、旅館業法で定義する旅館業の目的とは異なるため、旅館業法第1条及び2条について適用除外を求めます。 農家を含む普通民家は、旅館業法で規定するホテル営業、旅館営業、簡易宿泊営業、下宿営業として整備された建築物ではなく、本来の使用目的が住宅であるため、旅館業法上で規定する構造及び設備の基準を充たすことができないケースが通例であります。 しかしながら、宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供することから、衛生上、安全上の措置は事前に講じるものとするが、その場合の基準が具体的に示されていないことから、所管省庁のガイドラインの設置も併せて要望するものです。	ライフスタイルの多様化に伴い、グリーン・ツーリズムへの需要が高まっています。 本市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、温室メロン、茶、米などをはじめとする多彩な農業が展開されるとともに、こうした自然や文化を生かした観光も主要な産業となっています。 また、昨年は第58回国民体育大会が開催され、陸上競技選手・監督2,238人を市民との協働により市内民家に泊めるなど、地域が一体となって全国に交流の輪を広げました。 このようなことから、本市の地域資源と市民の協働による民泊を生かしたグリーン・ツーリズムの新しい宿泊形態を、規制の特例措置の認可を受けて活用していこうというものです。 四季を通じて様々な体験プログラムを提供し、都市部の住民がゆとりやすらぎを感じながら「自然」と「農」を体感できる「健康グリーン・ツーリズム」を実践し、新たな交流人口の拡大をめざします。事業実施には、農家や民泊家庭、農業団体や観光関係団体、NPOやボランティアなどの協働により推進していきます。 本計画の実施により、地域資源を活かしたまちの魅力の創出につながり、人と情報の交流が活発になることで、地域が活性化され、魅力ある地域社会が形成されるものと予想されます。 また、農業体験や民家に宿泊することで、農業への理解が深まるとともに、地域住民にとっても生きがいや健康づくりにつながります。さらに、新しい観光資源や交流の機会の創出につながるものと期待されます。	農家を含む普通民家は、旅館業法で規定する営業施設として整備された建築物ではなく、本来の目的が住宅であるため、旅館業法で規定する構造及び設備の基準を充たすことができないケースが通例です。 本提案に係る民家は、宿泊料を受けませんが、宿泊料は食事代と寝具リース代の実費相当額を想定しており、民泊業を営もうとする目的ではありません。あくまでも農村体験プログラムの一環としての宿泊であり、旅館業法で定めるサービスの提供とは明らかに目的が異なるため、旅館業法の適用除外を求めます。 しかしながら、安全上、衛生上必要な措置は講じるものとし、その基準については、以下の内容を充たす民家を対象と考慮しています。 安全上：特区407特例措置の内容を充たす項目（その他欄に記載）及び消火器具の設置 衛生面：宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴施設 宿泊者の需要を満たすことができる洗面設備 適当な数の便所		静岡県	静岡県袋井市	民泊で健康グリーン・ツーリズム	農村体験に基づく体験プログラムの一環としての民家への宿泊は、旅館業法で定義する旅館業の目的とは異なるため、旅館業法第1条及び2条について適用除外を求めます。 農家を含む普通民家は、旅館業法で規定するホテル営業、旅館営業、簡易宿泊営業、下宿営業として整備された建築物ではなく、本来の使用目的が住宅であるため、旅館業法上で規定する構造及び設備の基準を充たすことができないケースが通例であります。 しかしながら、宿泊料を受けて不特定多数に役務を提供することから、衛生上、安全上の措置は事前に講じるものとするが、その場合の基準が具体的に示されていないことから、所管省庁のガイドラインの設置も併せて要望するものです。
1035	10351010	旭川空港の通関、検疫(C.I.Q)業務を民間企業に委託する。	所管官庁職員のみで実施されている規制を撤廃する。	国際線定期便を就航させる。平成15年度200便ならずのチャーター便で地域経済の総合波及効果は5億4千万円超と推計されている。	所管官庁職員の旭川空港配置が困難。	北海道	澤渡 久芳	旭川空港に通関、検疫体制を整える。	旭川空港は、1200m滑走路で開港し、その後2500mに延長された。しかし未だ十分に生かされていない。2500m滑走路は、国際線の定期便が就航する事によってはじめて十分に活用されたと見える。幸いなことに当空港から近郊の北海道を代表する大雪山脈の峰々を展望する事が出来、チャーター便で降りた台湾等からの外国人に聞くところによると、旭川は北海道の中央部に位置し、冬期を初め四季を通した全ての自然が貴重な財産と見える。官公署の人員配置に問題が有って通関、検疫体制が不十分であるなら、研修を兼ね民間企業に委託して可能な限り早期に国際線定期便の就航を促進すべきである。	
1035	10352010	旭川空港の通関、検疫業務(C.I.Q)を民間に委託する。	関係所管官庁に依る、研修等の支援を頂き、民間に依る(C.I.Q)業務の処理を行い一日も早く飛行場の機能を十分に活用する事で地域経済の活性化を目指す。	C.I.Q業務を民間に委託し早期に国際線定期便を就航させ地域経済を再生する。	旭川空港は1200m滑走路で開港し、その後2500m滑走路に整備されたが、所管官庁職員のみで通関、検疫業務(C.I.Q)が実施される事となっている為、職員の配置に目途が立たず未だに国際線定期便が就航が出来ずその機能が十分に活用されていない。	北海道	澤渡 久芳	旭川空港に通関、検疫体制を整える。	旭川空港は、1200m滑走路で開港し、その後2500mに延長された。しかし未だ十分に生かされていない。2500m滑走路は、国際線の定期便が就航する事によってはじめて十分に活用されたと見える。幸いなことに当空港から近郊の北海道を代表する大雪山脈の峰々を展望する事が出来、チャーター便で降りた台湾等からの外国人に聞くところによると、旭川は北海道の中央部に位置し、冬期を初め四季を通した全ての自然が貴重な財産と見える。官公署の人員配置に問題が有って通関、検疫体制が不十分であるなら、研修を兼ね民間企業に委託して可能な限り早期に国際線定期便の就航を促進すべきである。	
1030	10301030	国内で介護業務に従事しようとする者の入国の容認	現行法令上、「入国審査官は、・・・当該外国人が次の各号に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうか審査しなければならない」として、「申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動・・・又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位・・・を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。」(出入国管理及び難民認定法第7条)となっており、外国人が【介護】の業務に携わって在留・就労することができないが、特区においては、別表第一の二の表に【介護】の欄を加え、就労を可能にする。	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。	高齢化に伴い介護や医療への需要は増大しつつあるが、少子化に伴い労働人口は減少しつつあり、殊に介護・看護分野においてはその労働力不足が顕著なものとなることが予想される。 一方、北米をはじめとする諸外国においては、フィリピンをはじめとする東アジア諸国から、多くの優秀な介護・看護人材を受け入れており、それは既に一般化している。 しかし現在、介護業務に従事しようとする者の入国は認められていない。今後、国内の労働人口が減少を考えると、海外からの労働力を受け入れ、介護・看護人材の不足を補填する必要性は極めて高い。そのために、海外の看護資格を取得している場合には、訪問介護員養成研修を受けることと、日本語によるコミュニケーション能力を前提として、国内で介護業務に従事しようとする海外からの入国希望者について入国及び就労を容認することが不可欠であると考えられる。	東京都	ヒューマンホールディングス株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。	

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1044	10441010	外国人介護労働者の受け入れ	現在、介護人材向けの就労可能な在留資格は無い。 そこで、当該在留資格を新設する。 就労ビザを取得する要件は、フィリピンで介護資格を有し介護施設において3年間の就労経験を持っていることを条件とする。	フィリピン人介護人材(有資格者)が、フィリピンの介護施設において3年以上の実務経験を積む。 FTA交渉においてフィリピンで日本語教育を実施する見込みであり、そのスキーム等を利用して日本語を学習する。 現地において日本での就労を希望する者を面接の上、スカウトし、日本に渡航させる。 当会の介護施設において就労させる。	・本プロジェクトは、少子高齢化が進む日本で高齢者が急速に増加する一方で、介護人材が不足することが懸念される中、介護人材に対する需給ギャップが大幅に拡大することに対する日本国政府の対応は不十分であり、介護への外国人人材の受け入れを通して国の医療人材の確保の対策を補うことを目的とする。その一里塚としてFTA交渉においてフィリピンから要望を受けているフィリピン人介護人材を試験的に受け入れる。 ・また荒尾素次理事長が経営する医療法人仙酔会は過去にフィリピン看護師2名の育成プロジェクトに関与しており、日本語学校留学から、専門学校の実験、国家試験の実験、4年限りの就労先の病院としてその現場を見てきており、今後受け入れが進む場合は、受入先介護施設としての経験が蓄積されており、受け入れ対象介護施設に相応しい。 ・現在、海外の介護人材については、就労可能な在留資格がないが、フィリピン人介護人材でフィリピンの資格を条件にして、介護ビザを新設することが必要である。今後の少子高齢化社会で介護職を担う人材の幅広い地域からの確保といった観点から規制緩和すべきである。 ・本プロジェクトの具体的な内容は、受け入れ先の介護施設は太子福祉会の特別養護老人ホームみどり園等として、フィリピン人介護人材の現地での選抜、日本での日本語研修や訪問介護員2級資格取得、生活援助及び管理を行う。将来的に増える可能性はあるが、当面は2名程度のフィリピン人介護人材の受入準備を2006年から開始したい。	兵庫県	社会福祉法人 太子福祉会	介護へのフィリピン人介護人材の受け入れ促進	少子高齢化が急速に進む日本において、近い将来介護を担う人材が不足するとの強い懸念を有しており、本プロジェクトは国が推進する介護人材の確保を補うことが目的であり、その一里塚としてFTA交渉においてフィリピンから要望を受けているフィリピン人介護人材を試験的に受け入れることをその内容とする。 荒尾素次理事長が経営する医療法人仙酔会は過去にフィリピン看護師2名を育成した経験を有し、プロジェクトが不要な規制によって様々な困難を受けてきた経験を有する。そのような経験から外国人介護人材の受け入れは日本のためになるとの発想の転換が必要で、そもそも海外の介護人材に対して就労可能な在留資格を発給すべきと考える。
1046	10461010	フィリピン人介護人材(ケアギバー)のオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じた就労	介護人材向けの就労ビザは現在無く、当該就労ビザを新設する。就労ビザを取得する要件は、フィリピンの介護資格(ケアギバー)を有していることとする。	・2006年4月に(仮称)サン・オークス守口大日を開業する予定。三洋電機としては倉敷に続きふたつめの有料老人ホーム。一方で、三洋電機としては、フィリピンでの日本人シニア向けのリタイアメント・ビレッジ施設の構築を2006年度中に行うことを現在検討中。サン・オークス守口大日にフィリピン人介護人材を受け入れて、将来フィリピンの施設において中核的な役割を担い、他のフィリピン人の介護人材に対しマネージャーとしての役割を果たすことができる人材を育成したい考え。同時に、日本語のみならず、日本文化、日本人に対する理解を守口大日にてオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じて理解を深めてもらう予定。 (今後のスケジュールのイメージ) ・2006年3月までに4名のフィリピン人ケアギバーをフィリピンで選抜。 ・2006年4月から2007年3月程度(最速)まで(仮称)サン・オークス守口大日にてオン・ザ・ジョブ・トレーニングを行う。 ・早ければ2006年度中に完成するフィリピンのリタイアメント・ビレッジ施設で、2007年4月から就労を始める。 ・日本へ来日した際は、日本の介護労働者資格(ホームヘルパー等)の資格取得を支援する	・高齢化する日本社会における三洋電機の社会貢献の一環として、国内に介護施設(サン・オークス倉敷)を経営しており、現在2つ目の介護施設((仮称)サン・オークス守口大日)を建築予定。 ・しかしながら、現在の年金では日本でつましい生活を送らざるを得ない現実があり、現在の高齢者ももっと豊かな生活を送れる方法を検討し、海外での日本人向けリタイアメント・ビレッジ構築の検討を始めた。 ・日本から近く、気候も極めて良いフィリピンは、キリスト教をベースとした博愛精神のみならず、長年米国の植民地であったため、共通言語としての英語、米国の先進医療システム、ライフ・スタイルなど驚くほど欧米化されている。一方で物価が極めて安く、日本の年金でも日本人の想像を超えたゆとりのある生活が可能である。日本人がQuality of Lifeを実感する環境がフィリピンにはある。 ・しかしながら、日本語やいざという時のため介護知識がある人材がいないと日本人の高齢者は安心してフィリピンのリタイアメント・ビレッジに行こうという気にならない。 ・このため、三洋電機ではフィリピンでのリタイアメント・ビレッジ施設における中核的な現地人材を養成することが必要であると考えている。そのためには、実際に日本の介護施設で就労し、オン・ザ・ジョブ・トレーニングが不可欠であると考えている。 ・将来的には、日本の定年退職者が、『若い元気な内はフィリピンの施設で、年を取って重度介護が必要になった場合は日本の施設で』といった介護段階に応じてサービスを日本・フィリピン両国において提供する包括的な介護サービスの展開を考えている。	大阪府	三洋エレクトロニクス株式会社	フィリピン人介護人材活用構想	三洋電機は日本の高齢者がより豊かな老後を生きることが可能になることを目指し日本国内で介護施設を運営している。しかし、現在の年金では日本で慣れ親しんだ生活を送らざるを得ず、高齢者ももっと豊かな生活を送れる方法を模索してきた。その回答が海外での日本人向けリタイアメント・ビレッジ構想であり、弊社はフィリピンで2007年度前後にビレッジ開設を目指している。日本から近く(気候も極めて良好なフィリピン)では、年金だけでなく日本人の想像を超えた豊かな生活が送れる。今回の特区申請が認められれば、日本でのオンザジョブトレーニングを通じて、フィリピンでのリタイアメント・ビレッジにおける中核的な現地人材を養成することができる。
1069	10691010	フィリピン人介護ヘルパーの就労受け入れ	外国人介護ヘルパーを日本に受け入れるための在留資格が現在ないので、下記について介護の在留資格を新設、整備する。 1.平成2年5月24日法務省告示第131号「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件」に(介護)を入れる。 2.平成2年5月24日法務省令第16号「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」「別表第1の2の表の医療の項の下欄に掲げる活動」に(介護)を追加する。	当組は厚生省認可事業「ベトナム看護師養成支援事業」を平成5年から推進し、現在まで約60名のベトナム人青年子女を日本の看護専門学校、看護系短大・大学への留学を支援した。そのうち現在まで36名が卒業して看護師として病院で研修就労に入っている(別様1参照)。当組はこの経験と実績を基に新たにフィリピン人介護ヘルパー受け入れ養成プログラムを実施するものである。受け入れ機関は上記事業に参画する当組会員医療機関関連の介護老人保健施設で、所在地は千葉県富津市、袖ヶ浦市、船橋市内の施設となる。フィリピン共和国は15万人ものナース・ケアギバーを海外各地に送り出しており、質の高さには定評がある。この良質な人材を安定的かつ長期的に確保し、もって施設利用者に質の高い介護サービスを提供したい。また当該ヘルパーが就労を終え帰国した後はフィリピン国内に長期滞在する日本人シルバー世代に日本の介護サービスを提供する人材となる。当組と関係する現地施設もその受け入れ先である。来日資格は看護大学等、看護・介護専門課程を卒業した30歳前半までの者で、書類選考と適性検査、面接で選抜する。当組はフィリピンの派遣機関であるフィルズライフ財団と業務提携し、フィルズライフサービスインクにおいて、1年間の渡航前事前教育として介護現場で通用する日本語コミュニケーション能力を養成する(別様2参照)。またホームヘルパー2級講座カリキュラムの一部として介護概論や倫理教育も行う。来日については「特定活動ビザ」(別様3参照)を取得し、ヘルパー2級の全課程を修得して就労に入る。現場での実務経験を積み介護福祉士国家資格を取得して「医療ビザ」に在留資格を変更し就労する。上記の3法人の施設では毎年10名の受け入れを実施してモデル特区を形成する。運営の進捗状況をみながら他地域にも同様の特区を創出し、受け入れを推進していく。本プロジェクト推進に對して規制となるものは、ビザ問題、ヘルパー職は在留資格がないことで入国が規制されており、法務省と厚生労働省による規制緩和が急務である。日本語能力の認定、介護現場は日本語コミュニケーション能力が要求される。しかし現行の日本語能力試験は4技能のうち読み書きを中心とした専門性を要求する設問が多く、会話力テストもなく就労者に適したものとはいえない。介護福祉士の受験資格として現地フィリピンでの看護・介護教育の単位を認めることなどがある。なお、別様を添付して関係各所のご理解をはかりたい(別様4参照)。	ますます進む少子高齢化と若年層の都市集中により、地方では労働の担い手を中年代の女性に負うところが大きい。ホームヘルパーも手ごろなパートとして御光を浴びているが、しかし平均時間給が842円という現実を前に、実際のなり手は少ない。この現状を改善するためにもフィリピンから若い介護ヘルパーを受け入れ、介護現場を活性化させる必要がある。常勤の外国人ヘルパーを安定的に長期にわたって受け入れることで施設運営の安定化と利用者へのハイクオリティなサービス提供が可能となる。フィリピンは15万人ものナース・ケアギバー専門職が海外で活躍し好評を得ている国で、それはホスピタリティ豊かな国民性を象徴している。また外国人が介護に加わることで異文化交流が生まれるのは高齢者にとって新たな生きがいになることを我々は経験している。当組はベトナム看護師の養成支援をしているが、施設内で彼女たちと高齢者たちによる交流をしばしば見かける。高齢者は地方の風習や年中行事、若いころの思い出など話したいことがいっぱいあり、逆にまったくそういう知識がない外国人にとってはとても興味ある話題で、日本人以上に熱心に耳を傾けてくれるのである。外国人ヘルパー受け入れによって生じる異文化交流は高齢者を生き生きさせるエネルギーの一つになるのである。早急に介護ビザを整備し、ルールに則った適切な受け入れを整備する必要がある。	東京都	AHPネットワーク協同組合	新アジア共生ネットワークプロジェクト フィリピン人介護ヘルパー受け入れ支援事業	当組は厚生省認可事業「ベトナム看護師養成支援事業」を平成5年から推進し、看護留学生と看護師を約60名養成した。この経験と実績を基にフィリピン人介護ヘルパー受け入れ養成プログラムを実施するものである。フィリピンは15万人ものナース・ケアギバーを世界各地に送り出し、質の高さには好評がある。この良質な人材を安定的かつ長期的に確保し、もって施設利用者に質の高いサービスを提供する。また当該ヘルパー帰国後はフィリピン国内に長期滞在する日本人シルバー世代に日本の介護を提供する人材となる。看護系大学卒業生に1年間の渡航前事前教育をし、高度かつ実用的な日本語コミュニケーション能力を養成する。特定活動ビザで来日し、ヘルパー2級を修得して就労に入る。実務経験を積み介護福祉士資格を取得して医療ビザに資格変更する。ビザの未整備、日本語能力の測定基準、介護福祉士受験資格など規制は多々ある。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1217	12171010	介護職に対する就労ビザを新設する特例措置	フィリピン看護師に対して「介護」の業務に携わる者として就労ビザを発給し、介護職として就労が出来る様にするため、就労が可能な在留許可として在留資格の特定活動(以下に掲げる要件を満たし、日本の介護施設で就労する。在留期間3年)を新設する。 派遣・受入機関の受け入れ体制が整備されていること 看護技能の担保を図るため、比国において看護師の資格を有すること。 日本語によるコミュニケーションの担保を図るため、日本の就労に適する高度な日本語教育を受け、業務に支障のない程度の語学力の取得を義務付けさせること。 外国人看護師の介護技能の担保を図るため、来日後、訪問看護師2級資格を取得させること。	現地で資格を持ち、選抜されたフィリピン看護師が就労ビザを入手し、当法人関連施設で介護職員として就労する。	介護就労ビザは、入管法改正時には日本において専門職として位置づけられていなかったために現存しない。しかしながら現在ではホームヘルパーや介護福祉士といった専門職としての資格が存在し、外国人にも就労の道を開くべき。 将来推計では就労人口の低下が予測されており、高齢者人口自体が過剰を見せられても、その介護ニーズを満たすだけの介護職確保は困難であるという見方が強い。今後、介護・看護の分野において外国労働力を受け入れていく取り組みは、社会福祉事業が今後一定の質を維持もしくは向上してサービスを供給していく上で必要不可欠であると思われる。 異文化の海外人材を受け入れることで職員間に逆にコミュニケーションの重要性、対象者の生活習慣を大事にするという介護の原則を再認識する効果が生まれ、海外からの労働者も自国よりも高い待遇が得られると考えられる。	千葉県	社会福祉法人さつき会 理事長 矢田洋三	「日比 医療・福祉人材 選流プロジェクト」	将来推計では就労人口低下が予測され、高齢人口自体が過剰を見せられても、その介護ニーズを満たす介護職の確保は厳しい。今後、介護・看護の分野において海外労働力を受入れるという取り組みは、社会福祉事業が一定の質を維持し、更に向上させてサービスを供給していく上で重要な選択肢となる。その他、異文化人材を受け入れることで既存職員にはコミュニケーションの重要性、対象者の生活習慣や個性の尊重といった介護の原則を再認識する機会が生まれ、外国人労働者も自国より高い待遇と帰国後も就労機会が得られるキャリアアップの機会が生まれるというメリットがあり、外国人看護師の育成、受入経験を有する当法人の取り組みで実証していきたい。
1591	15911010	我が国の訪問介護員の資格を有する者に対する在留資格の付与	入国管理法別表第1の2の表の「技能」労働者に我が国の訪問介護員の資格を取得した者も含めるよう、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」の特例措置を認めること。	海外における訪問介護員養成及び受入れ事業	少子高齢化の進展に伴い介護労働力の不足が見込まれるなか、東南アジア等諸国から介護の専門的知識・技術を持った人材を安定的に受け入れていくシステムの構築が望まれる。しかし、介護分野については、現在の入国管理制度では該当する在留資格がなく、介護を目的とする入国・就労は認められていない。そこで、海外において一定の介護知識と技術を修得した人材を我が国に受け入れていくため、入国管理法別表第1の2の表の「技能」労働者に我が国の訪問介護員の資格を取得した者も含めるよう、「同法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を改正することを提案する	東京都	株式会社 東京リーガルマインド	外国人訪問介護員養成・受入れ特区	高齢化・少子化の急速な進展に伴い、今後、訪問介護員(ホームヘルパー)などによる在宅介護の必要性がさらに高まるものと見込まれる。しかし、この分野の専門職は常に人手不足で人件費が高騰しており、介護・看護・福祉施設の経営の安定のためにも、海外の労働力の導入が望まれる。しかし、現在の入国管理制度では介護労働者は単純労働者とされ、該当する在留資格がなく、介護を目的とする入国・就労は認められていない。そこで、深刻な高齢化の進む過疎地域など、介護労働力が不足している地域において、外国人の訪問介護員を受け入れる特区の導入を提案する。具体的には、特区の知事が指定する訪問介護員養成事業者が海外において実施する講座を終了し我が国の訪問介護員の資格を取得した外国人が、当該自治体の指定する介護事業者のもとで就労する場合には、当該介護労働者を「技能労働者」とみなし在留資格を認める規制の特例措置の導入を提案する。
5064	50640020	我が国の訪問介護員の資格を有する者に対する在留資格の付与	入国管理法別表第1の2の表の「技能」労働者に我が国の訪問介護員の資格を取得した者も含めるよう、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を改正すること。	海外における訪問介護員養成及び受入れ事業	介護分野については、現在の入国管理制度では該当する在留資格がなく、介護を目的とする入国・就労は認められていない。海外において一定の介護知識と技術を修得した人材を我が国に受け入れていくため、入国管理法別表第1の2の表の「技能」労働者に我が国の訪問介護員の資格を取得した者も含めるよう、「同法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を改正することを提案する。	0	株式会社 東京リーガルマインド	0	0
1030	10301040	訪問介護員養成研修の研修内容の弾力化	現行法令上、「法第7条第6項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者とする」として「一 都道府県知事の行う訪問介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事」「二 次項の規定により都道府県知事が指定する者(以下「訪問介護員養成研修事業者」という。)の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの(以下「訪問介護員養成研修」という。)	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。	当構想では、海外の看護師資格の取得者に対し、訪問介護員養成研修の実施を通じて介護に関する知識・技能の習得を図るものであるが、看護師資格の取得の際に習得する知識・技能と介護に関する知識・技能は重複するところが多い。同様の内容を重複して研修内容に加えることは研修の効率性を落とし、また研修受講者の時間的負担を考えると、研修内容に関する基準を弾力化する必要性は極めて高い。 さらに、研修内容の重複箇所についていえば、看護師資格の内容は訪問介護員養成研修の内容と比較しても、同等以上のものであり、訪問介護員研修の内容の重複箇所を簡易化することにより、介護の提供に支障をきたすことはないと考えられる。	東京都	ヒューマンホールディングス株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1030	10301050	海外の施設を用いた研修による訪問介護員の資格取得の容認	現行法令上、「法第7条第6項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者とする」として「一 都道府県知事の行う訪問介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事」「二 次項の規定により都道府県知事が指定する者(以下「訪問介護員養成研修事業者」という。)の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの(以下「訪問介護員養成研修」という。)	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通して、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。	当構想では、海外の看護師資格の取得者に対し、訪問介護員養成研修を実施し、介護に関する知識・技能の取得を図ると同時に日本語教育を実施することにより、日本語によるコミュニケーション能力の育成を促すものであるが、現状は、訪問介護員養成研修については海外での受講が認められておらず、現地において研修を実施することができない。しかし、研修の効率性と受講者の負担について考慮すると、現地において可能な内容に関しては現地において実施する必要性は極めて高い。また、同様の理由で、現地の言語を用いた研修についても必要性が高い。さらに、介護に関する知識・技能については、言語による差異が大きく生じるものではなく、訪問介護員養成研修を外国語で実施したとしても、また海外で研修を実施した場合でも、介護の提供に支障をきたすことはないと考え。	東京都	ヒューマンホールディングス株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通して、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。
1069	10691020	フィリピン人介護ヘルパー就労に際し、ホムヘル及び介護福祉士の受験資格規制の特例について	ホムヘル2級講座の講習を、海外の研修所において日本語で行った場合にも、正式な講習として認める。介護福祉士の受験資格として日本での実務経験3年以上が必要だが、フィリピン人看護師資格を持っていること、ホームヘルパー2級を修了していることなどを条件として、日本での介護実務経験2年目から受験資格を与えることを認める。	当組合は厚生省認可事業「ベトナム人看護師養成支援事業」を平成5年から推進し、現在まで約60名のベトナム人青年子女を日本の看護専門学校、看護系短大・大学への留学を支援した。そのうち現在まで36名が卒業して看護師として病院で研修就労に入っている(別様1参照)。当組合はこの経験と実績を基に新たにフィリピン人介護ヘルパー受入れ養成プログラムを実施するものである。受入れ機関は上記事業に参画する当組合員医療機関関連の介護老人保健施設で、所在地は千葉県富津市、袖ヶ浦市、船橋市内の施設となる。フィリピン共和国は15万人ものナース・ケアギバーを海外各地に送り出しており、質の高さには定評がある。この良質な人材を安定的かつ長期的に確保し、もって施設利用者に質の高い介護サービスを提供したい。また当該ヘルパーが就労を終え帰国した後はフィリピン国内に長期滞在する日本人シルバー世代に日本の介護サービスを提供する人材となる。当組合と関係する現地施設もその受け入れ先である。来日資格は看護大学等、看護・介護専門課程を卒業した30歳前半までの者で、書類選考と適性検査、面接で選抜する。当組合はフィリピンの派遣機関であるフィルスライフ財団と業務提携し、フィルスライフサージビズインクにおいて、1年間の渡航前事前教育として介護現場で通用する日本語コミュニケーション能力を養成する(別様2参照)。またホームヘルパー2級講座カリキュラムの一部として介護概論や倫理教育も行う。来日については「特定活動ビザ」(別様3参照)を取得し、ヘルパー2級の全課程を修得して就労に入る。現場での実務経験を積み介護福祉士国家資格を取得して「医療ビザ」に在留資格を変更し就労する。上記の3法人の施設では毎年10名の受入れを実施してモデル特区を形成する。運営の進捗状況をみながら他地域にも同様の特区を創出し、受入れを推進していく。本プロジェクト推進に対して規制となるものは、ビザ問題。ヘルパー職は在留資格がないことで入国が規制されており、法務省と厚生労働省による規制緩和が急務である。日本語能力の認定。介護現場は日本語コミュニケーション能力が要求される。しかし現行の日本語能力試験は4技能のうち読み書きを中心とした専門性を要求する設問が多く、会話力テストもなく就労者に適したものとはいえない。介護福祉士の受験資格として現地フィリピンでの看護・介護教育の単位を認めることなどがある。なお、別様を添付して関係各所のご理解をはかりたい(別様4参照)。	外国人介護ヘルパーを受け入れるに際し、介護福祉士国家資格取得を目標にすることで日本国内で認知されたヘルパーとしてのステータスを得る事が肝要であると考え。介護の専門知識と技術を学び、日本的介護の長所も短所も知ることににより実践的な介護ヘルパーとして日比両国の伝達・交流者となる。介護福祉士国家試験は合格率50%という厳しい試験であるが、介護現場の質を高めるためにも必要なこと。また働きながら学ぶには目的をしっかりと定めること。受験機会を毎年設けて就労と勉学の両立を図る。その実現に向けてぜひとも母国の看護医療系大学で取得した単位実績を実務経験として認めていただきたい。	東京都	AHPネットワーク協同組合	新アジア共生ネットワークプロジェクト フィリピン人介護ヘルパー受入れ支援事業	当組合は厚生省認可事業「ベトナム人看護師養成支援事業」を平成5年から推進し、看護留学生と看護師を約60名養成した。この経験と実績を基にフィリピン人介護ヘルパー受入れ養成プログラムを実施するものである。フィリピンは15万人ものナース・ケアギバーを世界各地に送り出し、質の高さには好評がある。この良質な人材を安定的かつ長期的に確保し、もって施設利用者に質の高いサービスを提供する。また当該ヘルパー帰国後はフィリピン国内に長期滞在する日本人シルバー世代に日本の介護を提供する人材となる。看護系大学卒業者に1年間の渡航前事前教育をし、高度かつ実用的な日本語コミュニケーション能力を養成する。特定活動ビザで来日し、ヘルパー2級を修得して就労に入る。実務経験を積み介護福祉士資格を取得して医療ビザに資格変更する。ビザの未整備、日本語能力の測定基準、介護福祉士受験資格など規制は多々ある。
5064	50640019	海外における訪問介護員養成制度の整備	介護保険法施行令第3条を改正し、海外において訪問介護員養成研修を実施する予定の事業者についても、訪問介護員養成研修事業者の指定を受けることができるようにすること。	海外における訪問介護員養成事業	少子高齢化の進展に伴い介護労働力の不足が見込まれるなか、東南アジア等諸国から介護の専門的知識・技術を持った人材を安定的に受け入れていくシステムの構築が望まれる。そのためには、我国の訪問介護員の資格を海外でも取得することを可能とし、右資格を取得した外国人に在留資格を付与していくことが望ましい。しかし、現行の訪問介護員養成制度は、都道府県単位で研修事業者の指定を行う仕組みになっているため、海外で研修を実施することを予定している事業者は、事実上いずれの都道府県でも指定を受けられない状況となっている。そこで、介護保険法施行令第3条を改正し、海外において研修の実施を予定している事業者についても、訪問介護員養成研修事業者の指定を受けることが可能となるよう、制度を再構築することを提案する。		株式会社 東京リーガルマインド	0	0

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1069	10691030	外国人介護労働者受入れの在留資格新設に際する日本語能力測定基準の策定	現在、就労資格の付与条件として日本語能力が法令上明確に求められているということはない。しかし、実際には入国審査の運用上、日本語の能力が要求されている。そこで、外国人に就労資格を与えるのに、日本語能力を測定する基準を明確にする必要がある。特に、介護は言葉によるコミュニケーションが重要な職業であることから、新設する【特定活動ビザ(介護)】には、それに適した日本語能力を測定する基準を設置することが必要である。	当組は厚生省認可事業「ベトナム看護師養成支援事業」を平成5年から推進し、現在まで約60名のベトナム人青年子女を日本の看護専門学校、看護系短大・大学への留学を支援した。そのうち現在まで36名が卒業して看護師として病院で研修就労に入っている(別様1参照)。当組はこの経験と実績を基に新たにフィリピン人介護ヘルパー受入れ養成プログラムを実施するものである。受入れ機関は上記事業に参画する当組員医療機関関連の介護老人保健施設で、所在地は千葉県富津市、袖ヶ浦市、船橋市内の施設となる。フィリピン共和国は15万人ものナース・ケアギバーを海外各地に送り出しており、質の高さには定評がある。この良質な人材を安定的かつ長期的に確保し、もって施設利用者に質の高い介護サービスを提供したい。また当該ヘルパーが就労を終え帰国した後はフィリピン国内に長期滞在する日本人シルバー世代に日本の介護サービスを提供する人材となる。当組と関係する現地施設もその受入れ先である。来日資格は看護大学等、看護・介護専門課程を卒業した30歳前半までの者で、書類選考と適性検査、面接で選抜する。当組はフィリピンの派遣機関であるフィルズライフ財団と業務提携し、フィルズライフサービスインクにおいて、1年間の渡航前事前教育として介護現場で適用する日本語コミュニケーション能力を養成する(別様2参照)。またホームヘルパー2級講座カリキュラムの一部として介護概論や倫理教育も行う。来日については「特定活動ビザ」(別様3参照)を取得し、ヘルパー2級の全課程を修得して就労に入る。現場での実務経験を積み介護福祉士国家資格を取得して「医療ビザ」に在留資格を変更し就労する。上記の3法人の施設では毎年10名の受入れを実施してモデル特区を形成する。運営の進捗状況をみながら他地域にも同様の特区を創出し、受入れを推進していく。本プロジェクト推進に対して規制となるものは、ビザ問題、ヘルパー職は在留資格がないことで入国が規制されており、法務省と厚生労働省による規制緩和が急務である。日本語能力の認定、介護現場は日本語コミュニケーション能力が要求される。しかし現行の日本語能力試験は4技能のうち読み書きを中心とした専門性を要求する設問が多く、会話力テストもなく就労者に適したものとはいえない。介護福祉士の受験資格として現地フィリピンでの看護・介護教育の単位を認めることなどがある。なお、別様を添付して関係各所のご理解をはかりたい(別様4参照)。	介護職は日本語によるコミュニケーションが重要な職場であり、外国人受け入れに際しても日本語能力を測定する必要がある。しかしその能力を計るのに日本語能力試験2級を利用するならば、教育現場は無駄な時間と経費を費やす事となり大きな損失となる。本試験は昭和59年発足、海外で21万人も受ける最大の日本語検定試験である。一方、日本語学習者の多目的化にもなると問題作成のコンセプトがあいまいになり、留学生に関しては平成14年から新しく日本留学試験が年2回実施されることとなった。留学生にそぐわない試験であるのと同じ理由により、就労目的の外国人に受当な試験でないことは言うまでもない。この試験には読む・書く・聞く・話すの4技能のうち、介護現場で必要とされる会話力試験はない。外地での限られた授業時間の中、こまごまとした文法を覚えのに時間が費やされ、もっとも肝心な会話力養成があるそかになる。また試験は12月初旬に実施されるが、合格発表は2月中旬まで待たなければならない。さらに不合格になれば更に1年間日本に來れない事になるのは時間的、経済的に多大なロスが生じる。そこで、就労者向けコミュニケーション能力を中心とする仮称「ジャパニーズ能力検定」を実施し、新たな基準作りが必要である。現場経験20年の日本語教師たちを中心に問題を作成し、AHPネットワーク協同組合が実施機関となる(別様2参照)。	東京都	AHPネットワーク協同組合	新アジア共生ネットワークプロジェクト フィリピン人介護ヘルパー受入れ支援事業	当組は厚生省認可事業「ベトナム看護師養成支援事業」を平成5年から推進し、看護留学生と看護師を約60名養成した。この経験と実績を基にフィリピン人介護ヘルパー受入れ養成プログラムを実施するものである。フィリピンは15万人ものナース・ケアギバーを世界各地に送り出し、質の高さには好評がある。この良質な人材を安定的かつ長期的に確保し、もって施設利用者に質の高いサービスを提供する。また当該ヘルパー帰国後はフィリピン国内に長期滞在する日本人シルバー世代に日本の介護を提供する人材となる。看護系大学卒業者に1年間の渡航前事前教育をし、高度かつ実用的な日本語コミュニケーション能力を養成する。特定活動ビザで来日し、ヘルパー2級を修得して就労に入る。実務経験を積み介護福祉士資格を取得して医療ビザに資格変更する。ビザの未整備、日本語能力の測定基準、介護福祉士受験資格など規制は多々ある。
1030	10301011	外国人看護師の就労制限の撤廃	現行法令上、「入国審査官は、・・・当該外国人が次の各号に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうか審査しなければならない。(出入国管理及び難民認定法第7条)として、「三 申請人が保健師、助産師、看護師又は准看護師としての業務に従事しようとする場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第1条第1項に規定する学校、養成所又は准看護師養成所を卒業又は修了後4年以内の期間中に研修として業務を行うこと」(同法省令)とあり、 <b>外国人が日本の看護師資格を取得した場合、4年間のみ研修としての業務以外は認められていないが、特区においては、この制限を撤廃し、海外における看護師資格の取得者については、就労ビザ(医療)を発給し、更新可能な1年又は3年の就労資格を与えるものとする。</b>	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。	高齢化に伴い介護や医療への需要は増大しつつあるが、少子化に伴い労働人口は減少しつつあり、殊に介護・看護分野においてはその労働力不足が顕著なものとなることが予想される。一方、北米をはじめとする諸外国においては、フィリピンをはじめとする東アジア諸国から、多くの優秀な介護・看護人材を受け入れており、それは既に一般化している。しかし、現在、日本国内で看護師として入国し、看護業務に従事するためには、日本の看護学校を卒業し、日本の看護師資格を取得しなければならない。今後、日本国内の労働人口が減少を考えると、海外からの労働力を受け入れ、介護・看護人材の不足を補填する必要性は極めて高い。そのために、日本の看護師資格と同等以上と認めることができる場合には、日本語によるコミュニケーション能力を前提として、海外の看護師資格取得者についても入国及び就労を容認することが不可欠であると考えられる。	東京都	ヒューマンホールディングス株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護施設として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。
1038	10381021	外国人看護師の就労制限の撤廃	・外国(日本の看護師レベル相当以上の国と厚生労働省が認めた国のみ)で日本の看護師資格に相当する資格を得た者に対する「医療」の就労できる在留資格の取得 ・外国人看護師に対し設定されている研修期間制限の緩和(在留期間を更新が不可能な4年間から更新可能な1年又は3年に変更)	資格の相互認証が認められれば、弊社が海外で看護師資格を有しているものを募集し、選抜を経て来日(ビザは更新可能な1年又は3年の在留期間を持つ看護師向けの医療ビザ)する。一定期間の日本語等教育、日本医療習慣等の外国人向けの研修と一般派遣前研修を経て、派遣先へ派遣される。	就労開始までの間に時間を要することは、それだけ派遣実施までかなりの時間を費やすことになる。派遣には迅速な対応が必要である。外国人の受け入れに対する煩雑な手続きが一部省略できる。日本において就労経験を有しかつ日本での就労意欲がある外国人看護師については、在留期間を現状4年間から延長可能な在留資格とすべき。彼/彼女らは、我が国の医療を下支えに寄与していると思われ、その有効かつ適切な活用をしていく選択策を作るべき。ビジネスの観点から、実際の業務に就くまで、派遣先から認められるまでは、かなりの時間と費用が先行投資が必要。その費用等を回収しビジネスとして回っていくためには4年程度の就労期間では不可能でありこれを改めるべき。規制緩和により長期的な活動の可になれば、スタッフの業務面だけでなく、両国間の文化交流の深耕による友好関係の更なる向上等の文化面についてもその効果を見込める。外国人看護師の質にいて、最近では、東アジア地域でも医療について学問的にも、技術的にも従来よりかなりレベルが向上していると考えられ、日本と比べてみても遜色はないと考えられる。例えば既にフィリピンでは2002年度で総計12,000人以上の看護師がサウジアラビアや英国等の各国で就労している実績があり、これだけの実績を上げるにはそれなりの看護レベルを保持していないと不可能と思われる。よって同国の看護師レベルでは日本においても対応することは充分可能。将来的にはEUのドイツと英国のような相互認証をとるかたちで看護業務を行うことを許可し、世界規模での看護師の派遣が実現できるようにお願いしたい。少なくとも1年未満の研修を経て看護師資格を付与する、若しくは、准看護師相当の資格(正看護師への一定期間後の受験を義務づける)を付与するといった多様な外国人看護師育成のための設計をお願いしたい。	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、愛知県、福岡県、沖縄県、北海道	セントスタッフ株式会社	「医療・介護分野におけるWINWINトラベリングナースシステムビジネスモデル」	弊社は医療・福祉分野に特化した人材派遣会社。今後益々進展していく少子高齢化の中で弊社をご利用頂いている病院・介護施設が少なくとも一時的な看護師不足に悩まされているケースが多く、職員の過剰労働で対応されている「トラベリングナース」モデルを東アジアに展開することに東アジアで看護師資格を持ち弊社と今後提携する病院に勤務する優秀な外国人看護師を日本語や日本医療プラクティスの事前研修を行い、希望する病院・介護施設に1年程度派遣する。このための規制緩和をお願いしたい。これには入管の迅速な手続きや看護師法等の規制緩和が必要不可欠となる。
1043	10431011	外国人看護師の就労制限の撤廃	現在、外国人が日本で看護師として就労するためには、厚生労働大臣等の指定する看護学校で入学・卒業し、国家試験に合格しなければならない。また、合格後に日本の医療機関で就労する場合も研修目的で4年間限りの在留期間しか認められていない。 特別措置によって、自国の看護師資格を有し、一定の実務経験と日本語能力があると認められた者については、日本の看護専門学校の最終学年(3年次)を修了すれば看護師国家試験の受験資格を与えることとし、当該資格取得後に更新可能な在留資格(「医療」)を付与するものとする。	1.海外の提携病院等において募集を行い、応募した外国人看護師を書類選考等で選抜する。(編入資格については代替措置の欄参照) 2.当院併設の麻生医療福祉専門学校看護科(3年課程)の3年に編入し、教育研修を実施する。(2名程度を想定) 3.看護師国家試験を受験。合格した場合は麻生飯塚病院にて就労、不合格の場合は帰国させる。	本プロジェクトは首都圏に比べて高い高齢化率を持つ地域の特定病院(麻生飯塚病院等)で外国人看護師を試験的に受け入れることで、将来的な看護師不足に対応する礎となることを内容・目的としている。特区では、就労経験を持つ外国人看護師に対して、自前の看護師養成学校の最終学年への編入と日本の看護師国家試験に合格すること等を条件として、日本人と同等な看護師資格と更新可能な在留資格を付与する規制緩和を行う。資格取得後、これによって、特定病院において外国人の受入のノウハウを蓄積することになり、将来の少子化による看護師不足対策及び今後の国際化の進展によって外国人向け医療の拡充に貢献する。	福岡県	株式会社麻生飯塚病院	地方での外国人看護師の就業プロジェクト	本プロジェクトは首都圏に比べて高い高齢化率を持つ地域の特定病院(麻生飯塚病院等)で外国人看護師を試験的に受け入れることで、将来的な看護師不足に対応する礎となることを内容・目的としている。特区では、就労経験を持つ外国人看護師に対して、自前の看護師養成学校の最終学年への編入と日本の看護師国家試験に合格すること等を条件として、日本人と同等な看護師資格と更新可能な在留資格を付与する規制緩和を行う。資格取得後は特定病院において就労する。これによって、特定病院において外国人の受入のノウハウを蓄積することになり、将来の少子化による看護師不足対策及び今後の国際化の進展によって外国人向け医療の拡充に貢献する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1045	10451011	外国人看護師の就労制限の撤廃	フィリピン看護師有資格者については、看護師国家試験を合格した等との条件によって、日本の看護師資格を付与する。もって現行の研修目的の4年限りの条件は撤廃する。また、看護師国家試験の受験要件については、日本と相当と認められるフィリピンの看護学部(大学相当)を卒業したものの、フィリピンの看護師資格を有することを必要十分な条件として日本の看護師国家資格の受験資格を付与する。もって現行の日本の看護師養成学校等を卒業する要件は撤廃する。	本プロジェクトの具体的な内容は、受け入れ先の病院は仙酔会の病院であるはりまクリニック、はりま病院、及び、いなみ野病院として、フィリピン看護師の現地での選抜、日本語等学習支援、日本での日本語等学習支援や生活補助を行う。将来的に増える可能性はあるが、当面は2名程度のフィリピン看護師の受入準備を2006年前後から開始したい。	・ 本プロジェクトは、少子高齢化が急速に進む日本で医療人材が不足し高齢者向け医療が増加することに対する日本国政府の医療人材の確保への対応は不十分であり、医療への外国人材の受け入れを通して国の医療人材の確保の対策を補うことを目的とする。その一環としてFTA交渉においてフィリピンから要望を受けているフィリピン看護師を試験的に受け入れる。 ・ また当会は過去にフィリピン看護師2名を育成プロジェクトに関与しており、日本は過去にフィリピン看護師2名を育成プロジェクトに関与しており、病院としてその現場を見てきており、受け入れ経験が蓄積されている。今後受け入れが進む場合は、受け入れ対象病院に相応しい。 ・ 現在外国人看護師有資格者は日本の看護学校を卒業しなければ日本の看護師国家試験を受験する資格が与えられないが、海外で日本と相当と認められる看護師資格を保有する者に受験資格を与えるべきであり、研修期間4年の制限も撤廃する。これは、フィリピン看護師の選択の幅を広げることにも繋がるばかりでなく、日本で看護師試験を受験する労苦を考慮すると、日本人と外国人の就労機会における公平性といった観点から規制緩和すべきである。 ・ 本プロジェクトの具体的な内容は、受け入れ先の病院は仙酔会の病院であるはりまクリニック、はりま病院、及び、いなみ野病院とし、フィリピン看護師の現地での選抜、日本での日本語学習支援や生活補助を行う。将来的に増える可能性はあるが、当面は2名程度のフィリピン看護師の受入準備を2006年前後から開始したい。	兵庫県	特定医療法人社団 仙酔会	医療へのフィリピン看護師の受け入れ促進	少子高齢化が急速に進む日本において、医療人材が不足し医療が高度化する中で、近い未来に医療を担う人材が足りるのか強い懸念を有している。本プロジェクトは国が推進する医療人材の確保を補うことが目的であり、その一環としてFTA交渉においてフィリピンから要望を受けているフィリピン看護師を試験的に受け入れることをその内容とする。当会は過去にフィリピン看護師2名を育成した経験があり、プロジェクトが不要な規制によって様々な艱難を受けてきた経験を有する。そのような経験から日本の看護師試験を合格すれば日本人と同等の看護師資格を与える道を開くべきであり、研修期間4年制限(再就労不可)も撤廃をすべきと考える。
1062	10621011	外国人看護師の就労制限の撤廃	日本人看護師の就労環境の確保、コミュニケーションミスによるヒアリの防止といった観点から現在外国人が看護師になることに不必要に高いハードルを設けている。しかしながら、今後の少子高齢化及び国際化の流れの中、外国人も高い専門性と技能を有するとみなされる者に限り、日本の看護師国家資格の取得を条件に日本での就労が可能となる特別措置を講ずるべき。具体的には、 現在、外国人看護師は、日本の看護師国家資格を取得しても、研修目的として4年間のみの就労に限られているが、この期間制限を撤廃し在留資格の更新が可能にする。 現行制度では、日本の看護師国家資格の取得には、日本の看護師養成校を卒業する必要があるが、フィリピンの看護師資格保有者に限り、日本の看護師国家試験の受験資格を与える。	ベトナム看護師の受け入れで培った経験を生かし、日本とフィリピンとのFTA交渉でもフィリピン側要望で取り上げられているフィリピン看護師の日本における就労を当病院で実施する。 (具体的な事業の内容) 1. フィリピン看護師は、4年制大学を卒業した者が対象。 2. 現地で必要となるリクルートから日本語教育等は、AHPネットワーク協同組合に委託する。なおAHPが実施したベトナム看護師育成のケースでは現地で17ヶ月をかけて教育し日本語検定2級を取得している。 3. AHPが実施する日本語教育を履修し、卒業試験、面接等によるチェックを行い、訪日のための在留資格「医療」を与える。 4. また、フィリピンの就学期間は日本の看護学校卒より1年短いため、同カリキュラムを履修することで、日本の看護学校卒業と同等以上の知識及び技能を有すると認める。 5. 日本において看護師国家試験に合格(3月)した後は、4月以降、実際の勤務を当病院にてOJTから開始し、特に勤務に十分なコミュニケーション能力を備えるまでの間は、看護助手として勤務する。日本語を苦手とする外国人患者に対する通訳兼医療相談員としても有効活用できるメリットがある。	我が国は、少子高齢社会と世界一の長寿社会に突入している。社会保障費用は、80兆円と国家予算に匹敵している。そのような中、年金ばかりでなく、医療や介護の現場で将来、出生率1.29の現状で高齢者を誰が、看護、介護するのか今から検討する必要がある。一方、我が国は資源をもたない国であり、誇れるものは、優秀な人材とその知恵から創造される、さまざまな商工業製品である。FTA交渉は、世界経済の中で日本が率先して成功させねばならない分野である。このように、日本の将来の人口動態と経済構造をマクロで眺めた時、外国人の優秀なプロフェッショナルを我が国で活用することは、我が国にとって大きな利益であり、また、国際的な人材交流の観点からは大いにアセアンに貢献できるものと確信する。当病院は、AHP協同組合が平成6年から国際貢献の一環として実施してきた「ベトナム看護師養成支援事業」に協力し、これまで数名のベトナム看護師を当病院で実際に看護師として受け入れてきた。残念ながら、同支援事業は規制をクリアするために莫大な経費を要したことなどから第8期生をもって新規募集を今年打ち切ったが、これは、「日本の看護師学校養成所を卒業し、日本の看護師免許を取得した外国人は、医療の在留資格を取得しても、4年間の研修として業務に従事することができる」旨の厚労省通達が存在しているからである。これまで、ベトナム看護師達は、まず、日本の看護養成校の入学資格である「日本語2級」を取得するためにハノイで17ヶ月間、集中的に日本語を学習し、外国人人数制限の範囲内で看護専門学校に入学し、日本人と同様に日本の看護学校に3年通い、日本の国家試験を日本語でパスしているにも関わらず、上記通達によって、4年間しか日本での就労が認められず、ビザを更新することが許されないままベトナムに帰国せざるを得ない。一方、現在、FTA交渉でフィリピンからも看護師・介護労働者の受け入れが要請されていると報道で取り上げられており、日本の看護師国家資格を日本語でパスした外国人は明らかに専門労働者であり、「専門労働者は積極的に受け入れる」という日本の入管政策にも合致する。フィリピン看護師は、4年制大学を卒業し、米国のカリキュラムに準拠していることから、多数のフィリピン看護師が就労する英、米、中東でも優秀と評判が高い。現地で必要となるリクルートから日本語教育等は、AHPネットワーク協同組合に委託する。しかも、フィリピンの場合はベトナムのケースと異なり、既に現地の大学で看護師になるために4年間の学習を経て看護師資	千葉県	医療法人 弘仁会 板倉病院 理事長 梶原 優	船橋市における医療の国際化に向けた外国人看護師活用構想	我が国は少子高齢社会と世界一の長寿社会に突入し、社会保障費用は80兆円と国家予算に匹敵する中、出生率1.29の現状で高齢者を誰が、看護、介護するのかの対応に迫られている。国際的な人の移動が進む中、当病院は厳しい規制の中でベトナム看護師を受入れてきた。今後、フィリピン看護師を受入れるに際し、日本の看護師国家資格を取得しても4年限りの就労制限期間の撤廃と、フィリピンの看護師資格保有者に日本の看護師国家試験の受験資格を与えることを特区で要求する。船橋市は人口56万人のうち9800人の外国人が居住しており、日本語を苦手とする外国人患者に対する通訳兼医療相談員のニーズがある。
1100	11001011	外国人看護師の就労制限の撤廃	外国人看護師に対しては現在研修目的の4年間限りの就労が認められているが、更新可能なビザに改める。またフィリピンの看護師資格を条件として一定期間の日本語教育を経たものに対して、ビザ(医療)を発給し、看護師として就労を許可する。	フィリピンの看護師有資格者が現地において日本語教育を受け、日本語能力検定2級レベルの能力、併せて、実際の医療・看護の現場において使用される日本語の知識について学習を行う。なお、この日本語教育は、「AHPネットワーク協同組合」とフィリピンにおける同現法人「フォルズライフ・サービス・インク」に委託する。現在受入れを行っているベトナム看護師については本人が希望すれば継続して4年を超えて就労することを許可する。教育終了後、当法人が在留資格の認定申請を行い、フィリピンの看護師資格を基にビザ(医療)の発給を得、来日を実現したいと考えている。また就労後、本人が希望すれば日本の看護師国家試験の受験を妨げるものではない。就労場所は、当医療法人下の病院、診療所、介護老人保健施設、デイサービスセンターなど。当面の受入人数は、30名程度を上限とする。優秀な看護人材を安定的に受入れることにより、看護の充実を目指す。	(就労年数の上限を撤廃する規制緩和) 外国人看護師にとっては、日本語の習得・看護養成学校の受験や通学に多大な労力を要しており、それを活かして、医療機関での経験を蓄積する期間としては極めて短い。4年後も日本において働きたいという本人の意思を尊重すべきであり、日本人と同じ資格を有する外国人への公平性を配慮すべきである。受入側としても、日本語教育や看護養成にかかる負担が大きいものとなっているが、4年間は「実地教育を兼ねた期間」でもあり、病院側にこれから貢献していくとする時期で、短すぎると言わざるを得ない。今後の少子高齢化の中で、雇用確保の観点からも外国人看護師の受け入れは、看護師の安定的な雇用確保に繋がりが、看護の充実にも資すると考えている。 (相手国の看護師資格を条件にビザ(医療)の発給を行う規制緩和) 今までの「ベトナム看護師養成支援事業」への参加経験から、外国人看護師の受け入れは「分可能なプログラムである」と考えている。まずはフィリピン看護師に限り受け入れを行う。フィリピンの看護師のレベルは高く、これは、A)看護師養成が大学学部によって行われ高いレベルが担保されていることや、B)15万1千人の看護師が国外で就労している実績があり、受入国において一定の評価を得ていること等が理由として挙げられる。昨今の政治的課題とされている自由貿易協定交渉においても、強く看護師等の受け入れを求めているなど相手国のニーズや政治的課題に答えることにも資すると考えられる。将来的には派遣国をフィリピンから東アジア・東南アジア諸国にも広げていきたいと考えている。またこの構想が広く実現されれば、日本がアジア地域の医療の発展に貢献し、国際的な人の移動といった側面からもシンボリックな存在になると確信している。入国後、本人が希望すれば日本の看護師国家試験の受験を妨げるものではない。優秀な看護人材を安定的に受入れることにより、看護の充実にも資すると考えられる。	広島県	医療法人 あかね会	外国人看護師の就労期間の上限の撤廃と、相手国の看護師資格を基にビザ(医療)の発給を可能にする構想	医療法人あかね会は外国人看護師の受入経験を有し、この経験から右の規制緩和が必要である。外国人看護師の就労期間上限を4年間限りから更新可能としたい。これは同じ資格を有する外国人看護師に対する機会均等といった観点と、将来の少子高齢化の中で外国人看護師の受け入れが看護師の安定的確保に資するとの観点からのもの。まずはFTA交渉を行うフィリピンの看護師資格を条件に、現地研修による一定の日本の医療慣習も含めた日本語能力を有する者に対し、日本での看護業務の許可を願いたい。これは今後の国際化の進展の中で、一番無理のない自然なスキームとしての提案であり、入国後、本人の看護師国家試験受験を妨げるものではない。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1307	13071011	外国人看護師の就労制限の撤廃	フィリピンにおいて看護師の資格を取得した者については日本の看護師国家試験を受験できるものとし国家試験合格者は4年を超えて看護業務に従事できるものとする。	フィリピン人看護師に株式会社日立製作所日立総合病院に併設する日立看護専門学校への留学(看護師国家試験前6~7ヵ月間)を経て日本の看護師資格を取得させ、勤務終了後毎日1時間程度の日本語教育と英語の使える者をプリセプターとするなどしながら株式会社日立製作所日立総合病院において看護業務に従事させる。	株式会社日立製作所日立総合病院は茨城県北部の地域中核病院であるが慢性的に20~30名の看護師が不足しているばかりでなく、看護師総数380名のうち学卒看護師はわずか9名であり、高度先端医療を指向する当病院としては学卒看護師の確保が重要な課題となっている。しかしながら茨城県北部に所在するという採用活動上不利な地理的条件と看護学部を有する県内の大学が極めて少数であること等から今後当病院が必要とする学卒看護師の確保は極めて難しい状況にある。加えて現在茨城県では東北地区救命救急センターの当院への設置が検討されており、この構想が現実となった場合には、高い看護スキルを有した20名程度の看護師確保が更に必要となることから規制の特例適用を申請するもの。	茨城県	株式会社日立製作所日立総合病院	フィリピン国看護学部卒看護師雇用プロジェクト	当院は日立医療圏(29万人)における地域中核病院として高度専門医療を指向しているが、医療の高度化・専門化にともない「質の高い看護」が求められる中、当院の学卒看護師は9名(総数380名)に過ぎない。当院所在地が茨城県北部にあるという地理的条件や日立医療圏内の看護学部が本年開設の1校であること等から学卒看護師の確保は極めて困難な状況にある。このような状況を打開し地域の社会的要請に応え「質の高い看護」を実現するためフィリピン人学卒看護師の就業が可能となるよう保健師助産師看護師法第21条第4項の規制緩和及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の規制緩和を申請する。
1030	10301012	看護師資格の相互認証等による外国人看護師への在留資格の付与	現行法令上、「入国審査官は、・・・当該外国人が次の各号に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうか審査しなければならない。(出入国管理及び難民認定法第7条)として、「三 申請人が保健師、助産師、看護師又は准看護師としての業務に従事しようとする場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第1条第1項に規定する学校、養成所又は准看護師養成所を卒業又は修了後4年以内の期間中に研修として業務を行うこと」(同法省令)とあり、外国人が日本の看護師資格を取得した場合、4年間のみ研修としての業務以外は認められていないが、特区においては、この制限を撤廃し、海外における看護師資格の取得者については、就労ビザ(医療)を発給し、更新可能な1年又は3年の就労資格を与えるものとする。	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通して、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。	高齢化に伴い介護や医療への需要は増大しつつあるが、少子化に伴い労働人口は減少しつつあり、殊に介護・看護分野においてはその労働力不足が顕著なものとなることが予想される。一方、北米をはじめとする諸外国においては、フィリピンをはじめとする東アジア諸国から、多くの優秀な介護・看護人材を受け入れており、それは既に一般化している。しかし、現在、日本国内で看護師として入国し、看護業務に従事するためには、日本の看護学校を卒業し、日本の看護師資格を取得しなければならない。今後、日本国内の労働人口が減少を考えると、海外からの労働力を受け入れ、介護・看護人材の不足を補填する必要性は極めて高い。そのために、日本の看護師資格と同等以上と認めることができる場合には、日本語によるコミュニケーション能力を前提として、海外の看護師資格取得者についても入国及び就労を容認することが不可欠であると考えられる。	東京都	ヒューマンホールディングス株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通して、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。
1030	10301020	看護師資格の相互認証等による外国人看護師への在留資格の付与	現行法令上、「・・・看護師になるようとする者は・・・看護師試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない」(保健師助産師看護師法第7条)「看護師でないものは、第5条に規定する業をしてはならない」(保健師助産師看護師法第31条)として、日本の看護師国家試験に合格した者でなければ、海外の看護師資格のみでは、在留資格・就労資格がないとしているが、特区においては、海外における看護師資格に相当する免許取得者について日本の看護師資格を付与し、国内における看護師としての就労を可能とする。	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通して、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。	高齢化に伴い介護や医療への需要は増大しつつあるが、少子化に伴い労働人口は減少しつつあり、殊に介護・看護分野においてはその労働力不足が顕著なものとなることが予想される。一方、北米をはじめとする諸外国においては、フィリピンをはじめとする東アジア諸国から、多くの優秀な介護・看護人材を受け入れており、それは既に一般化している。しかし、現在、日本国内で看護師として入国し、看護業務に従事するためには、日本の看護学校を卒業し、日本の看護師資格を取得しなければならない。今後、日本国内の労働人口が減少を考えると、海外からの労働力を受け入れ、介護・看護人材の不足を補填する必要性は極めて高い。そのために、日本の看護師資格と同等以上と認めることができる場合には、日本語によるコミュニケーション能力を前提として、海外の看護師資格取得者についても入国及び就労を容認することが不可欠であると考えられる。	東京都	ヒューマンホールディングス株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通して、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。
1038	10381022	看護師資格の相互認証等による外国人看護師への在留資格の付与	・ 外国(日本の看護師レベル相当以上の国と厚生労働省が認められた国のみ)で日本の看護師資格に相当する資格を得た者に対する「医療」の就労できる在留資格の取得 ・ 外国人看護師に対し設定されている研修期間制限の緩和(在留期間を更新が不可能な4年間から更新可能な1年又は3年に変更)	資格の相互認証が認められれば、弊社が海外で看護師資格を有しているものを募集し、選抜を経て来日(ビザは更新可能な1年又は3年の在留期間を持つ看護師向けの医療ビザ)する。一定期間の日本語等教育、日本医療習慣等の外国人向けの研修と一般派遣前研修を経て、派遣先へ派遣される。	就労開始までの間に時間を要することは、それだけ派遣実施までかなりの時間を費やすことになる。派遣には迅速な対応が必要である。外国人の受け入れに対する煩雑な手続きが一部省略できる。日本において就労経験を有しかつ日本での就労意欲がある外国人看護師については、在留期間を現状4年間から延長可能な在留資格とすべき。彼/彼女らは、我が国の医療を下支えに寄与していると思われ、その有効かつ適切な活用をしていく選択肢を作るべき。ビジネスの観点から、実際の業務に就くまで、派遣先から認められるまでは、かなりの時間と費用が先行投資が必要。その費用等を回収しビジネスとして回っていくためには4年程度の就労期間では不可能でありこれを改めるべき。規制緩和により長期的な活動が可能になれば、スタッフの業務面だけでなく、両国間の文化交流の深耕による友好関係の更なる向上等の文化面についてもその効果を見込める。外国人看護師の質について、最近では、東アジア地域でも医療について学問的にも、技術的にも従来よりかなりレベルが向上していると考えられ、日本と比べてみても遜色はないと考えられる。例えば既にフィリピンでは2002年度で総計12,000人以上の看護師がサウジアラビアや英国等の各国で就労している実績があり、これだけの実績を上げるにはそれなりの看護レベルを保持していないと不可能と思われる。よって同国の看護師レベルでは日本においても対応することは充分可能。将来的にはEUのドイツと英国のような相互認証をとるかたちで看護業務を行なうことを許可し、世界規模での看護師の派遣が実現できるようにお願いしたい。少なくとも1年未満の研修を経て看護師資格を付与する、若しくは、准看護師相当の資格(正看護師への一定期間後の受験を義務づける)を付与するといった多様な外国人看護師育成のための設計をお願いしたい。	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、愛知県、福岡県、沖縄県、北海道	セントスタッフ株式会社	「医療・介護分野におけるWINWINトラベリングナースシステムビジネスモデル」	弊社は医療・福祉分野に特化した人材派遣会社。今後益々進展していく少子高齢化の中で弊社をご利用頂いている病院・介護施設が少なくとも一時的な看護師不足に悩まされているケースが多く、職員の過剰労働で対応されているケースもある。弊社はそこをビジネスチャンスと捉え現在国内で行っている「トラベリングナース」モデルを東アジアに展開することにより東アジアで看護師資格を持ち弊社と今後提携する病院に勤務する優秀な外国人看護師を日本語や日本医療プラクティスの事前研修を行い、希望する病院・介護施設に1年程度派遣する。このための規制緩和をお願いしたい。これには入管の迅速な手続きや看護師法等の規制緩和が必要不可欠となる。



構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1095	10951010	フィリピン人看護師資格を有する者の看護師としての就労許可	本提案においては、フィリピンとの F T A 締結後、フィリピンの看護師資格取得者に就労可能な「医療」の在留資格を与えるとともに、日本の看護師資格を付与し、国内における看護師としての就労を可能とさせる。	英語の堪能なフィリピン人看護師を当病院にて受け入れ、医療通訳兼看護師として就労させる。現地での選抜面接や生活に必要最低限の日本語の習得(日本語検定3級)後、最初の1年程度は、当病院で既に勤務している通訳を補助するため、外国人患者に対する医療相談員として勤務する。この期間に看護師として勤務するのに必要な日本語を現場研修及び竹田看護専門学校の協力を経て実施する。一定のレベルに達したことが確認された後、医療現場に看護師として参加する。	福島県には平成15年12月末現在12,673名の外国人が居住している。会津若松市には692名の外国人が居住しており、同市における人口1,000人当たりの外国人の割合は5.9人である。特にコンピュータ理工学部単科の大学である会津大学は、教授の約半分を外国人がしめており、教授とその家族が同市に住んでいる関係で地方都市にしては外国人居住者が意外に多いのである。会津地方全体では1,411名の外国人が居住している。また、当院に受診している平成15年8月末現在の外国人患者数は414名で、そのうち27名が東京など会津地方以外からの患者である。当院への外国人の受診ニーズは非常に高く、専任の医療通訳2名(米国人と中国人、英語、スペイン語、中国語)を配置し外国人の受診サポートを行っている。医療通訳がいることが多数の外国人受診につながっている。外国人にとって日本の病院で診療を受けるにあたって2つの問題がある。一つ目はコミュニケーションつまり言葉の問題、2つ目が医療内容に関する問題である。一つ目の問題は外国人医療通訳がいることにより緩和されるが、2つ目の問題は医療専門職(医師や看護師)だけが解決できる問題である。そこでこの問題解決のためには、外国人看護師の勤務が求められる。外国人看護師が勤務していることにより、日本と外国の医療との差異を理解しその差異を補う看護の提供が期待できるからである。外国人医療通訳による受診サポートから継続して、外国人看護師による医療現場(手術や分娩等)での看護が提供されることは外国人にとって大きな安心につながる。これにより医療提供側(病院)と受診する外国人双方にメリットが出てくる。特にフィリピン人看護師は北米、欧州、中東その他世界各地に就労しているため、日本の医療を理解したうえで現場に勤務すれば2つ目の問題解決に大きな役割を期待することができる。	福島県	財団法人 竹田綜合病院	外国人患者の多い病院における外国人看護師の受け入れ	会津若松市に位置する当院は、平成15年8月現在で414名の外国人患者を抱えるなど外国人の受診ニーズが非常に高く、専任通訳2名を配置し外国人の受診サポートを行っている。しかし、これら通訳は医療の知識がないため、当院の医師、看護師との意志の疎通が困難な場合が多い。このため、英語に堪能なフィリピン人看護師を受け入れることにより、医療通訳として活用できる他、医療現場においても外国人にとって大きな安心につながるメリットがある。
1100	11001012	看護師資格の相互認証等による在留資格の付与	外国人看護師に対しては現在研修目的の4年間限りの就労が認められているが、更新可能なビザに改める。またフィリピンの看護師資格を条件として一定期間の日本語教育を経たものに對して、ビザ(医療)を発給し、看護師として就労を許可する。	フィリピンの看護師有資格者が現地において日本語教育を受け、日本語能力検定2級レベルの能力、併せて、実際の医療・看護の現場において使用される日本語の知識について学習を行う。なお、この日本語教育は、「AHPネットワーク協同組合」とフィリピンにおける同現法人「フィルズライフ・サービス・インク」に委託する。現在受入れを行っているベトナム人看護師については本人が希望すれば継続して4年を超えて就労することを許可する。教育終了後、当法人が在留資格の認定申請を行い、フィリピンの看護師資格を基にビザ(医療)の発給を得、来日を実現したいと考えている。また就労後、本人が希望すれば日本の看護師国家試験の受験を妨げるものではない。就労場所は、当医療法人下の病院、診療所、介護老人保健施設、デイサービスセンターなど。当面の受入人数は、30名程度を上限とする。優秀な看護人材を安定的に受入れることにより、看護の充実を目指す。	(就労年数の上限を撤廃する規制緩和) 外国人看護師にとっては、日本語の習得・看護師養成学校の受験や通学に多大な労力を要しており、それを活かして、医療機関での経験を蓄積する期間としては極めて短い。4年後も日本において働きたいという本人の意思を尊重すべきであり、日本人と同じ資格を有する外国人への公平性を配慮すべきである。受入側としても、日本語教育や看護師養成にかかる負担が大きいものとなっているが、4年間は「実地教育を兼ねた期間」でもあり、病院側にこれから貢献していくとする時期で、短すぎると言わざるを得ない。今後の少子高齢化の中で、雇用確保の観点からも外国人看護師の受入れは、看護師の安定的な雇用確保に繋がりが、看護の充実にも資すると考えている。 (相手国の看護師資格を条件にビザ(医療)の発給を行う規制緩和) 今までの「ベトナム人看護師養成支援事業」への参加経験から、外国人看護師の受入れは十分可能なプログラムであると考えている。まずはフィリピン人看護師に限り受入れを行う。フィリピンの看護師のレベルは高く、これは、A)看護師養成が大学学部によって行われ高いレベルが担保されていることや、B)15万1千人の看護師が国外で就労している実績があり、受入国において一定の評価を得ていること等が理由として挙げられる。昨今の政治的課題とされている自由貿易協定交渉においても、強く看護師等の受入れを求めているなど相手国のニーズや政治的課題に答えることにも資すると考えられる。将来的には派遣国をフィリピンから東アジア・東南アジア諸国にも広げていきたいと考えている。またこの構想が広く実現されれば、日本がアジア地域の医療の発展に貢献し、国際的な人の移動といった側面からもシンボリックな存在になると確信している。入国後、本人が希望すれば日本の看護師国家試験の受験を妨げるものではない。優秀な看護人材を安定的に受入れることにより、看護の充実にも資すると考えられる。	広島県	医療法人あかね会	外国人看護師の就労期間の上限の撤廃と相手国の看護師資格を基にビザ(医療)の発給を可能にする構想	医療法人あかね会は外国人看護師の受入経験を有し、この経験から右の規制緩和が必要である。外国人看護師の就労期間上限を4年間限りから更新可能としたい。これは同じ資格を有する外国人看護師に対する機会均等といった観点と、将来の少子高齢化の中で外国人看護師の受入れが看護師の安定的確保に資するとの観点からのもの。まずはFTA交渉を行うフィリピンの看護師資格を条件に、現地研修による一定の日本の医療慣習も含めた日本語能力を有する者に対し、日本での看護業務の許可を願いたい。これは今後の国際化の進展の中で、一番無理のない自然なスキームとしての提案であり、入国後、本人の看護師国家試験受験を妨げるものではない。
1038	10381030	外国人看護師等の受入れに対する看護師法の認定基準明確化	現在、外国での看護師免許及び養成学校卒業資格は、日本の看護師国家試験の受験要件に実質的に勘案されておらず、以下の規制緩和を行う。 (規制緩和措置) ・外国で「日本の資格と同等以上である看護師免許」を得た者で、以下の基準を満たした者に対して、日本の看護師国家試験の受験資格を付与する。 ・外国で「日本の養成校と同等以上である看護師養成施設」を卒業した者で、以下の基準を満たした者に対して、日本の看護師国家試験の受験資格を付与する。 (規制緩和基準) ・看護師個人の基準：厚生労働省等が定める基準をクリアしていることが条件 ・派遣・受入先の基準：厚生労働省等が定める基準をクリアしていることが条件	資格の相互認証が認められれば、弊社が海外で看護師資格を有している者及び看護大学等を卒業している者を募集し、選抜を経て短期で来日する。一定期間の日本語教育、日本医療習慣等の外国人向けの研修を経て、看護師試験を受験。合格者は、再度派遣先へ派遣される。外国人が日本の看護師資格を取得後に、一般派遣前研修を経て、派遣先に派遣される。	就労開始までの間に時間を要することは、それだけ派遣実施までかなりの時間を費やすことになる。派遣には迅速な対応が必要である。外国人の受け入れに対する煩雑な手続きが一部省略できる。日本において就労経験を有しかつ日本での就労意欲がある外国人看護師については、在留期間を現状4年間から延長可能な在留資格とすべき。彼/彼女らは、我が国の医療を下支えに寄与していると思われる、その有効かつ適切な活用をしていく選択肢を作るべき。ビジネスの観点から、実際の業務に就くまで、派遣先から認められるまでは、かなりの時間と費用の先行投資が必要。その費用等を回収しビジネスとして回っていくためには4年程度の就労期間では不可能でありこれを改めるべき。規制緩和により長期的な活動が可能になれば、スタッフの業務面だけでなく、両国間の文化交流の深耕による友好関係の更なる向上等の文化面についてもその効果を見込める。外国人看護師の質については、最近では、東アジア地域でも医療について学問的にも、技術的にも従来よりかなりレベルが向上していると考えられ、日本と比べてみても遜色はないと考えられる。例えば既にフィリピンでは2002年度で総計12,000人以上の看護師がサウジアラビアや英国等の各国で就労している実績があり、これだけの実績を上げるにはそれなりの看護レベルを保持していないと不可能と思われる。よって同国の看護師レベルでは日本においても対応することは充分可能。将来的にはEUのドイツと英国のような相互認証をとるかたちで看護業務を行なうことを許可し、世界規模での看護師の派遣が実現できるように願いたい。少なくとも1年未満の研修を経て看護師資格を付与する、若しくは、准看護師相当の資格(正看護師への一定期間後の受験を義務づける)を付与するといった多様な外国人看護師育成のための設計をお願いしたい。	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、愛知県、福岡県、沖縄県、北海道	セントスタッフ株式会社	「医療・介護分野におけるWINWINトラベリングナースシステムビジネスモデル」	弊社は医療・福祉分野に特化した人材派遣会社。今後益々進展していく少子高齢化の中で弊社をご利用頂いている病院・介護施設が少なくとも一時的な看護師不足に悩まされているケースが多く、職員数の過剰労働で対応されている「トラベリングナース」モデルを東アジアに展開することにより東アジアで看護師資格を持ち弊社と今後提携する病院に勤務する優秀な外国人看護師を日本語や日本医療プラクティスの事前研修を行い、希望する病院・介護施設に1年程度派遣する。このための規制緩和をお願いしたい。これには入管の迅速な手続きや看護師法等の規制緩和が必要不可欠となる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1043	10431012	看護師受験資格の特例	現在、外国人が日本で看護師として就労するためには、厚生労働大臣等の指定する看護学校で入学・卒業し、国家試験に合格しなければならない。また、合格後に日本の医療機関で就労する場合も研修目的で4年間限りの在留期間しか認められていない。 特例措置によって、自国の看護師資格を有し、一定の実務経験と日本語能力があると認められた者については、日本の看護専門学校(3年次)を修了すれば看護師国家試験の受験資格を与えることとし、当該資格取得後に更新可能な留資格(「医療」)を付与するものとする。	1. 海外の提携病院等において募集を行い、応募した外国人看護師を書類選考等で選抜する。(編入資格については代替措置の欄参照) 2. 当院併設の麻生医療福祉専門学校看護科(3年課程)の3年に編入し、教育研修を実施する。(2名程度を想定) 3. 看護師国家試験を受験。合格した場合は麻生飯塚病院にて就労、不合格の場合は帰国させる。	本プロジェクトは首都圏に比べて高い高齢率を持つ地域の特定病院(麻生飯塚病院等)で外国人看護師を試験的に受け入れることで、将来的な看護師不足に対応する礎となることを内容・目的としている。特区では、就労経験を持つ外国人看護師に対して、自前の看護師養成学校の最終学年への編入と日本の看護師国家試験に合格すること等を条件として、日本人と同等な看護師資格と更新可能な留資格を付与する規制緩和を行う。資格取得後は特定病院において就労する。これによって、特定病院において外国人の受入のノウハウを蓄積することになり、将来の少子化による看護師不足対策及び今後の国際化の進展によって外国人向け医療の拡充に貢献する。	福岡県	株式会社麻生飯塚病院	地方での外国人看護師の就業プロジェクト	本プロジェクトは首都圏に比べて高い高齢率を持つ地域の特定病院(麻生飯塚病院等)で外国人看護師を試験的に受け入れることで、将来的な看護師不足に対応する礎となることを内容・目的としている。特区では、就労経験を持つ外国人看護師に対して、自前の看護師養成学校の最終学年への編入と日本の看護師国家試験に合格すること等を条件として、日本人と同等な看護師資格と更新可能な留資格を付与する規制緩和を行う。資格取得後は特定病院において就労する。これによって、特定病院において外国人の受入のノウハウを蓄積することになり、将来の少子化による看護師不足対策及び今後の国際化の進展によって外国人向け医療の拡充に貢献する。
1045	10451012	看護師受験資格の特例	フィリピン看護師有資格者については、看護師国家試験を合格した等との条件によって、日本の看護師資格を付与する。もって現行の研修目的の4年限りの条件は撤廃する。また、看護師国家試験の受験要件については、日本と相当と認められるフィリピンの看護学部(大学相当)を卒業したものの、フィリピンの看護師資格を有することを必要十分な条件として日本の看護師国家試験の受験資格を付与する。もって現行の日本の看護師養成学校等を卒業する要件は撤廃する。	本プロジェクトの具体的な内容は、受け入れ先の病院は仙酔会の病院であるはりまクリニック、はりま病院、及び、いなみ野病院として、フィリピン看護師の現地での選抜、日本語等学習支援、日本での日本語等学習支援や生活補助を行う。将来的に増える可能性はあるが、当面は2名程度のフィリピン看護師の受入準備を2006年前後から開始したい。	・本プロジェクトは、少子高齢化が急速に進む日本において医療人材が不足し高齢者向け医療が増加することに対する日本国政府の医療人材の確保への対応は不十分であり、医療への外国人人材の受け入れを通して国の医療人材の確保の対策を補うことを目的とする。その一環としてFTA交渉においてフィリピンから要望を受けているフィリピン人看護師を試験的に受け入れる。 ・また当会は過去にフィリピン人看護師2名を育成プロジェクトに関与しており、日本語学校留学から、専門学校の受験、国家試験の受験、4年限りの就労先の病院としてその現場を見てきており、受け入れ経験が蓄積されている。今後受け入れが進む場合は、受け入れ対象病院に相応しい。 ・現在外国人看護師有資格者は日本の看護学校を卒業しなければ日本の看護師国家試験を受験する資格が与えられないが、海外で日本と相当と認められる看護師資格を保有する者に受験資格を与えるべきであり、研修期間4年の制限も撤廃する。これは、フィリピン看護師の選択の幅を広げることにも繋がるばかりでなく、日本で看護師試験を受験する労苦を考慮すると、日本人と外国人の就労機会における公平性といった観点から規制緩和すべきである。 ・本プロジェクトの具体的な内容は、受け入れ先の病院は仙酔会の病院であるはりまクリニック、はりま病院、及び、いなみ野病院とし、フィリピン看護師の現地での選抜、日本での日本語学習支援や生活補助を行う。将来的に増える可能性はあるが、当面は2名程度のフィリピン看護師の受入準備を2006年前後から開始したい。	兵庫県	特定医療法人社団 仙酔会	医療へのフィリピン人看護師の受け入れ促進	少子高齢化が急速に進む日本において、医療人材が不足し医療が高度化する中で、近い未来に医療を担う人材が足りるのか強い懸念を有している。本プロジェクトは国が推進する医療人材の確保を補うことが目的であり、その一環としてFTA交渉においてフィリピンから要望を受けているフィリピン人看護師を試験的に受け入れることをその内容とする。当会は過去にフィリピン人看護師2名を育成した経験があり、プロジェクトが不要な規制によって様々な困難を受けてきた経験を有する。そのような経験から日本の看護師試験を合格すれば日本人と同等の看護師資格を与える道を開くべきであり、研修期間4年制限(再就労不可)も撤廃をすべきと考える。
1062	10621012	看護師受験資格の特例	日本人看護師の就労環境の確保、コミュニケーションミスによるヒアリの防止といった観点から現在外国人が看護師になることに不必要に高いハードルを設けている。しかしながら、今後の少子高齢化及び国際化の流れの中、外国人も高い専門性と技能を有するとみなされる者に限り、日本の看護師国家資格の取得を条件に日本での就労が可能となる特例措置を講ずるべき。具体的には、 現在、外国人看護師は、日本の看護師国家資格を取得しても研修目的として4年間のみの就労に限られているが、この期間制限を撤廃し在留資格の更新が可能にする。 現行制度では、日本の看護師国家資格の取得には、日本の看護師養成校を卒業する必要があるが、フィリピンの看護師資格保有者に限り、日本の看護師国家試験の受験資格を与える。	ベトナム看護師の受け入れで培った経験を生かし、日本とフィリピンとのFTA交渉でもフィリピン側要望で取り上げられているフィリピン看護師の日本における就労を当病院で実施する。 (具体的な事業の内容) 1. フィリピン看護師は、4年制大学を卒業した者が対象。 2. 現地で必要となるリクルートから日本語教育等は、AHPネットワーク協同組合に委託する。なおAHPが実施したベトナム看護師育成のケースでは現地で17ヶ月をかけて教育し日本語検定2級を取得している。 3. AHPが実施する日本語教育を履修し、卒業試験、面接等によるチェックを行い、訪日のための在留資格「医療」を与える。 4. また、フィリピンの就学期間は日本の看護学校卒より1年短いため、同カリキュラムを履修することで、日本の看護学校卒業と同等以上の知識及び技能を有すると認める。 5. 日本において看護師国家試験に合格(3月)した後は、4月以降、実際の勤務を当病院にてOJTから開始し、特に勤務に十分なコミュニケーション能力を備えるまでの間は、看護助手として勤務する。日本語を苦手とする外国人患者に対する通訳兼医療相談員としても有効活用できるメリットがある。	我が国は、少子高齢社会と世界一の長寿社会に突入している。社会保障費用は、80兆円と国家予算に匹敵している。そのような中、年金ばかりでなく、医療や介護の現場で将来、出生率1.29の現状で高齢者を誰かが看護、介護するのが今から検討する必要がある。一方、我が国は資源をもたない国であり、誇れるものは、優秀な人材とその知恵から創造される、さまざまな商品工業製品である。FTA交渉は、世界経済の中で日本が率先して成功させねばならない分野である。このように、日本の将来の人口動態と経済構造をマクロで眺めた時、外国人の優秀なプロフェッショナルを我が国で活用することは、我が国にとって大きな利益であり、また、国際的な人材交流の観点からは大いにアセアンに貢献できるものと確信する。当病院は、AHP協同組合が平成6年から国際貢献の一環として実施してきた「ベトナム看護師養成支援事業」に協力し、これまで数名のベトナム看護師を当病院で実際に看護師として受け入れてきた。残念ながら、同支援事業は規制をクリアするために莫大な経費を要したことから第8期生をもって新規募集を今年打ち切ったが、これは、「日本の看護師学校養成所を卒業し、日本の看護師免許を取得した外国人は、医療の在留資格を取得しても、4年間の研修として業務に従事することができる」旨の厚労省通達が存在しているからである。これまで、ベトナム人看護師達は、まず、日本の看護師養成校の入学資格である「日本語2級」を取得するためにハノイで17ヶ月間、集中的に日本語を学習し、外国人人数制限の範囲内で看護専門学校に入学し、日本人と同様に日本の看護学校に3年通い、日本の国家試験を日本語でパスしているにも関わらず、上記通達によって、4年間しか日本での就労が認められず、ビザを更新することが許されないままベトナムに帰国せざるを得ない。一方、現在、FTA交渉にてフィリピンからも看護師・介護労働者の受け入れが要請されていると報道で取り上げられており、日本の看護師国家資格を日本語でパスした外国人は明らかに専門労働者であり、「専門労働者は積極的に受け入れる」という日本の入管政策にも合致する。フィリピン人看護師は、4年制大学を卒業し、米国のカリキュラムに準拠していることから、多数のフィリピン人看護師が就労する英、米、中東でも優秀と評判が高い。現地で必要となるリクルートから日本語教育等は、AHPネットワーク協同組合に委託する。しかも、フィリピンの場合はベトナムのケースと異なり、既に現地の大学で看護師になるために4年間の学習を経て看護師資格	千葉県	医療法人 弘仁会 板倉病院 理事長 梶原 優	船橋市における医療の国際化に向けた外国人看護師活用構想	我が国は少子高齢社会と世界一の長寿社会に突入し、社会保障費用は80兆円と国家予算に匹敵する中、出生率1.29の現状で高齢者を誰かが看護、介護するのの対応に迫られている。国際的な人の移動が進む中、当病院は厳しい規制の中でベトナム人看護師を受け入れてきた。今後、フィリピン人看護師を受入れるに際し、日本の看護師国家資格を取得しても4年間のみの就労制限期間の撤廃と、フィリピンの看護師資格保有者に日本の看護師国家試験の受験資格を与えることを特区で要求する。船橋市は人口56万人のうち9800人の外国人が居住しており、日本語を苦手とする外国人患者に対する通訳兼医療相談員のニーズがある。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1217	12171020	看護師試験の受験資格の要件の養成学校要件の緩和	フィリピン人看護師であって、以下の要件を満たしたものであること。現地在職中または在学中の採用において、厚生省が日比両看護資格を精査した上で不足部分の補習プログラムを作成し、フィリピン人看護師に対して、その受講を義務づけさせる。日本の就労に資する高度な日本語教育を受け、業務に支障のない程度の語学力の取得を義務づけさせる。補習プログラム受講開始から三年の間は、就労等の生活の中で更に語学力、日本の生活習慣、受験対策等の自己研鑽の機会を設ける。	現地で教育を受け、選抜されたフィリピン人看護師が左記の厚生省の補習プログラムを日本で受講し、養成学校卒業者と同等の知識・技能を得ているものとして日本の看護師資格を日本語で受験する。合格後、当法人関連施設で看護師として就労する。	現行制度では、養成学校の卒業は安定した国内の看護師の確保及び質の向上に不可欠である。よって、フィリピン人看護師は、総じて教育レベルが高いにも関わらず、たとえ、自国で既に看護大学を卒業していたとしても、日本で看護専門学校を受けなければならない。本特例措置を講ずることにより、このような無駄を省くことが可能になり、自国よりも高い待遇と日本及びフィリピンでのキャリアアップの機会が得られる。受入機関にとっても、三年間という養成学校での時間・費用がかからず効率的にフィリピン人看護師を養成することができる。	千葉県	社会福祉法人さつき会理事長 矢田洋三	「日比 医療・福祉人材選流プロジェクト」	将来推計では就労人口低下が予測され、高齢人口自体が過剰を見せても、その介護ニーズを満たす介護職の確保は厳しい。今後、介護・看護分野において海外労働力を受入れるという取り組みは、社会福祉事業が一定の質を維持し、更に向上させてサービスを供給していく上で重要な選択肢となる。その他、異文化人材を受け入れることで既存職員にはコミュニケーションの重要性、対象者の生活習慣や個性の尊重といった介護の原則を再認識する機会が生まれ、外国人労働者も自国より高い待遇と帰国後も就労機会が得られるキャリアアップの機会が生まれるというメリットがあり、外国人看護師の育成、受入経験を有する当法人の取り組みで実証していきたい。
1307	13071012	外国人看護師の就労制限の撤廃	フィリピンにおいて看護師の資格を取得した者については日本の看護師国家試験を受験できるものとし国家試験合格者は4年を超えて看護業務に従事できるものとする。	フィリピン人看護師に株式会社日立製作所日立総合病院に併設する日立看護専門学校への留学(看護師国家試験前6~7ヵ月間)を経て日本の看護師資格を取得させ、勤務終了後毎日1時間程度の日本語教育と英語の使える者をプリセプターとするなどしながら株式会社日立製作所日立総合病院において看護業務に従事させる。	株式会社日立製作所日立総合病院は茨城県北部の地域中核病院であるが慢性的に20~30名の看護師が不足しているばかりでなく、看護師総数380名のうち学卒看護師はわずか9名であり、高度先端医療を指向する当病院としては学卒看護師の確保が重要な課題となっている。しかしながら茨城県北部に所在するという採用活動上不利な地理的条件と看護学部を有する県内の大学が極めて少数であること等から今後当病院が必要とする学卒看護師の確保は極めて難しい状況にある。加えて現在茨城県では東北地区救命救急センターの当院への設置が検討されており、この構想が現実となった場合には、高い看護スキルを有した20名程度の看護師確保が更に必要となることから規制の特例適用を申請するもの。	茨城県	株式会社日立製作所日立総合病院	フィリピン国看護学部卒看護師採用プロジェクト	当院は日立医療圏(29万人)における地域中核病院として高度専門医療を指向しているが、医療の高度化・専門化にともない「質の高い看護」が求められる中、当院の学卒看護師は9名(総数380名)に過ぎない。当院所在地が茨城県北部にあるという地理的条件や日立医療圏内の看護学部が本年開設の1校であること等から学卒看護師の確保は極めて困難な状況にある。このような状況を打開し地域の社会的要請に応え「質の高い看護」を実現するためフィリピン人学卒看護師の就業が可能となるよう保健師助産師看護師法第21条第4項の規制緩和及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の規制緩和を申請する。
1026	10261010	介護保険利用者1割負担を事業者が負担する規制を緩和する。	現状は介護保険利用者負担は絶対1割を事業者は取らなければならない。1割負担のみの値引きや、介護介護保険利用者1割負担分を事業者が負担する事は禁止されている。(事業者間の競争条件を同じにするとの理由や、介護保険の主旨誰でも公平に負担するとの理由から規制がある)	家族と一緒に生活している生活保護者と収入格差無い、基礎年金者の利用負担を軽減する。(特区認定事業者の裁量権で1割負担のみの値引きが出来る様にする)	生活保護者と収入格差が無い基礎年金のみの利用者に対して1割負担は大きな問題で制度を利用しにくくしている。競争条件が現制度で既得権益を持った(利用者確保ができた施設)大きな病院施設等を運営する事業者、市町村立病院、社会福祉協議会施設と新規単独事業者との差が大きくなり不公平がある。強者と弱者の公平な競争条件で介護保険制度を発展させる。	福岡県	社会福祉法人救手会 ケイ・ティ・エンタープライズ株式会社 有限会社 かつと 梶栗 俊郎	社会福祉施設に特化した住みたくな町づくり特区構想	介護・医療・保育所等の介護福祉施設の財源は、社会的強者の福祉、カジノの経済活動で賄い、自立した強い地域を作る。日本の美、伝統文化の建築美を意欲した観光産業的空間特性を明確にして、グローバル化社会に対応する。民間活力で総事業費550億円のインフラ整備を10年間で完了し、ハード・ソフト面の達成で、救手町内ピーク時の3万2千人に回復させる。経済改革特区債権の発行分に対して、利子補給と元本を政府が保証する。介護保険1割自己負担金分を事業者に割引の裁量権を認める。
1026	10261090	施設から通院介助する場合、デイサービスセンターの利用時間より減算しないで請求できるシステムにする	施設からヘルパー資格者が病院へ移送する場合、現制度ではデイサービスの利用時間より減算して介護保険を請求することになっている。国土交通省との関係でヘルパー資格者が施設から通院介助することは白タクになるとの議論がある。	片送の場合千円で1割負担百円で通院介助できるが、実質的には病院で待ち、また施設まで通院介助しなければならず、利用者の要望が強い病院移送を続ける為には減算しないでこのサービスを実施する。	利用者は介護してもらっている介護職員より通院介助サービスを受けたいと思っている。又、送迎している時間はデイサービスの利用を受けていないという議論もあるが、実質的には介護する者が一人かかりきりでサービスを滞らす為、減算する必要までは利用者は要求していない。	福岡県	社会福祉法人救手会 ケイ・ティ・エンタープライズ株式会社 有限会社 かつと 梶栗 俊郎	社会福祉施設に特化した住みたくな町づくり特区構想	介護・医療・保育所等の介護福祉施設の財源は、社会的強者の福祉、カジノの経済活動で賄い、自立した強い地域を作る。日本の美、伝統文化の建築美を意欲した観光産業的空間特性を明確にして、グローバル化社会に対応する。民間活力で総事業費550億円のインフラ整備を10年間で完了し、ハード・ソフト面の達成で、救手町内ピーク時の3万2千人に回復させる。経済改革特区債権の発行分に対して、利子補給と元本を政府が保証する。介護保険1割自己負担金分を事業者に割引の裁量権を認める。
1028	10281010	介護保険法第27条第2項に規定する要介護認定調査の委託先(指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設)の範囲拡大を求め、「指定居宅介護支援事業所、介護保険施設に所属していない介護支援専門員有資格者」を適応させる。	介護保険サービス利用者の増加、居宅介護支援事業所の運営基準改定に伴い、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が本来の業務に費やす時間が増大しており、調査受託件数が減少している。しかし、要介護認定件数は増加しており、また介護保険法第27条第14項に規定する申請から30日以内とされる行政処分(認定結果通知)に適切に対処できるように、要介護認定可能な調査員の資格の拡大を求め、円滑な認定調査を行う。	要介護認定調査の委託先は、指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設と限定されているため、調査可能な者は事業所等の介護支援専門員と限定されている。このため、当市において、要介護認定調査が円滑に実施されておらず、支障が生じているため。	福岡県	福岡県いわき市	ケアマネジメント支援構想	介護保険法により、要介護認定調査の委託先は指定居宅介護支援事業所等、調査の実施は事業所等に所属する介護支援専門員とされているが、要介護認定申請者の増大により、委託先の介護支援専門員の業務が増え、本来のケアマネジメント業務の時間が十分に取れない状況となっている。このため、調査を委託し、調査を行える者として、「指定居宅介護支援事業所、介護保険施設に所属していない介護支援専門員有資格者」に範囲を拡大させ、介護支援専門員の調査数を軽減し、要介護者に対しより適切なケアプランの作成を図ることを目的とする。	

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1214	12141040	高齢者等への高額医療費還付適正化	75歳以上の高齢者等を対象とする高額医療費制度について、草加市の職権により還付金を振込む。	75歳以上の高齢者等を対象とする高額医療費制度における未還付部分について、緊急措置として職員が職権により本人及び振込先口座を確認を行い、還付履行を行えるようにする。今後の対応として、老人保健法による受給者証発行時点で振込先口座等の確認を行い、本人申請によらず職権で振込みを行えるよう制度改正を行う。	老人保健法は、平成14年10月から開始した75歳以上の高齢者等を対象とする高額医療費制度において、1ヶ月単位の医療費が一定の自己負担分を超えた額を「本人申請により還付」することとしている。この点について、市町村から本人に還付の案内通知を行っているとはいえ、高齢者の生活を取巻く環境や健康・身体状況からすれば、還付申請が行われないケースが多発することは自明と言えよう。還付請求の時効は2年とされ、この10月に制度発足後初めての時効時期を迎える。全国レベルでは還付率は8割程度との数値も示されており、時効を迎える前に、対象者が公平に制度適用を受けられるよう然るべき対応をしなければ、病弱者等、多くの申請困難な高齢者等が制度の恩恵に浴せぬままとなる。同時に、制度運用そのものへの批判を受け、当制度はもとより、国と地方が進める高齢者福祉の姿勢そのものへの信頼性を失うこととなりかねない。放置してはならない問題と考える。そこで、本提案を行うものであるが、本提案は医療保険制度における公的責任を適正に履行する意義とあわせ、未申請者の確認や案内通知、その都度の窓口対応等、申請方式に伴い生じている市町村事務の大幅な合理化にも資するものである。	埼玉県	埼玉県草加市	頑張る自治体・生産性向上プロジェクト	草加市は、一般会計、特別会計をあわせて1千億円余を支出する市内最大のサービス事業所である。この事業所が、いかに生産性を高め、最大かつ最も効果的なサービスを最少のコストで提供できるかは、市民の公共福祉の増進はもとより、地域経済にも大きな影響を与える。そこで、草加市が日々執行している事務・事業に焦点を当て、そのコストパフォーマンスとサービスの向上に支障となっている諸規制の緩和をはかる「頑張る自治体・生産性向上プロジェクト」を提案する。草加市では、この取組みを通して、より一層の経営改革を進め、厳しい財政事情のもとで市民・納税者の納得を得られる行政運営とサービスを実現しようとするものである。
1305	13051030	介護福祉士国家資格取得要件となる見込みの「介護技術講習会」の運営要件の緩和	社会福祉法人も介護福祉士国家資格取得要件となる「介護技術講習会」の運営ができるような要件の緩和を提案します。	社会福祉法人が規制の緩和により「介護技術講習会」を運営できるようになれば、法人の持つ経験豊富な専門職が理論や技術を伝えることができるだけでなく、実際の現場での臨場感・緊張感のある講習会の開催が可能である。また時期を逃がことなく年間を通しての開催が可能であるし、この開催が安定し一定の収入が得られたら、地域への支援体制の整備や強化にかかる費用を、補助金に頼ることなく自主運営が可能となる。以上の理由で規制の緩和を提案します。	介護福祉士の養成に社会福祉法人の参画できる要件がない。	大阪府	社会福祉法人 聖徳会	地域の福祉力を高めるまちづくり計画	社会福祉法人が中核となる特別養護老人ホームからサテライト型特養として整備し小規模多機能拠点として展開する。しかし、そこで介護予防、障害者のデイサービスやショートステイ、人材養成などを行おうとしても、サテライトの整備基準の緩和や支援、分野を超えた利用者受け入れのための制度、介護福祉士・介護技術講習会の実施・運営のための制度がない。これらを社会福祉法人が担えるような制度化と規制緩和を提案します。
1420	14201010	介護保険制度の処分延期通知の簡素化特区構想	介護保険法において、要介護・要支援認定は申請のあった日から30日以内に審査判定を行わなければならない。しかし、更新申請については、有効期間終了日の60日前から申請可能であるが、月初めに申請が集中する。しかし申請から30日以内に審査判定されなくても、有効期間が残っているという人が多い。サービスを希望する利用者に対して不利益が発生しない為、早期に更新申請をされた方で、審査判定に30日以上を有する場合については、審査判定期限を有効期間満了日とする。	早期に更新申請をされた方で、審査判定に30日以上を有する場合については、審査判定期限を有効期間満了日とする。	毎月、要介護・要支援認定申請件数は600件ほどあり、そのうち更新申請については月初めに申請が集中する。介護保険法において、申請に対する処分は30日以内に行わなければならないが、調査票や主治医意見書の遅延等の理由により、申請者全体の約3割が30日を超えてしまっている。その3割の方に対し、理由等を記入した処分延期通知書を送付している。その為簡素化することにより、事務量負担の軽減や経費の削減につながると考えられる。	岐阜県	岐阜県大垣市	介護保険制度の処分延期通知の簡素化特区構想	介護保険法第27条第14項及び第32条第9項において、認定申請者に対する処分は30日以内に出さなければならない。その為30日を超えるものについては、理由等を記入した処分延期通知書を送付しなければならない。しかし、介護保険法施行規則第39条及び第53条において、更新申請については60日前から申請できるが、審査判定に30日以上かかったとしても有効期間が残っている人が多い。月初めに申請が集中する為、早期に更新申請をされた方で、審査判定に30日以上を有する場合については、審査判定期限を有効期間満了日とする。
1492	14921010	専修学校附帯教育事業において通信教育で介護福祉士国家試験受験資格取得を可能とする特例	専修学校設置基準にある「附帯教育事業」での通信教育を、学校教育法第45条の高等学校通信教育課程設置と同等とみなして、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条の三の施行規則を緩和して、専修学校における通信教育についても介護福祉士国家試験受験資格付与のための養成施設として指定を認めてくださるようお願い致します。	高齢者・障害者等介護を必要とする方々及び介護人材養成の質の向上のニーズに応え、社会福祉施設、介護サービス施設・事業所の従事者等の資格取得教育の機会拡大のために、専修学校附帯教育事業として「介護福祉士養成通信教育」を行い、介護福祉士有資格者の増加に寄るとともに、これからの超高齢社会に備えた介護技術の質の向上を目指す教育をします。	学校教育法上、高等学校・大学・盲・聾・養護学校の高等部においてのみ通信教育課程が認められていません。特に、介護介護福祉士国家試験受験資格を通信教育で取得する為には、通信制高等学校又は通信制高等学校専攻科において指定科目を履修した者のみである。介護福祉士養成教育は技術教育であり、専修学校で養成することが最も適していると考えられます。専修学校における介護福祉士養成通学課程は、既に全国に256校もあり、その実績からも、専修学校が通信教育で介護福祉士国家試験受験資格付与は可能であると考えます。また、平成14年介護保険施設従事者に占める介護福祉士資格保有割合は介護職員総数約24万人に対し、約8万9千人であり、その割合は37%である。介護職員として施設に従事している残り約63%は、ホームヘルパー講習修了者等で従事していると予想される。超高齢社会で福祉人材確保の必要性の他に介護職員の質の向上が強く求められる中、従事者にとって介護教育を受け易い手段である「通信制教育」の介護福祉士養成校は極めて少なく(現在1校しかない。)、そのニーズに応えていないのが現状である。専修学校附帯教育事業において、通信制で介護福祉士養成教育ができるよう要望いたします。	新潟県	学校法人新潟福祉医療学園	専修学校における介護福祉士「通信教育」養成構想	高等学校のみで認められている介護福祉士国家試験受験資格付与のための通信教育養成制度を専修学校にも拡大させて、専修学校附帯教育事業による通信教育によっても、介護福祉士国家試験受験資格付与の指定が可能とされるようお願いします。
1540	15401010	認定調査のケアマネジャー資格者個人に対する委託	介護保険法上、指定居宅介護支援事業者等に限定されている認定調査を、ケアマネジャー個人に委託できるように介護保険法の「指定居宅介護支援事業者等」の改正(範囲の拡大)	要介護認定にかかる認定調査をケアマネジャー有資格者個人へ委託できるようにすることで、有資格者の有効活用と認定調査の迅速な実施を確保する。	介護保険法上、要介護認定にかかる認定調査を委託できるのは指定居宅介護支援事業者等となっている。調査の委託先と同じ法人が介護サービスの提供を行っている場合、要介護認定結果に対する公平性の面で疑問がある。また、ケアマネジャーは多忙ではあるが、必ずしも待遇が良いとは限らないので、離職率も高い傾向にある。そこで、居宅介護支援事業者に所属していないケアマネジャーの有資格者を有効に活用するため、認定調査をケアマネジャー個人に委託することができれば、ケアマネジャー資格者の有効活用と認定調査の迅速な実施が確保できる。	福岡県	福岡県北九州市	認定調査のケアマネジャー個人に対する委託	要介護認定にかかる認定調査をケアマネジャー有資格者個人へ委託できるようにすることで、有資格者の有効活用と認定調査の迅速な実施を確保する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1590	15901020	地域の実情に即した介護サービスの指定基準等の緩和	過疎地域等において、ヘルパー人数などの事業者の指定基準や介護報酬単価を地域の実態に即した設定及び運用とする。 [ 具体的提案内容 ] 地域特性を踏まえた介護サービス、報酬の設定・運用・移送サービスを介護報酬の対象とする。 訪問・通所系サービスの報酬に広域性等を加味して設定 地域特性を踏まえた事業者の指定基準の設定・運用 保険給付の対象となる訪問看護が行える事業者の要件緩和(基準該当居宅サービスの拡大)	事業者の指定基準や介護報酬単価を地域の実態に即した設定、運用とし、過疎地域等における介護サービス提供事業者等の参入を促進し、地域における介護サービス体制の充実を図るとともに、居宅サービスの利用率向上により、財政負担の軽減が期待される。	本道は、広域分散型の居住形態であることに加え、積雪寒冷で過疎地域が多く、移動コストや人員確保等の問題から、訪問介護等のサービス提供事業者等の参入が進まず、地域において必要なサービスが十分に提供することができないため。	北海道	北海道	高齢者・障害者暮らし安心プラン	北海道では、全国を上回るスピードで高齢化、過疎化が進行しており、また、面積が広大で広域分散型社会を形成しているため、医療や介護・福祉サービスの分野における地域格差が著しく、その改善が求められており、地域の実情に即した医療体制の確保、介護福祉サービス事業者の参入促進や、より効率的な施設整備が必要となっている。 このため、地域実状に即した医療の確保や、過疎化に対応した地域福祉の推進を通して、高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくりをすすめ、過疎地域でも高齢者が安心して暮らせるきめ細かな医療や、民間事業者の参入が進み、いづれ地域でも安心して介護・福祉サービスの実現を図る。
1647	16471010	指定通所介護事業所における介護保険非該当高齢者等の受け入れ	要介護状態ではないが、虚弱傾向にある独り暮らしの高齢者等に、通所介護事業所の利用を認めることで、当該高齢者の引きこもりを防止するとともに、心身状況の変化の把握及び安否確認を行い、予防介護の推進及び独り暮らし高齢者等の在宅生活の延伸を図る。	65歳以上の介護保険非該当者であっても、虚弱傾向にあり見守りが必要な状態であると、市が認めた場合は、自費負担等により、介護予防的な観点から介護保険法による指定通所介護事業所の利用を認める。	0	大阪府	大阪府豊中市	お違者あんしん高齢者サービスセンター構想	介護保険制度における要介護認定者のみの利用とされる指定通所介護事業所について、独り暮らしであって、要介護状態にない高齢者の利用を可能とし、自立生活の延伸につなげる。また、大阪国際空港周辺の第2・3種区域外に存する移転補償跡地のうち、指定通所介護事業所の近隣に位置する未利用跡地について、市が無償貸与を受け、指定通所介護事業所の管理する農園として、高齢者や保育所等児童、市民が農作業を行うことにより、利用者同士の交流を図り、予防介護の効果が期待できる。また、この取組みを通して指定通所介護事業所を地域の社会福祉資源とし、予防介護の推進拠点等の場として活用する。
5095	50950005	特別養護老人ホームの設置促進を目的とした規制等の緩和	老人福祉法に定める特別養護老人ホームの設置主体に関する規制を緩和し、多様な事業者の参入を促進する。		・構造改革特区等で民間事業者による特別養護老人ホーム運営が行われているところであるが、いわゆる公設民営方式のみという状況であり、多様な事業者の参入が図られるものとなっていない。	0	東京都	0	0
5096	50960001	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業の全国化	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業(906)については、現在、構造改革特別区域計画の認定を得た場合のみ事業実施が可能であるが、この事業を法令等に基づく全国的な制度とする。	現在は、特定事業(906)実施にあたり、規制の特例内容・要件適合性を確認するための都道府県の届出の受理、及び構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域計画の認定が必要であるが、規制緩和後は認定事務を省略し都道府県への届出の受理のみにより事業実施を可能とする。	本県においては、知的障害者及び障害児のデイサービス事業所がない市町村が多く、現在、構造改革特別区域計画の認定により17市町村、21事業所において本事業を展開しており、他の市町村及び事業所についても事業実施の意向が強い。また、他の都道府県においても、知的障害者及び障害児のデイサービス事業所がない市町村が多い、障害児・者が地域で安心して生活を送ることを可能にするための一方策として、高齢者サービス等を有効に活用することが重要である。	0	千葉県	0	0
1037	10371010	障害者に係る小規模通所授産施設を営営することを目的として設立認可された社会福祉法人が短期入所事業の実施を行えるようにする。	障害者に係る小規模通所授産施設を営営することを目的として設立認可された社会福祉法人は、「障害者に係る小規模通所授産施設を営営する社会福祉法人に関する資産要件等」について、平成12年12月1日 障第891号・援第2619号 各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて 厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長連名通知 において経営することができる事業が限定列挙されている。 その中に短期入所事業は含まれていない。 ( 規制の緩和 当該社会福祉法人の設立目的及び資産要件からして制限を受けることは止むを得ず、通常の社会福祉法人の活動範囲と同一にしようという提案ではありません。 )	障害者に係る小規模通所授産施設を営営することを目的として設立認可された社会福祉法人が、「身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について」平成16年3月29日障第0329003号 各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市障害保健福祉部(局)長あて 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 に基づく短期入所事業を行う。 このことにより、短期入所事業を行える事業者が増え、事業所が増えることになる。利用者にとってより身近な場所で短期入所サービスを受けることができるようになることにも、事業所の選択肢が広がり、もって障害児・者福祉の向上を図ることができる。	0	岐阜県	岐阜県岐阜市	福祉サービスの向上特区	「福祉サービスの向上特区」として市立施設である障害児通園施設における調理業務を外部委託することにより、支援費サービスの財源拡充を図った。特に、単独型短期入所事業の特区申請(平成16年度から全国展開)を行うことにより、身近なところで安心して短期入所サービスを受けることができるよう場所の拡大を図ったところである。今回、短期入所事業の実施主体の拡充を提案することにより、短期入所事業所が身近な所により増えることになる。 これは短期入所サービスを利用しやすくなるという効果とともに、障害児・者の地域生活支援の拡充であり、誰もが、安心して暮らすことができるまちづくりを進めることになる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1086	10862010	介護保険法上の指定短期入所生活介護事業所における知的障害者、障害児、精神障害者の受入の容認	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法上の指定短期入所生活介護事業所における知的障害者、障害児、精神障害者(以下、知的障害者等)の受入を容認すること。</li> <li>現在、介護保険法上の指定短期入所生活介護事業所は、人員、設備等について新たな要件を必要としないで、知的障害者福祉法上、児童福祉法上の指定短期入所事業所の指定を受けられることとなっている。(16.3.29:障発0329001「指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について)</li> <li>また、精神障害者短期入所事業は、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設等において短期入所による介護等を適切に行うことのできる施設において、その指定を受け事業を行うこととされている。</li> <li>しかし、利用定員については、それぞれ(高齢者、知的障害者等)定める必要があり、上記の指定を受けることによって、年齢や障害の有無による利用の制限がなされることとなる。</li> <li>よって、介護保険法上の指定短期入所生活介護事業所においては、新たに知的障害者福祉法等による指定短期入所事業所の指定を受けることを要しないで、知的障害者等の受入を容認すること。</li> <li>また、知的障害者及び障害児に係る取り扱いについては、65歳未満の身体障害者による介護保険法の指定短期入所生活介護事業の利用制度(厚生労働省 15.10.29障発1029001号)における、65歳未満の身体障害者の取り扱いと同様とすること。</li> <li>精神障害者に係る利用料の負担の取り扱いについては、精神保健費等の国庫負担(補助)金についてによるもの</li> </ul>	<p>利用定員の制限をなくすことにより、事業者にとって、より柔軟で効率的な運営を可能とする。</p> <p>併せて、利用者(高齢者、知的障害者等)にとって利用機会が拡大することによるサービスの利便性向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行制度上は、例えば、高齢者及び知的障害者の短期入所事業を行う場合には、介護保険法上の指定と知的障害者福祉法上の両方の指定を受ける必要があり、その指定を受け際には、それぞれの利用定員を定めることとなる。</li> <li>両法の指定を受けていたとしても、介護保険法上の利用定員に対する空きを知的障害者の短期入所に利用することはできないこととなっており、知的障害者の利用機会を阻害することとなる。</li> <li>よって、より身近な地域でそのサービスを受受できるよう、介護保険法上の指定短期入所生活介護事業所は、知的障害者福祉法上等の指定短期入所事業所の指定を受けることなく、その利用定員の範囲内で、知的障害者の受入を可能とする制度の改正等を提案するもの。</li> </ul>	宮城県	宮城県	介護保険法上の指定短期入所生活介護事業所における知的障害者、障害児、精神障害者の受入の容認	介護保険法上の指定短期入所生活介護事業所においては、新たに知的障害者福祉法上等の指定短期入所事業所の指定を受けることを要せず、知的障害者、障害児、精神障害者の受入を行うことを可能とするもの。
1086	10862020	身体障害者、知的障害者、障害児及び精神障害者に係る身体障害者短期入所事業所、知的障害者短期入所事業所、障害児短期入所事業所、精神障害者短期入所生活介護等施設の相互利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害種別を超えた短期入所事業所を相互に利用することを可能とするもの。</li> <li>近隣においてショートステイサービスを利用することが困難な身体障害者、知的障害者、障害児及び精神障害者について、障害種別毎に指定された短期入所事業所の本来の目的を損なわない範囲内で、一定割合の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を受け入れることによって、より身近なところでのショートステイサービスの利用を行うもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これらの事業所において、一定割合の身体障害者、知的障害者、障害児及び精神障害者が相互に利用することによって、障害者の身近な地域での日中活動の場を確保し、限られた地域資源を有効に活用することが可能となる。</li> <li>併せて、利用者にとって利用機会が拡大することによるサービスの利便性向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行制度上は、身体障害者、知的障害者、障害児及び精神障害者の短期入所事業を行う場合には、それぞれの指定を受ける必要があり、その指定を受ける際には、それぞれの利用定員を別に定めることとなる。</li> <li>それぞれの指定を受けていたとしても、身体障害者用の利用定員に対する空きを知的障害者や精神障害者が利用することはできないこととなっており、知的障害者の利用機会を阻害することとなる。</li> <li>よって、それぞれに指定された短期入所事業所を障害種別を超えて相互に利用することを可能とする制度改正を提案するもの。</li> </ul>	宮城県	宮城県	介護保険法上の指定短期入所生活介護事業所における知的障害者、障害児、精神障害者の受入の容認	介護保険法上の指定短期入所生活介護事業所においては、新たに知的障害者福祉法上等の指定短期入所事業所の指定を受けることを要せず、知的障害者、障害児、精神障害者の受入を行うことを可能とするもの。
1086	10862030	知的障害者及び精神障害者に係る知的障害者通動察及び精神障害者生活訓練施設の相互利用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者の精神障害者生活訓練施設及び精神障害者の知的障害者通動察の相互利用を行うことを可能とする。</li> <li>知的障害者通動察及び精神障害者生活訓練施設は、20人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならぬこととなっている。</li> <li>これらの施設の本来の目的を損なわない範囲内で、一定割合の知的障害者及び精神障害者が相互に利用することによって、障害者の地域での生活の場を確保し、自立を促進するとともに当該施設の効率的運営を図ることを可能とするもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これらの施設の本来の目的を損なわない範囲内で、一定割合の知的障害者及び精神障害者が相互に利用することによって、障害者の地域での生活の場を確保し、自立を促進するとともに当該施設の効率的運営を図ることを可能とするもの。</li> <li>また、限られた地域資源を有効に活用することにも寄与することとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者通動察、精神障害者生活訓練施設における相互利用制度はなく、知的障害者及び精神障害者の両方に対応するためには、それぞれ20人以上の人員を入所させる規模を有する施設を整備する必要がある。</li> <li>しかし、両方の施設を整備することは、多大な財政負担を伴うこととなり、それによって、施設整備が進まないことが懸念される。</li> <li>よって、どちらか一方の施設を整備した場合であっても、それぞれの施設を相互に利用することを可能とすることによって、精神障害者及び知的障害者の生活の場の充実を図るため制度改正を提案するもの。</li> </ul>	宮城県	宮城県	介護保険法上の指定短期入所生活介護事業所における知的障害者、障害児、精神障害者の受入の容認	介護保険法上の指定短期入所生活介護事業所においては、新たに知的障害者福祉法上等の指定短期入所事業所の指定を受けることを要せず、知的障害者、障害児、精神障害者の受入を行うことを可能とするもの。
1563	15631010	障害者施設(入所施設)の小規模サテライト化(地域分散出張所)の容認	<p>障害者施設(入所施設)について、施設の規模を小さく分けた、小規模サテライト施設の設置を可能とすること。</p>	<p>障害者施設(入所施設)について、必要な入所定員を分散(1箇所につき8名以上20名未満、全体としての入所定員を増やさない)した小規模サテライト施設を設置し、障害者が施設でのサービスを利用しつつ、地域で暮らすことを可能にする。</p>	<p>本県では、「施設から地域へ」という方針のもと施策を展開している。施設におけるサービスを必要とする障害者であっても、住み慣れた地域で生活できることが「ありのままに・その人らしく」暮らすために重要である。</p>	千葉県	千葉県	「健康福祉千葉特区」(拡充)	千葉県では、誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことのできる「新たな地域福祉像」の実現を図るため、千葉県全域で、子ども、障害者、高齢者等を対象者横断的に捉えた施策展開を加速する「健康福祉千葉特区」を拡充し、以下の提案を行います。 障害者施設(入所施設)の小規模サテライト化の容認 痴呆性高齢者グループホームにおける知的障害者の受入 知的障害者等グループホーム制度の拡充 身体障害者グループホームの創設
1590	15901030	障害者に対するホームヘルプサービスに関する基準の緩和	<p>ホームヘルプサービスを身体障害者福祉法等で定義されている「居宅」に限定しないものとする。</p>	<p>居宅に限定されない多様な場において、ホームヘルプサービスを展開し、障害者に対する介護サービスを充実する。</p>	<p>障害者の社会参加を進める上で、身体介護などの介護サービスは、居宅に限定されず、極めて多様な場で必要とされている。</p> <p>現行では、居宅と関連性のない場におけるサービスは、居宅介護の対象とされていないが、公的支援の対象として居宅だけに限定することは、合理的とは考えられず、支援の必要性に応じ、一定の範囲内で外出先(旅行、研修等における一時的な宿泊場所等)における介護を認めることが必要。</p>	北海道	北海道	高齢者・障害者暮らし安心プラン	北海道では、全国を上回るスピードで高齢化、過疎化が進行しており、また、面積が広大で広域分散型社会を形成しているため、医療や介護・福祉サービスの分野における地域格差が著しく、その改善が求められており、地域の実情に即した医療体制の確保、介護福祉サービス事業者の参入促進や、より効率的な施設整備が必要となっている。 このため、地域実状に即した医療の確保や、過疎化に対応した地域福祉の推進を通して、高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくりをすすめる。過疎地域でも高齢者が安心して暮らせるきめ細かな医療や、民間事業者の参入が進み、にくい地域でも安心できる介護・福祉サービスの実現を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1590	15901040	障害児に対する児童デイサービスに関する基準の緩和	児童デイサービスの対象となる障害児の基準を緩和し、中学生であっても、必要に応じて児童デイサービスを利用できるようにする。	幼児、小学生はもとより、必要に応じて中学生についても、児童デイサービスを利用してもらい、実態に即した障害児支援体制を構築する。	障害を持った中学生について、放課後、休日等を活用して支援を行う場を求めることは極めて大きい。現行では、通知によって、中学生が児童デイサービスの対象外とされている。 中学生を含め、個々の障害児の状況に応じ、デイサービスによる指導が適切と判断されるものについて、必要な支援が受けられるようにする。 なお、これにより、ホームヘルプサービスの効率的な利用にもつながることが期待される。	北海道	北海道	高齢者・障害者暮らし安心プラン	北海道では、全国を上回るスピードで高齢化、過疎化が進行しており、また、面積が広大で広域分散型社会を形成しているため、医療や介護・福祉サービスの分野における地域格差が著しく、その改善が求められており、地域の実情に即した医療体制の確保、介護福祉サービス事業者の参入促進や、より効率的な施設整備が必要となっている。 このため、地域実状に即した医療の確保や、過疎化に対応した地域福祉の推進を通して、高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくりをすすめ、過疎地域でも高齢者が安心して暮らせるきめ細かな医療や、民間事業者の参入が進みやすい地域でも安心して暮らせる介護・福祉サービスの実現を図る。
1590	15901050	知的障害者更生施設等における自活訓練事業実施に係る基準の緩和	施設訓練等支援費の算定に係る告示にかかわらず、知的障害者更生施設等の利用者の自活訓練について、施設の同一敷地内にある建物等に限定しないこととする。	知的障害者更生施設等の利用者に、緊急時の対応等一定の条件の下、地域での通常の生活により近い形態で自活訓練を行ってもらうことを通して、利用者の自活を効果的に促進する。	知的障害者更生施設等において障害者の自立を図るための訓練を実施した場合の自活訓練加算は、同一敷地内にある建物か、隣接した借家等で実施することとされていることから、施設から離れた地域での通常の生活に近い形態で実施することにより、効果的に自活訓練を実施することが困難となっているため。	北海道	北海道	高齢者・障害者暮らし安心プラン	北海道では、全国を上回るスピードで高齢化、過疎化が進行しており、また、面積が広大で広域分散型社会を形成しているため、医療や介護・福祉サービスの分野における地域格差が著しく、その改善が求められており、地域の実情に即した医療体制の確保、介護福祉サービス事業者の参入促進や、より効率的な施設整備が必要となっている。 このため、地域実状に即した医療の確保や、過疎化に対応した地域福祉の推進を通して、高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくりをすすめ、過疎地域でも高齢者が安心して暮らせるきめ細かな医療や、民間事業者の参入が進みやすい地域でも安心して暮らせる介護・福祉サービスの実現を図る。
1590	15901060	身体障害者入所授産施設等における分場の指定基準の緩和	分場による施設支援を、通所だけでなく入所についても実施できるように指定基準等を緩和する。	小規模で地域に密着した分場において、きめの細かい入所サービスを積極的に展開し、地域における障害者支援体制の充実を図る。	・分場による施設支援は、通所のみとされており、入所については、より小規模で地域に密着した形態で実施することができないため。 ・なお、入所施設を小規模化することにより、障害者の地域生活への移行を促進していくことが期待される。	北海道	北海道	高齢者・障害者暮らし安心プラン	北海道では、全国を上回るスピードで高齢化、過疎化が進行しており、また、面積が広大で広域分散型社会を形成しているため、医療や介護・福祉サービスの分野における地域格差が著しく、その改善が求められており、地域の実情に即した医療体制の確保、介護福祉サービス事業者の参入促進や、より効率的な施設整備が必要となっている。 このため、地域実状に即した医療の確保や、過疎化に対応した地域福祉の推進を通して、高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくりをすすめ、過疎地域でも高齢者が安心して暮らせるきめ細かな医療や、民間事業者の参入が進みやすい地域でも安心して暮らせる介護・福祉サービスの実現を図る。
5095	50950006	障害児施設における調理業務の外部委託の容認	障害児施設における調理業務の外部委託を認めること		・身体障害者更生支援施設、知的障害者支援施設等の調理業務については第三者への委託が可能とされているが、障害児施設においては施設の職員により行われるものとされている。 ・肢体不自由児施設及び知的障害児通園施設については、構造改革特別区域法に基づく計画の認定を受けた場合、調理業務の外部委託が可能となっている。 ・しかし、運営面でのより一層の効率化を図るため、構造改革特区の対象事業にかかわらず、障害児施設について成人施設と同様、第三者への委託を認められたい。		0	東京都	0
1073	10731010	無資格保育士の児童福祉施設最低基準確保における「准保育士」制度の容認	無資格保育士に対して「准保育士」の資格を市長が一定の基準に基づき行う。	保育士の資格を持たない、いわゆる無資格者の者に対して行われた「准保育士」を雇用し、延長保育に従事する「保育士」として位置付けし、児童福祉最低基準を確保することにより保育サービスの拡充を図る。	保育士の資格を持たない、いわゆる無資格者の者に対して行われた「准保育士」を雇用し、延長保育等へ対応することにより保育サービスの拡充を図る。	神奈川県	神奈川県 座間市	子育て支援保育所運営サポート構想	児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、保育士資格が法定化されることとなった。保育士資格のない者は今後雇用することが困難となった。無資格者の雇用確保のため、ある一定の期間に保育に従事するな諸要件を基本に、市長の判断で保育士資格ではなく「准保育士」と認定し、有資格者とともに保育業務に従事できるようにすることにより、児童福祉施設最低基準の確保並びに雇用拡大を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1140	11402030	児童福祉施設等における施設設置基準、職員配置基準の最低基準の見直し	児童福祉施設最低基準にある調理室及び調理員の必置規制について、施設設置者の任意で設置できるよう基準を見直すこと	・今後、本県における児童福祉施設のあり方について、どのような形態での施設運営が適当であるか検討する予定。 ・基準の見直しが行われれば、保育所等を設置運営する市町村等においても、選択の幅が広がり、その地域の実情にあった施設運営が可能になる。	児童福祉施設の最低基準において、現在、保育所等については、調理室等も設置が義務付けられている。 しかしながら、給食における外部委託先が充実してきている現状や、特区における外部搬入方式が認められるなど規制緩和の動きは着実に推進されている。 このような中で、児童福祉施設での調理室等の必置を見直すことで、外部委託を含め設置者の実状にあった施設運営が可能となるとともに、今後、施設整備を行う場合の整備費の縮減効果等も見込まれることから、今回、最低基準における必置規制の廃止を提案するものである。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元氣な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったもんから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1298	12981010	SQ主導[SQ×EQ×IQ]一貫教育 ～いのちの核に心の柱が立つ教育～	以下5項目も、必須修得事項として、保育士資格取得カリキュラムに付加する。 1. 人としての基本的な生活行為の習得 2. 数量的差異と幾何活動の感覚的知覚 3. 数学的なたらきをする頭脳の育成 4. 母国語修得の最大効果を支える活動 5. 地理活動・歴史活動により空間と時間の認識活動、地球史・生命史を知る活動による「いのち」への讃歌	1. 手のはたらき(記憶力)と手のはたらきを人のために役立てる社会性とSQ主導の意志のはたらきによる人格力、人格の陶冶が容易にはかれる。 2. 言語において、形容詞や形容動詞で表現される、見えないけれども存在している、さまざまな量を正確に知覚するとともに、数学的な形も知覚。 3. 2での活動が、数の発見につながる1-10、0-9を具体物で知る。1-10を数える能力だけで、数える具体物を変えていくと4桁の数体験ができる。形を操作することで発想力・論理力などが発現する。 4. 具体物を使えば、5歳半くらいまでの方が、言葉のはたらきと共に文法事項が、読解力につながりながら良く定着する。 5. 幼児の理解力に合っている具体物によって、太古からの時間の流れや、今の地球や地球史を知って、「生命」を理解する。	わたしたちの脳は、本来、SQ×EQ×IQと前頭葉主導ではたらくはるものですが、その証拠が、教師なしに行われる、生活行為の吸収と母国語の習得です。ところが、社会通念となっている乳幼児カリキュラムは、情緒(EQ)教育に偏重していますし、教師主導の教育となっています。SQとEQとIQのはたらきが、分離したり偏重したりしない教育配慮が、ぜひとも必要です。 分離脳や偏極脳のひき起こすおぞましい事実の続発が、その切なる必要性を示唆しています。諸問題の解決策は、SQ主導[SQ×EQ×IQ]の脳に、気づきとして現れるはずで	大阪府	岩井聡子	SQ主導[SQ×EQ×IQ]一貫教育 ～いのちの核に心の柱が立つ教育～	人生が成人のプロセスとなるかどうかの鍵は、乳幼児期にあります。人の精神作用の源である意識の潤沢な現われが、7歳迄に見られるための工夫と配慮の臨界期。(年齢混在で活動します。) 1. 生活行為(手のはたらき・記憶力)と社会性と人格陶冶の活動 ... 4歳半位 2. 感覚知覚と精神作用～数学的頭脳・芸術性の洗練 ... 5歳位 3. 緻密で正確なあたまのはたらきの強まる活動 ... 7歳位 4. 母国語修得の最大効果を支える活動 ... 5歳半位 5. 文化を創るちからの強まる活動開始の適齢期 ... 6歳 「敏感期」対応する乳幼児教育を受けた6歳児は、宇宙に生きているんだと自己認識を得ることができ、道徳性の最も高く発達し始める好時期です。また、自己実現のための語の内的調整を終えた6歳児は、群れて活動する本能的欲求が大変強いので、グループでの知的探求やスポーツ活動の両方に熱中できることが大切です。「健全なる身体に健全なる精神が宿れかし」が12歳位で完了します。すると、12-18歳の学校生活も、異なる工夫を付加する必要に迫られます。さらに、全体的に、日本語と家庭教育の相乗化も学校という場で、一貫して図られるべきです。
1298	12981020	SQ主導[SQ×EQ×IQ]一貫教育 ～いのちの核に心の柱が立つ教育～	以下5項目も、必須修得事項として、保育士資格取得カリキュラムに付加する。 1. 人としての基本的な生活行為の習得 2. 数量的差異と幾何活動の感覚的知覚 3. 数学的なたらきをする頭脳の育成 4. 母国語修得の最大効果を支える活動 5. 地理活動・歴史活動により空間と時間の認識活動、地球史・生命史を知る活動による「いのち」への讃歌	1. 手のはたらき(記憶力)と手のはたらきを人のために役立てる社会性とSQ主導の意志のはたらきによる人格力、人格の陶冶が容易にはかれる。 2. 言語において、形容詞や形容動詞で表現される、見えないけれども存在している、さまざまな量を正確に知覚するとともに、数学的な形も知覚。 3. 2での活動が、数の発見につながる1-10、0-9を具体物で知る。1-10を数える能力だけで、数える具体物を変えていくだけで4桁の数体験ができる。形を操作することで発想力・論理力などが発現する。 4. 具体物を使えば、5歳半くらいまでの方が、言葉のはたらきと共に文法事項が、読解力につながりながら良く定着する。 5. 幼児の理解力に合っている具体物によって、太古からの時間の流れや、今の地球や地球史を知って、「生命」を理解する。	わたしたちの脳は、本来、SQ×EQ×IQと前頭葉主導ではたらくはるものですが、その証拠が、教師なしに行われる、生活行為の吸収と母国語の習得です。ところが、社会通念となっている乳幼児カリキュラムは、情緒(EQ)教育に偏重していますし、教師主導の教育となっています。SQとEQとIQのはたらきが、分離したり偏重したりしない教育配慮が、ぜひとも必要です。 分離脳や偏極脳のひき起こすおぞましい事実の続発が、その切なる必要性を示唆しています。諸問題の解決策は、SQ主導[SQ×EQ×IQ]の脳に、気づきとして現れるはずで	大阪府	岩井聡子	SQ主導[SQ×EQ×IQ]一貫教育 ～いのちの核に心の柱が立つ教育～	人生が成人のプロセスとなるかどうかの鍵は、乳幼児期にあります。人の精神作用の源である意識の潤沢な現われが、7歳迄に見られるための工夫と配慮の臨界期。(年齢混在で活動します。) 1. 生活行為(手のはたらき・記憶力)と社会性と人格陶冶の活動 ... 4歳半位 2. 感覚知覚と精神作用～数学的頭脳・芸術性の洗練 ... 5歳位 3. 緻密で正確なあたまのはたらきの強まる活動 ... 7歳位 4. 母国語修得の最大効果を支える活動 ... 5歳半位 5. 文化を創るちからの強まる活動開始の適齢期 ... 6歳 「敏感期」対応する乳幼児教育を受けた6歳児は、宇宙に生きているんだと自己認識を得ることができ、道徳性の最も高く発達し始める好時期です。また、自己実現のための語の内的調整を終えた6歳児は、群れて活動する本能的欲求が大変強いので、グループでの知的探求やスポーツ活動の両方に熱中できることが大切です。「健全なる身体に健全なる精神が宿れかし」が12歳位で完了します。すると、12-18歳の学校生活も、異なる工夫を付加する必要に迫られます。さらに、全体的に、日本語と家庭教育の相乗化も学校という場で、一貫して図られるべきです。
1438	14381010	保育所に配置する職員の資格要件の緩和	児童福祉施設最低基準第33条第1項では保育所に配置する職員は保育士であること(保育士資格を有すること)とあるが、この要件を以下のとおり緩和する。 (1) 幼稚園教諭免許を有する者は、保育士とみなすことができる。但し、3歳未満児の保育に携わることはできない。 (2) 看護師資格を有する者は、保育士とみなすことができる。但し、3歳以上児の保育に携わることはできない。	児童福祉施設最低基準第33条1項の保育所に保育士として保育に従事できる者の規制の特例を設け、特例措置による保育従事者が通常保育に従事することで、従来、通常保育に従事していた保育士(資格保持者)が特別保育等に従事することができることとなり、住民ニーズに応じた保育サービスを供給できる体制がとれるようになる。	0	和歌山県	和歌山県	子育て支援人材ゆうゆう特区	和歌山県 名称: 子育て支援人材ゆうゆう特区 範囲: 和歌山県全域 概要: 過疎化・高齢化が全国平均より早く進行する本県では、全県的に保育士の確保が困難な状況である。しかし、保護者の保育ニーズは多様化し、それに応える保育サービスの供給が必要であるが、保育士資格を持つ者を確保できないために住民ニーズに応えきれないのが現状である。そこで、保育士資格を持たない者でも一定の要件を満たす場合は保育士とみなす規制緩和を行うことで、保育施策の充実を図る。また、雇用機会の拡大により、若者層の定住化を促し、地域の活性化を促進する。 規制の特例措置: 保育士資格要件の緩和
1501	15011010	幼稚園と保育所制度の一元化	現行の幼稚園・保育所制度の再構築	港区芝浦4丁目芝浦アイランド開発地区内において新設する新たな子育て支援施設を幼稚園機能と保育所機能を一体化した乳幼児・児童向け施設として整備運営する。 平成16年度基本・実施設計 平成17～18年度工事 平成19年4月オープン予定 想定定員 約2000㎡ 幼稚園部 3歳 20名 4歳 50名 5歳 50名 計120名 保育部 0歳 12名 1歳 15名 2歳 18名 3歳 20名 計65名 合計 185名	芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。 これまでの提案においては、設置主体の弾力化、給与条件の統合を含む職員資格(教育免許と保育士免許)の統合などを提案したが、いずれも主管省庁の見解は幼保の機能が異なること、地方単独施策により対応可能であること等を理由に、特区として対応不可というものであった。 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003に基づき、総合施設創設についての検討が進められているところではあるが、幼稚園・保育園の枠組みの連携だけでなく、融合させた一体的な制度として当該施設が活用されるものであるか否かについては、現時点では未だ不明確である。 そのため、幼・保の機能的差異が薄くなっている昨今の状況を踏まえた場合、一体的制度創設について特区において別途提案し、検討を求めていく本件芝浦地区における、新たな施設を利用した先行実施のなかで、課題等を把握することを目的とするものである。	東京都	東京都港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区	特区構想全体への展開に先立ち、先行事例として芝浦アイランド地区において幼保一元化施設の経済的社会的効果等を把握する。



構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1582	15821010	幼稚園と保育所の設置基準等の統一化	幼稚園と保育所の設置基準等を統一化する。	地域の実情に応じ、両施設の合築や併設の整備を効果的、効率的に実施していく。	・両施設の合築又は併設の整備において、それぞれの設置基準等を満たさなければならぬ等、財政上効率性が悪い。ため。 ・なお、国では「総合施設」を検討中であるが、保育所と幼稚園制度が存続する以上、総合施設が一般化するまでは、幼保一体化の特区は必要である。	北海道	北海道	子育て環境充実プラン	北海道では、全国を上回るスピードで少子化が進行し、将来の北海道を担う人材の不足や、若者の減少による地域の活力の低下が危惧されており、子どもをもちたい人が安心して産み育てられる環境づくりが求められている。こうした中、多様な住民のニーズや過疎化などといった北海道の特殊性に対応した子育て支援体制や、家庭だけでなく、地域社会全体で子育てを支えるシステムを確立していく必要性が高まっている。 このため、多様な子育てサービスの提供や、地域での子育て環境の充実を通して、子ども達が健やかに成長する地域社会づくりを進めるとともに、既存施設の有効活用などによる低コスト、高サービスの子育て環境の実現を図る。
1582	15821020	私立保育所における給食の外部搬入容認	既に特区認定されている公立保育所と同様に、私立保育所も給食の外部搬入を容認し、外部搬入の場合、調理室の必要規制を撤廃する。	私立保育所においても、給食の外部搬入を実施することにより、保育所経営の合理化を図るとともに、幼保一体化施設の整備を推進する。	・幼保一体化施設の整備を推進するため、給食の外部搬入は公立保育所に限らず私立保育所も対象とすべきであり、外部搬入を行う施設にあっては調理室の必要要件の撤廃が必要であるため。 ・なお、私立であっても公立と同様の適切なサービスが行われており、私立の場合にはコストの削減にもつながる。	北海道	北海道	子育て環境充実プラン	北海道では、全国を上回るスピードで少子化が進行し、将来の北海道を担う人材の不足や、若者の減少による地域の活力の低下が危惧されており、子どもをもちたい人が安心して産み育てられる環境づくりが求められている。こうした中、多様な住民のニーズや過疎化などといった北海道の特殊性に対応した子育て支援体制や、家庭だけでなく、地域社会全体で子育てを支えるシステムを確立していく必要性が高まっている。 このため、多様な子育てサービスの提供や、地域での子育て環境の充実を通して、子ども達が健やかに成長する地域社会づくりを進めるとともに、既存施設の有効活用などによる低コスト、高サービスの子育て環境の実現を図る。
1582	15822010	幼稚園、保育所における職員の資格要件の緩和	保育士と幼稚園教諭の片方のみの資格保有者でも幼稚園、保育所における合同活動の従事を可能とする。	保育士と幼稚園教諭の片方のみの資格保有者についても、幼稚園、保育所における合同活動に積極的に従事することにより、地域における子育て支援の充実を図る。	幼保一体化関連特区の幼稚園・保育所における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業については職員は両方の資格保有と兼務が条件になっており、片方の資格しか保有していない在職者は合同活動に従事することができず、地域における合同活動事業の一層の推進を図るための規制緩和が求められているため。 幼稚園教育要領と保育指針の整合性が図られてきていること、合同活動の現場において、保育士、幼稚園教諭の資格を有する者から適宜指導・助言を受けられることから、合同活動における資格要件を緩和しても、差し支えないと考える。	北海道	北海道	子育て環境充実プラン	北海道では、全国を上回るスピードで少子化が進行し、将来の北海道を担う人材の不足や、若者の減少による地域の活力の低下が危惧されており、子どもをもちたい人が安心して産み育てられる環境づくりが求められている。こうした中、多様な住民のニーズや過疎化などといった北海道の特殊性に対応した子育て支援体制や、家庭だけでなく、地域社会全体で子育てを支えるシステムを確立していく必要性が高まっている。 このため、多様な子育てサービスの提供や、地域での子育て環境の充実を通して、子ども達が健やかに成長する地域社会づくりを進める
1009	10092080	市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務を指定管理者に委託可能	公の施設の指定管理者に限り、市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務も併設し、納付書を紛失等した市民に再度納付書を発行し、隣接金融機関で即納付ができるよう対応する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって当該事務をアウトソーシング(事務委任)する。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務も併設し、納付書を紛失等した市民に再度納付書を発行し、隣接金融機関で即納付ができるよう対応する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって当該事務をアウトソーシング(事務委任)する。	本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して市役所業務の一部を民間委託するものであり、隣接した金融機関との連携により、市税等を即送付できるような対応を可能とするもの。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスセンター 民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能を有した駅前サービスセンターの設置を検討しています。駅前サービスセンターは、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び については、指定管理者制度を活用し運営において民間のノウハウを活用しようと考えていますが、 については民間に委任することができません。そこで、証明書の発行等についても指定管理者たる民間企業が実施できるよう提案するものです。
1026	10262040	(1部分) 権限移譲の推進 1.ハローワークの雇用情報を求人業者に公開する。 2.介護保険利用者1割負担金を事業者に権限を移譲する。 3.遊休地と休田の活用を民間に認める権限を移譲する。 4.生きがいデイの運営権限を社会福祉法人に移譲する。	1.求職者情報が求人業者に情報が公開されていない場合があり、直接事業者と個人が面談や電話で雇用条件の確認が出来ない。 2.生活保護者と収入格差がない基礎年金のみの利用者に対する1割負担は、大きな問題である。 3.米作農家は、転作助成金目当てに作りたくもない米以外の農作物を形式的に作っているだけで休耕田や遊休地が有効に活用されていない。	1.特区認定の派遣人材会社に対しては、コンピューター情報をハローワークとつなぎ同様の情報が取れるようにする。 2.介護保険使用平均(日本全国1人当たり)まで裁量権を認める。 3.転作助成金額で使用を民間に認めることで助成金を減額することが出来る。 4.厚生労働省から直接認定を受け交付金額も市町村事業と同額にする。	1.各省庁の縦割り行政での既得権益(許認可権)確保の壁を破ることで税金の無駄使いをやめ公平な競争条件で公正な状況を作る必要性を15年間の経験より体験して、財政措置を減額させる仕組みの必要性を再確認した。 2.行政の権限が集中している為、構造改革の難しさを感じるその為には、各行政機関の局長クラスは、第三者機関(民間)に委託する必要がある。	福岡県	社会福祉法人救手会 ケイ・ティ・エンタープライズ株式会社 有限会社 かじと 梶栗 俊郎	社会福祉施設に特化した住みたくな町づくり特区構想	介護・医療・保育所等の介護福祉施設の財源は、社会的強者の福祉、カジノの経済活動で賄い、自立した強い地域を作る。日本の美、伝統文化の建築美を意識した観光産業的空間特性を明確にして、グローバル化社会に対応する。民間活力で総事業費550億円のインフラ整備を10年間で完了し、ハード・ソフト面の達成で、数手町内ピーク時の3万2千人に回復させる。経済改革特区債権の発行分に対して、利子補給と元本を政府が保証する。介護保険1割自己負担金を事業者に割引の裁量権を認める

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1183	11831080	町における民生委員の推薦手続きの簡略化	民生委員の委嘱に当たって、町で民生委員推薦会を開催し県に推薦しているところであるが、この推薦の権限を町長に移譲するための法改正が必要である。	市町村の民生委員推薦会を経て県に対しての推薦を、町長に移譲することにより事務の迅速化、財源負担の軽減化を図れる。	当町の場合、各民生区から民生委員候補者の推薦に当たっては、行政区長が中心となり、地域の自治公民館長や有識者等により適任者を選考し町に推薦しているところであり、民生委員推薦会は形式化している。	岩手県	岩手県紫波町	循環型まちづくり構想	紫波町は、自然と共生し循環を基調とする町づくりを進めており、持続的に自立可能な循環型まちづくりを実現する観点から、再生利用を目的とした食品産業廃棄物、木屑に対する廃棄物処理法の規制緩和、循環農業啓蒙に係る市民農園における農地貸付面積要件の緩和、NPO等による循環・交流施設へのボランティア輸送の有償化、中古品使用に係る補助事業の運用改善、大麻の栽培目的の要件緩和、町産材活用住宅における建築確認申請の簡素化、町産材による公共施設の木造化に係る補助事業の運用改善、郵便投票制度の拡充、民生委員の推薦手続きの簡略化について提案を行う。
1449	14491010	合併後の地域自治組織への戸籍管掌、外国人登録事務の継続、及び社会福祉協議会の設置の権限等の付与	合併・政令指定都市移行を目指す本地域において、本市区域は一つの行政区になることが予定されている。行政区においては、戸籍管掌、外国人登録事務、及び社会福祉協議会の設置、についてその権限が与えられるが、合併後から政令指定都市移行までの期間は一時的にその権限を失い、事務の統一をせざるを得ない。合併による住民の混乱を防ぐとともに無駄なコストを省き、スムーズな合併・政令指定都市移行を目指すために、合併後から政令指定都市移行の期間、地域自治組織へ前述の政令指定都市行政区の権限等を付与することができるような特例措置を求めるものである。	合併後から政令指定都市移行までの期間において、地域自治組織が戸籍管掌、外国人登録の事務及び社会福祉協議会の設置等の政令指定都市行政区の権限を付与されることにより、事務統一に係る無駄なコストを抑えるとともに、住民生活にとって重要である。戸籍、外国人登録及び社会福祉協議会について、住民の混乱を防ぎ、スムーズな合併・政令指定都市移行を目指すものである。	0	非公開	非公開	スムーズ合併・政令指定都市移行事務特区構想	本提案は、政令指定都市移行を目指す地域において、合併後の地域自治組織が政令指定都市移行までの期間、戸籍管掌など行政区に与えられる権限を持つことができる特例措置を求めるものである。政令指定都市の行政区が持つ戸籍管掌、外国人登録事務、地区社会福祉協議会の設置、の権限等は、住民生活にとって重要な事務である。地域自治組織が政令指定都市移行までの期間、これらの権限を維持することにより、合併に係る住民の混乱や無駄なコストを削減し、合併・政令指定都市移行がスムーズに行われることを目的とする。
1601	16012021	高齢者安心住み替え支援構想	(部分) 高齢者が安心して住み替えができる高齢者向け優良賃貸住宅の整備の促進するための支援措置 特定優良賃貸住宅の空き家を高齢者向け優良賃貸住宅として管理することを認める目的外使用の弾力化を行う。 社会福祉法人が高齢者向け優良賃貸住宅事業を実施する場合に、建設用地を基本財産のままとして実施ができるようにする。	「福岡県あんしん住み替えバンク(仮称)」を設置 「福岡県あんしん住み替えバンク(仮称)」とは、高齢者等が安心して住み替えることができるよう情報提供・相談業務等を行い、また、住み替え希望を持つ者又はその物件を登録し、その意向をマッチングすることにより住み替えの円滑化を図り、もって人生のそれぞれの段階に応じた適切な居住環境の確保と地域の活性化に寄与することを目的としたものです。	特優良のストックの有効活用により、高齢者向け優良賃貸住宅の供給が促進され、高齢者の住み替えが進むと思われる。現在は、法による管理年数、補助金適正化法の規定により有効活用ができない。 社会福祉法人による高賃賃建設に際し、定款の変更などの煩雑な手続きが、建設促進の阻害要因となっている。	福岡県	福岡県	高齢者安心住み替え支援構想	1970～80年代に40歳前後のファミリー層によって形成されたいわゆるニュータウンは、地域全体が高齢化し、児童数の減少など地域経営へ支障をきたしている。これらの高齢世帯は、資産を活用し街なかの利便性の高い地域への住み替えを希望しているが、そのノウハウがないため、県は平成16年秋を目前に「福岡県あんしん住み替えバンク(仮称)」を設置し支援を行うこととしている。 このような地域の再生には、円滑な住み替えを可能とする環境整備が必要で、高齢者の持家の賃貸化に対する賃料保証制度の創設などの支援が必要であり、住み替えにより空いた住宅への若年世帯の入居による地域の活性化や街なか居住の推進による既存インフラの活用など経済的社会的効果が期待できる。
1009	10092090	年金現況証明書交付事務を指定管理者に委任可能	公の施設の指定管理者に限り、年金現況証明書交付事務(公証)を委任可能とする。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。年金現況証明書交付事務も併設する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって完全にアウトソーシング(事務委任)する。	地域再生一次提案において他自治体から類似提案がなされた際、国からは「対応不可」との回答があったが、本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して民間委任するもの。指定管理者は施設の使用許可等の従来の行政処分であった領域まで認められていることから、さらに行政行為(公証)ができるよう提案するもの。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスセンター 民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能を有した駅前サービスセンターの設置を検討しています。駅前サービスセンターは、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及び については、指定管理者制度を活用し運営に委任する民間のノウハウを活用しようと考えていますが、については民間に委任することができません。そこで、証明書の発行等についても指定管理者たる民間企業が実施できるよう提案するものです。
1366	13661090	「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う20歳以上の学生に対する国民年金支払い猶予の適用に関する特例」	外国大学日本校は大学と認められていないため、20歳以上の学生に対する国民年金支払い猶予の適用がない。日本の大学になるためには、大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則していない。そこで、外国大学の日本校がその正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものという公的な認可を文部科学省が行う。これをうけて厚生労働省は、大学に準ずると認められた「外国の大学」の学生に対し、20歳以上の学生に対する国民年金支払い猶予の適用を行う。	TUJは国からの補助金、アメリカ本校および州政府からの援助もなく、各種学校法人に適用される税制優遇措置もない状況で健全な運営を続け、学費等収入のみにより高い質の教育を提供しつづけている世界でも稀な教育機関と言える。指定寄付金制度も適用されないため、寄付金の募集も難しい。主に学費等にその財源を頼るため、学費は日本の私立大学より高額である。現在の日本の経済状況において学生、保護者の経済的負担は大きく、日本の大学生と同様に20歳以上の学生に対する国民年金支払い猶予が適用されれば、学生、保護者の経済的負担が軽減される。	国民年金法により、学校教育法に規定する大学の20歳以上の学生にしか国民年金支払い猶予が適用されないが、この点について、学生、保護者本人、および申請手続きを担当する地方自治体から頻りに質問を受ける。日本の大学として認められていないので、日本校には猶予の適用がないという理論は、学生、保護者に受け入れられにくく、差別的待遇と考えられている。日本の大学とのイコールフットイングの観点からも、学校教育法一章の第一条にある大学に準ずる「外国の大学」と文部科学省が認めた場合、その学生には適用措置がとられるべきと考え。地域の国際化や経済の活性化というニーズに応えるためにも、是非支援をお願いしたい。	東京都	テンプル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きいが、港区に位置し22年間の実績を持つテンプル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1117	11172010	タラソテラピー施設への公的医療保険等の適用	タラソテラピー施設利用者の医療保険の適用	海水という人の体液に近い成分と不感温度帯という快適な環境の中、海水の物理的特性(浮力、温度、粘性、圧力など)等を十分に活用した施設を設置し、楽しく継続的な運動を行うことにより、疾病の予防や改善を図る。効果をさらに拡大するため、医療機関との連携による個人健康診断データの一本化など予防の視点に立った健康サービスの実施や医療保険の適用など、自らの健康と生活の質の向上が図れるよう支援していく。	タラソテラピー領域は幅広い人が対象となりえ、運動療法を中心に水治療法や物理療法的分野、温熱療法的分野を含んでおり、医療の前後を補完することで、より効果的で精度の高い健康サービスが可能となり、医療費の適正化にも大きく貢献できる。認められなかったため再提案する。	福島県	福島県鹿島町	健康と福祉のまちづくり構想	海に隣接する地域資源を活かしたタラソテラピー施設を核とし、生活習慣病の一次予防の視点で医療機関等と連携し個人の健康診断データなどの一本化、根拠に基づく個人にあった保健指導、改善プログラムを実施する。自らの健康と質の向上を図るとともに、健康保険適用拡大により利用促進につながる。また、収益に関する補助金要件の見直しにより、建設予定の施設は公設民営でも民間委託の効果を最大限に上げられると見込まれる。ヘルスツーリズム等の広域的な交流の場として、近隣市町村と連携し広域観光ルートとして相乗効果の発揮し、世代に応じた健康づくり、疾病予防策の推進による医療費の軽減や健康寿命の延伸、健康産業や地場産業での雇用確保、地域間交流等による地域活性化を図る。
1606	16062010	「兵庫県園芸療法士(淡路景観園芸学校修了生)」については、医師の指示の下、社会保険や介護保険等が適用される作業療法としての園芸の実現	社会保険や介護保険等が適用される作業療法は、厚生労働大臣の免許を受けた作業療法士しか行えないが、「兵庫県園芸療法士」については、園芸によるリハビリを行う場合に限り、作業療法士と同等の扱いを受ける。	「兵庫県園芸療法士」の兵庫県の地域での活用 兵庫県の地域での質の高い園芸療法の提供	近年、各種団体が各々「園芸療法士」という資格制度をつくり、力量に差のある「園芸療法士」が輩出され、混乱をきたしている感はあるが、「兵庫県園芸療法士」は、実践的な教育を1年間(約2,000時間)少数精鋭で行い、他の「園芸療法士」に比べ高い技術を有している。 そこで、「兵庫県園芸療法士」の地域での活用を図るとともに、地域に質の高い園芸療法を提供していくため、「兵庫県園芸療法士」が園芸によるリハビリを行う場合に限り、作業療法士と同等の扱いを受ける必要がある。	兵庫県	兵庫県	園芸療法普及プログラム	兵庫県では、公立機関としては全国で初めてとなる本格的な園芸療法の指導者養成コースを平成14年度にスタートさせ、その修了生17名を「兵庫県園芸療法士」として認定した。 「兵庫県園芸療法士」は、実践的な教育を1年間(約2,000時間)少数精鋭で行い、他の「園芸療法士」に比べ高い技術を有している。そこで、「兵庫県園芸療法士」については医師の指示の下、園芸によるリハビリを行う場合に限り、作業療法士と同等の扱いを受けることにより、「兵庫県園芸療法士」の地域での活用を図り、地域に質の高い園芸療法を提供する。
1627	16271010	国民健康保険の賦課(課税)限度額の撤廃	基礎賦課(課税)額で5.3万円、介護納付金賦課(課税)額で8万円とされている賦課(課税)限度額を撤廃する。	被保険者の所得層は、保険者ごとに異なっているにもかかわらず、賦課(課税)限度額が設けられていることにより、中間所得者層の負担が過重となっている。賦課(課税)限度額を撤廃することにより、各保険者は、それぞれの所得層の構成に応じた負担を求めることができる。	0	神奈川県	個人	国民健康保険の賦課(課税)限度額の撤廃	国民健康保険の賦課(課税)限度額は、保険者(市町村)ごとに被保険者の所得層が異なるにもかかわらず、法令で一律に定められていることから、賦課(課税)限度額の撤廃することにより、保険者(市町村)は、それぞれの被保険者の所得層の構成に応じ、適正な負担を求めることができるようになるもの。
1642	16421010	温泉療法を保険治療とし、石川河川敷を利用した温泉療法センター特区を造る。	河川敷の有効利用をはかり、石川河川敷に温泉リハビリセンターを造り、温泉療法を受けられるようにする。	温泉療養指定病院で、温泉療法指定医の診察に基づき温泉療法指示箋が発行され、それを持って石川河川敷に造られた温泉リハビリセンターで温泉療法を受けられるという事業。	温泉療法は単にお風呂に入ることだけでなく、身体のリハビリ効果や、人間関係のコミュニケーションの場所として、精神的、心理的な癒し効果が非常に大きなものがあると考えられます。ちょうどこの石川は地元からの公園整備の声も上がっており、保険治療としての温泉リハビリと、温泉浴の後の自然散策は心身の大きな健康増進効果をもたらすものと考えます。	大阪府	富田林市伏見堂町財団法人成研会	石川河川敷を利用した温泉療法センター特区	温泉療法は単にお風呂に入ることだけでなく、身体のリハビリ効果や、人間関係のコミュニケーションの場所として、精神的、心理的な癒し効果が非常に大きなものがあると考えられます。ちょうどこの石川は地元からの公園整備の声も上がっており、保険治療としての温泉リハビリと、温泉浴の後の自然散策は心身の大きな健康増進効果をもたらすものと考えます。
1643	16431010	精神科の外来患者に健康保険の適用で、幅広く治療食を提供することができる。	現在の農作物は農業の影響で栄養価が不足している。土壌を改良して栽培されたミネラルを多く含む無農薬の野菜を使い医師の指示による治療食を提供することで、薬を減らし生活習慣病の改善のみならず、精神病の再発も抑える。	特区にて充分なる有効性を確認できたならば、地域農業の活性化も同時に行え、病人を減らしながら、農家の生きがい創出にも貢献していく。しいては国民全体の健康の改善につながる。	診療報酬の仕組みから、長期入院は減り、3ヶ月以内の実質的強制退院が通常である。退院後の食事はなおざりにされ、アルコール患者や老人性血管障害で精神科を退院しても、再度内科に入院することになり、医療費の増大を抑制することができない。現実には治療効果が続かず、持続性がない為、入退院の繰り返しになる。根本的な治療の方法になる。	大阪府	富田林市伏見堂町財団法人成研会 附属 汐の宮温泉病院	「外来患者に提供する治療食の健康保険適用」	アルコール患者や老人性血管障害で入院の方々は、3ヶ月で実質的強制退院が通常、生活習慣病併発の患者は、退院後の食生活の悪化で、内科に再入院することになり、医療費の増大を抑制できない。薬の1/4の価格で美味しく体と心に良い治療食を、医師の指示により健康保険の適用で、外来患者に提供できれば健康生活が可能で、医療費を大幅に削減することができる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1030	10301060	医療関係業務の労働者派遣の容認	現行法令上、「何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない」(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条)として、「三・・・その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない」と認められる業務・・・で、「保健師助産師看護師法・・・に規定する業務」(同法施行令第2条)とある。特区においては、認定自治体の長が医療の提供に際し支障が生じないと認定した場合には、この制限の適用を除外し、通常の労働者派遣を可能とする。	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。	高齢化に伴い介護や医療への需要は増大しつつある一方、少子化に伴い労働人口は減少しつつあり、殊に介護・看護分野についてはその労働力の不足が顕著なものとなるが予想される。 現状、看護業務の労働者派遣については6ヶ月間の紹介予定派遣のみが認められているところ(平成11年労働省告示第137号、138号)であるが、今後の医療分野における人材不足を見据えると、紹介予定派遣のみでは臨時的・一時的な労働力需給のニーズに適切に対応することはできないと考える。 国内の看護師においては、例えば、結婚等の理由で退職した人が、再び看護業務への従事を希望しても、技術に優れ知識や経験が豊富であるにも関わらず、就労時間等の理由により、再就労できずにいるケースが多く存在する。このような問題を解決するためには、雇用形態をこれまで以上に多様化、労働力の効率的活用を図ることが必須である。 病院等においても、派遣スタッフの活用により、臨時的・一時的な労働力需給のニーズに適切に対応することができるほか、人材研修や労務等の事務等を外部委託することによりコストダウンの効果も期待することができる。 海外からの看護師の受入という面では、スタッフの住居の手配やその他厚生面の管理は人材派遣会社が得意とするところであり、効率的な管理が期待できる。 また、責任の所在や派遣労働者のコミュニケーション能力等について派遣先の医療機関と合意し、提携を結んでいけば、チーム医療は可能であり、適切な医療の提供に支障をきたすものではないと考える。	東京都	ヒューマンホールディングス株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。
1038	10381010	医療従事者における派遣業務実施上の規制特例の緩和	・医療従事者における「紹介予定派遣」の派遣期間制限(現状最大6ヶ月)の緩和と一般派遣(1回の派遣期間が最大3年)への移行を可能にする	特区において、現状の派遣期間6ヶ月という期間制限をなくし、かつ、一般業務における派遣期間と同等のひとつの派遣部署について最大3年間とした上で、東アジアに在住している看護師を弊社が受け入れ、国家資格取得後トラベリングナースとして本人が希望するエリア、勤務先等を弊社がコーディネートした業務に就いてもらい、また、東アジアの有名大学と提携することにより優秀な人材を予め確保し、人選後同様に弊社が受け入れ、受験資格取得後、国家試験を受け資格取得後は同じようにトラベリングナースとして業務に最大3年を目処に就き、深刻な状態となっている看護師不足に対応することで病院等のサービスを向上させる効果が期待できる。また、その間の住居の確保や業務に就く上での日本語の習得、接遇等に関しても弊社が支援していくことを想定している。	昨今、正社員として登用されることを希望せずに、派遣という雇用形態を希望するスタッフが増えている。主な理由として、正社員だと何年か勤務するうちに様々な役割を持たされ、元来のいわゆる現場業務から離れた業務に就くようになり、例えば病院であれば、看護師の重要な役割ともなる患者さんとのコミュニケーションが図れなくなるような状態となる。また、他の理由として、派遣を通じて本人が希望する様々な部署で業務することが可能であること。正社員として採用された場合、本人が他の場所で勤務することを望んだ場合、一度退職しなくてはならないが、派遣であればそのような手間を割かず希望する勤務エリアや部署、期間等自分のスタンスで行なうことが可能であること。このような意識を持っているスタッフは概して勤勉で向上心があり、質、技術、人柄等の面でも優れた人が多い。しかし、現在医療従事者を病院等へ派遣する場合は、紹介を予定した派遣いわゆる「紹介予定派遣」であり、最大6ヶ月間を限度とした派遣に限られている。このようなスタッフが、現実として存在している以上現状の直接雇用が前提となることを目的としたスタッフをひとつの所に固定化させる規制が存在している。このような優れたスタッフが活用できない状態となっている。現状の紹介予定派遣制度でも6ヶ月の派遣期間と、その後例えば3ヶ月程度の直接雇用を繰り返すようなことは、受け入れ医療機関の期間制限を免れる不適切な導入とされ、是正措置の対象となることにもなる。これでは、今回の規制緩和の目的に沿ったものではないことは明確であり、そうであれば、医療従事者に対しても一般派遣と同じようにすることで、派遣スタッフのニーズにも応えることができ、スタッフのスキル向上にも繋がりは病院等における質の向上に直結するものと思われる。派遣を受け入れる側も必要な時に必要な分だけ必要な期間使用するというジャストインタイム的な位置付けで派遣スタッフを活用でき、労務管理、人材教育等の管理をアウトソースすることができること、これが、経費削減に繋がることになる。外国人スタッフにしても、先に挙げたようなスタッフは存在すると思われる、また、日常の業務やコミュニケーション等について考えると、日本人が理解できるまでに要する時間よりもかかることを想定すれば、派遣期間についても今よりゆとりを持った期間の設定が必要なのではないか。さらに、日常の問題として、住居の確保・支援やスタッフひとり一人に対する生活面、業務面等に対するバックアップやその後においても外国人看護師を継続的に	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、愛知県、福岡県、沖縄県、北海道	セントスタッフ株式会社	「医療・介護分野におけるWINWINトラベリングナースシステムビジネスモデル」	弊社は医療・福祉分野に特化した人材派遣会社。今後益々進展していく少子高齢化の中で弊社をご利用頂いている病院・介護施設が少なくとも一時的な看護師不足に悩まされているケースが多く、職員の過剰労働で対応されているケースもある。弊社はそこをビジネスチャンスと捉え現在国内で行っている「トラベリングナース」モデルを東アジアに展開することにより東アジアで看護師資格を持ち弊社と今後提携する病院に勤務する優秀な外国人看護師を日本語や日本医療プラクティスの事前研修を行い、希望する病院・介護施設に1年程度派遣する。このための規制緩和をお願いしたい。これには入管の迅速な手続きや看護師法等の規制緩和が必要不可欠となる。
1059	10591010	理学療法士の独自活動の容認	理学療法士が理学療法を行う際は、医師の指示が必要とされている。治療行為に該当しない予防措置や健康増進に関する相談業務等について、理学療法士が独自の判断により活動することを可能とする。	市民の健康の保持・増進のため、高齢者が健康な生活を送るため、理学療法士が、予防措置や健康増進に関する相談業務等について訪問による理学療法活動を行えるようにする。	市民の要介護状態への進行や重度化を防ぐことが期待される。また、新たな活動の場を提供し有資格者の専門技術を有効活用することができる。 ・予防措置や相談業務は医療保険、介護保険の対象外であるが、今後、給付の一層の増加が予想される介護保険に対して、給付を縮減する良い効果が期待される。また、利用者の選択枝が増えること、自己負担によってリハビリテーションに対してより一層の関心が持たれるようになることも期待される。	神奈川県	神奈川県小田原市	理学療法士独自活動特区構想	要介護の状態になることを遅らせ、又は要介護の状態になってもその状態が軽い状態ですむようにすることは、市民が生涯にわたって健康を保持・増進し、高齢者が健康で安心した生活・潤いのある人生を送ることができる長寿・福祉社会の実現のために不可欠である。 理学療法士に、予防措置や健康増進に関する相談業務等について、独自の判断の下、訪問による理学療法活動を認めることにより、市民の要介護状態への進行や重度化を防ぐことが期待される。また、新たな活動の場を提供し、有資格者の専門技術を有効活用することができる。
1153	11532060	自治体病院機能再編成を円滑に推進するため、新たに開設する際の医師数の規制緩和	自治体病院機能再編成の実行に際し、新たに病院を開設する場合、医師の標準員数について規制緩和する経過措置を講ずる。	今後、機能再編成計画が具体化され、広域運営体制で中核病院を、新たな開設者(市・広域連合長、一組管理者等)が新たに開設する場合、医師の配置が100%そるわない場合が地域事情により考えられることから、地域の実情に配慮した制度の運用が必要。	医師確保は、自治体病院機能再編成を推進するに当たり重要な課題であり、県でも特別な対策を講じているが、円滑な機能再編成を実施するために必要。	青森県	青森県	自治体病院機能再編成の推進による地域医療体制の再生構想	本県には31の市町村立病院(以下「自治体病院」という。)があり、病院数と病床数いずれも県全体の約30%を占めるなど、地域医療の確保に大きな役割を果たしてきた。 しかし、医師の確保が困難になっていること、医療費が抑制基調となる中で診療報酬が引き下げられたこと、厳しい地方財政を背景とした一般会計からの繰出不足となっていることなどその存立が危ぶまれている。 県では、自治体病院を、二次保健医療圏ごとに機能再編成し、医療資源を最大限活用し、民間医療機関との連携も視野に入れたネットワーク化を進め、二次保健医療圏内で一般的な医療が完結できる医療提供体制の確立を目指している。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1185	11851010	特定病床適用の拡大及び弾力的適用	りんくう国際先進医療センターの心臓センター50床と骨髄移植センター50床の全100病床を医療法施行規則第30条の32の2に規定する特定病床(循環器・がん)とする。	<p>1. 事業内容</p> <p>りんくう国際先進医療センターの建設。</p> <p>りんくう国際先進医療センターは、りんくうタウンAゾーンに国際医療特区を作り、臨床医療に特化し、がん・循環器系疾患に対して先進医療を提供するものとする。</p> <p>りんくう国際先進医療センターは、心臓センターと骨髄移植センターを中心に、50床づつ計100床の病院にする。</p> <p>PET/CTセンターも併設し、複数施設との共有、共同利用。</p> <p>医療機器メーカーや医薬品メーカーによる治験、モニタリングの場の提供。</p> <p>教育・研修センターの併設。</p> <p>診療圏は、日本のみならず国際空港の特性を活かし中国、東南アジアなど海外にも広げる。これらの国と医療スタッフの交流も図る。</p> <p>予算規模：医療機器もいれ100億円。PET/CTセンターはPET/CT 2台で20億円。MR11台。総計：120億円。建物：6階建。</p> <p>診療形態：会員制；会員にはPETによるヘルスクリーニングを行う。保険診療；保険資格者</p> <p>自由診療；保険証なしの人。混合診療は行わない。原則として紹介患者を対象とする。</p> <p>経営母体：NPO：りんくうメディカルプラザ</p> <p>2. 効果</p> <p>泉州地区に多いがんや心筋梗塞や脳卒中などの高度専門医療を近くで受けたいという地域住民の要望に応えられる。</p> <p>設置要望の強い骨髄移植を行いながらわが国で少ない臨床腫瘍医の養成が出来る。</p> <p>関西国際空港との連携による国際先進医療センターの設立は診療圏が海外に広がり、人材の国際交流が可能となる。</p> <p>地域の雇用の創出などによる波及効果も見込める。</p> <p>この規制緩和によりりんくうタウンに国際医療特区が設置されれば、地域住民の受ける医療サービスは向上と国内外の人・物の交流によりKIXりんくうタウンの活性化が図れる。</p>	<p>泉州地域ではがん・動脈硬化性血管病に対応できる病院が少ない</p> <p>泉州地区は大阪府下の中でもがんや心筋梗塞や脳卒中などの動脈硬化性血管病での死亡率が高い。しかしこれら疾患に対する高度専門医療が提供できる医療機関が不足し、住民は他の医療圏の病院を受診している。近くで専門医療を受けたいとする住民の要望は強い。</p> <p>臨床腫瘍医の養成</p> <p>骨髄移植の専門病院は少ない。臍帯血移植のできる施設も少なく、骨髄移植推進財団よりも施設拡充の声は出ている。そして、骨髄移植を中心とするがん病棟では、要望の多い骨髄移植を行いながらわが国で少ない臨床腫瘍医の養成を目指す。</p> <p>関西国際空港の特性を活かした国外・国内における人材交流の場の提供と医療連携。</p>	大阪府	NPO法人 りんくう メディカル プラザ	りんくう国際医療特区 構想	りんくうタウンは都市基盤の整備された街であり、対岸にある関西国際空港(KIX)は世界に開かれた空港である。この両者の連携による「国際医療特区」の申請は新しい街創りのパイロットモデルとなる。その中核となる「りんくう国際先進医療センター」を設立。同時にPET/CTセンター、研修・教育センター、治験・医療情報センターを併設。地域医療機関との連携の下大阪大学などの先端技術や情報技術を活用したりんくう国際先進医療センターはりんくうタウンに医療城下町の実現を推進し、地域の活性化を齎し、医療を通じての国際貢献も果たす。さらにKIXを経由する国内外の診療圏を対象とする医療サービスや医療関連産業の集積に繋がる。
1185	11851020	外国人スタッフによる医療行為の容認	外国での医師免許取得者が当特区内でその当該国からの患者に対して自由診療下での4年間医療行為が可能となる規制緩和或いは、当特区内で外国人には該当国のスタッフが診療可能とする規制緩和。	<p>1. 事業内容</p> <p>同上</p> <p>2. 事業による効果</p> <p>提携する海外医療施設のスタッフが医療行為を行うことが出来ることにより、優秀な人材の確保と外国からの患者を受け入れる際の円滑な医療行為が行える。アジアの医療のレベルアップにもつながる。</p> <p>国内外の人・物の交流により関西国際空港とりんくうタウンの活性化が図れる。</p> <p>医療関連ビジネスの進出によるりんくうタウンの活性化。</p>	<p>わが国の医療法下では、外国の医師免許取得者の医療行為は認められない。国際空港に隣接するという当特区の特性は、外国からの優秀な人材の交流と確保。また外国からの患者の受け入れの拡大を可能とする。外国人患者に対する医療行為を同国人の医療スタッフが行うことで医療行為を円滑に行うことが出来る。</p> <p>また国内外の交流により併設する教育・研修センターでの教育・研修内容の向上を得ることが出来る。</p>	大阪府	NPO法人 りんくう メディカル プラザ	りんくう国際医療特区 構想	りんくうタウンは都市基盤の整備された街であり、対岸にある関西国際空港(KIX)は世界に開かれた空港である。この両者の連携による「国際医療特区」の申請は新しい街創りのパイロットモデルとなる。その中核となる「りんくう国際先進医療センター」を設立。同時にPET/CTセンター、研修・教育センター、治験・医療情報センターを併設。地域医療機関との連携の下大阪大学などの先端技術や情報技術を活用したりんくう国際先進医療センターはりんくうタウンに医療城下町の実現を推進し、地域の活性化を齎し、医療を通じての国際貢献も果たす。さらにKIXを経由する国内外の診療圏を対象とする医療サービスや医療関連産業の集積に繋がる。
1275	12751020	刑務所内の診療所等の管理委託	刑務所の中に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託するとともに、併せて当該医療機関が地域住民に対する医療を提供するため、診療所の設備等を利用できるよう、監獄法及び医療法の規制の特例を設ける。	<p>官民協働による運営や地域との共生を図ることにより、「国民に理解され、支えられる刑務所」を整備すると基本方針の下、山口県美祿市にPFI手法を活用して刑務所を整備する検討が行われている。</p> <p>刑務所には、被収容者に対する医療を提供するための診療所等が設けられるなど、医療設備は整っているところ、新たな医療機関の設置が困難な立地条件にある地域において、公的医療機関が当該地域内に所在する刑務所内の診療所等の管理を受託し、被収容者に対する医療を提供するとともに、併せて診療所の設備等を利用して、施設の周辺地域の住民に対する医療を提供することにより、地域の医療体制の充実を図ることができる。</p>	<p>現行の医療法では、診療所等の開設者がその管理を包括的に委託することは制限されていることから、公的医療機関が刑務所内の診療所等の管理を受託するための特例を設ける必要がある。</p> <p>また、現行の監獄法による刑務所の担う機能は、被収容者の収容と処遇であるため、監獄内に設けられた診療所等を被収容者以外の者に医療を提供するため利用することは想定されていないことから、公的医療機関がこのような目的のため診療所の施設、設備等を利用することを可能にするための特例を設ける必要がある。</p>	山口県	山口県、山 口県美祿 市	美祿社会復帰促進セ ンターPFI特区	<p>法務省において、山口県美祿市にPFI手法により整備が検討されている刑務所において、刑務所施設の警備や受刑者の処遇など公権力の行使にかかわる業務の民間委託を可能とするための監獄法の規制緩和を行うことにより、官製市場の開放が図られ、美祿市やその周辺地域における新たな雇用の機会の増大につながることも地域の活性化が図られる。</p> <p>また、刑務所内に開設される診療所の管理を、公的医療機関が受託し、一般住民に対してその診療所設備の利用を可能とするための医療法及び監獄法の規制緩和を行うことにより、婦人科診療施設の存在しない同地域において、住民に対する医療サービスの拡充を図ることができる。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1294	12941010	外国人指導医に対し限定的な医師免許の交付をする	外国人医師であって、日本人の臨床研修医に対して、臨床研修の一環として教授を行う目的で入国したものに對して、医師法第17条の特例として、以下の要件を満たした場合、特例として、当該外国人医師に就労ビザ(特定活動2年、又は教授3年)を発給する、日本人の医師免許とは違う臨床研修指導医に限定した免許(厚生労働省が別途定める)を発給する。  外国人医師に対して左記特例を認めるにあたって、以下の要件を課す。  外国人医師が以下を満たしていること。 ・臨床研修指導医と同等以上の知識及び技術を有する者であって、外国において医師資格を取得した後7年以上の臨床経験を有している者 ・患者に与えた損害を賠償する能力を有すること。  外国人医師が以下に該当していないこと ・医師法第3条に規定する場合 ・医師法第7条第2項に規定する医業の停止の命令に相当する外国の法令による処分を受け、当該外国において医業を行うことができない者  外国人医師の就労条件として以下の要件を満たしていること。 ・臨床研修指定病院のみに限定して教授及び診療を行う。 ・日本語によるコミュニケーションが不可能な場合は、日本人医師が外国人医師の行為の監督を行われること。 ・臨床研修制度運営規則と同等の監督のための院内規則を設けること。 ・業務上知り得た人の秘密に対し、守秘義務を課すこと。 ・臨床研修指導時には患者の同意を得ること。	我が国医療技術の向上が期待できるような欧米等の世界的に著名な心臓外科医や癌専門医などを招聘し、診療行為及び臨床研修医に対する教授を行う。	海外の優れた知識や技術を持つ医師にかりたいという患者の希望は強い。日本で遅れている分野の先端医療が受けられる可能性が広がり、在日外国人の利便も高まる。しかし、現行制度では、原則的には日本の医師国家資格を有さない者が医療を為すことは禁止されているため、海外の優れた医療技術者による医療の提供をすることができず、患者の選択や日本の医療技術の向上にとって、貴重な機会を失っていることになる。一方、今年4月から臨床研修の義務づけが始まり、臨床研修医からも高度・先端医療技術を持つ世界的に有名な医師に直接指導を受けたいというニーズは高く、これら臨床研修医に対して外国人医師が診療を行いながら指導が可能であれば、将来的な日本の医療技術の向上に大きく寄与することとなる。  外国人医師が教授をおこなうことに関しては、平成14年10月11日に構造改革特別区域推進本部において決定された「構造改革特区推進のためのプログラム」を踏まえ、臨床研修制度の運用において、医療に関する知識及び技能の習得に加え、これに付随して行う教授を目的として入国する外国人医師に対しても、臨床研修の許可を与えることとなったが、あくまで「付随する教授」であり、本来は「知識及び技術の習得」すなわち「研修」が目的であることは変わらないため、「教授」のみを目的とする場合は入国及び診療ができない。  左記のスキームにより規制改革を行うことで臨床研修医に対する指導と患者に対する指導が可能であるのみならず、臨床研修制度と同等の外国人医師への監督が可能であり、同時に医療技術の指導という観点では臨床研修指導医と同等以上の質の担保が可能であるため、ご検討いただきたい。	千葉県	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院	鴨川医療特区	亀田総合病院は、昨今のヒトゲノム解析の進展などに見られる世界的な最先端医療競争が進む中で、世界最先端の医療技術を積極的に採り入れ、日本医療の後継を育てようとしてきた。しかし国内の様々な規制に阻まれ、特に海外の最先端病院と比べ教育環境は劣っていると云わざるを得ないのが現状。そこで「鴨川医療特区」においては、世界的に著名な専門指導医に特別免許を発行、臨床研修の場に限り、患者様の同意を条件とし、実際に執刀等を行いながら教育できるように規制緩和する。
1312	13121010	PFI事業を前提とした保健センター整備・運営における民間事業者による保健事業の実施	市町村の保健センターの整備・運営に際し、PFI事業の導入をより円滑にするために、現在、民間委託を認めていない下記の保健事業についてPFI事業として委託可能とする。 【民間事業者への委託が認められていない保健事業】 予防接種法第3条に基づく定期の予防接種 結核予防法第2条・13条に基づく健康診断および予防接種	【実施しようとする事業内容】 下記の保健事業の運営を、PFI事業として一括して長期間に渡り民間に委託する。 母子保健法に基づく乳幼児健診 老人保健法に基づく健康教育等 老人保健法に基づく機能訓練等 老人保健法に基づくがん検診等 予防接種法に基づく予防接種、結核予防  【効果】 保健事業をPFI事業と一括して長期間委託することで、次の効果が期待できる。 行政の財政支出の負担を軽減する。 PFI事業の契約形態の特徴である長期一括契約および複数業務の一括契約を行うことにより、医療機関の診療報酬単価を下げる事ができる。 保健行政の質の向上 事業契約にインセンティブを設定することにより、民間の創意工夫を活用することができる。ひいては、検診の受診率の向上、病気の早期発見等に繋がりを、自治体として保健事業のサービスの質が向上する(予防医療を軸とした保健行政が成功を納める)。 診療報酬単価の抑制、受診率の向上の可能性については、当社による医療機関へのヒアリングにて確認済	厚生労働省の見解では、予防接種法に基づく予防接種、および結核予防法に基づく予防接種・結核予防は、「感染の恐れがある疾病の発生、蔓延を予防する社会衛生的な措置であり、地域の公衆衛生に責任をもつ市町村が実施する必要がある」として、アウトソーシングを認めていない。したがって、これまで検討されてきた保健センターのPFI事業スキームは、保健事業をPFI事業から分離させている。  しかし、保健事業をPFI事業から分離させた場合、従来型の契約になるため、保健事業の運営については左記の効果は期待できず、VFM(Value for Money)が小さくなる事が予想される。 VFMの確保は、PFI事業導入を判断する条件の一つであり、VFMが確保できないことにより、PFI事業導入を見送り、結果として「保健行政の質の向上」まで放棄することになることも否定できない。 滋賀県東市で検討された「保健センターPFI事業導入可能性調査」では、保健事業をPFI事業から切り離した事業スキームで検討しているが、VFMも確保できず、結果として導入見送りとなっている。	東京都、神奈川県、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ	PFI保健事業特区	市町村の保健センターの整備・運営に際し、PFI事業の導入をより円滑にするために、PFI事業を前提として、現在、民間委託を認めていない予防接種業務等を含め、保健センターが実施する保健事業を委託可能とする。現在、保健事業に係わる民間事業者の状況を踏まえると、PFIによる長期一括契約、複数業務一括契約等を活用することにより、官民双方が享受できる利点も多く、行政がPFIを導入することにより、より効果的・効率的な保健事業の運営が期待できる。
1397	13971010	外国人に対する「医療」の在留資格要件の緩和	日本の法律上の医療関係資格を有する外国人だけでなく、当該外国の法律上の医療関係資格を有する外国人の就業も可能とする。	福井の高度・最先端医療に従事するために来日する外国人を受け入れ、福井型メディカル・ツーリズムを確立する。	福井型メディカル・ツーリズムを確立するためには、日本の法律上の医療関係資格を有する外国人だけでなく、当該外国の法律上の医療関係資格を有する外国人でも就業できるようにし、幅広く人材を受け入れることが必要である。	福井県	福井県福井市	福井高度医療特区(福井型メディカル・ツーリズム)	近年、福井市内には、福井県立病院、福井県済生会病院、福井赤十字病院等が新・増築され、様々な高度・最先端医療が受けられる体制が整備されている。 一方、最近では、観光と医療サービスをセットにしたメディカル・ツーリズムという観光形態があり、外国人旅行者に人間ドックや視力矯正手術等の医療サービスを提供している。 そこで、福井の高度・最先端医療とメディカル・ツーリズムを融合させ、外国人観光客を誘致し、受け入れやすくすることにより、医療産業の活性化、さらには福井型メディカル・ツーリズムの確立を図る。 また、医療にかかる外国人研究者を受け入れることで、人材の育成を図る。
1517	15171010	一定要件を満たした外国歯科医師資格を有する歯科医師による日本国内での診療の可能化	現状は、わが国の歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた歯科医師でなければ歯科医業ができないが、外国の歯科医師免許を持った者であって一定の要件を満たす者について右記の代替措置の内容を満たす場合に限り、我が国において、歯科診療ができるようにすること。	日本の歯科医療高度化のため、特定の診療所において、高度な技術を持った外国歯科医師資格を有する歯科医師が研修業務や診療業務を行うこと。	現在でも外国の高度な歯科医療技術をもっと普及させるために講演会や研修会が行われているが、単なるデモンストレーションにとどまっており、外国歯科医師資格を有した歯科医師が日本では患者に対する医療行為を行うことができないために、その高度な技術を実際の治療という形では日本では直接見ることができない。本特例を適用することにより、研修会等でのライブ治療が可能になり、外国の高度技術に接することができ、国内の歯科医師がクオリティの高い卒業教育を受けることが可能になる。外国の高度な歯科医療を日本国内で受けることができないために、日本にいる患者は治療のために国外に出かけているが、特例を適用することにより、国外にわざわざ出かけていく必要がなくなる。外国人患者が母国語での診療を受けることができる機会が少ないが、特例の適用により、患者の母国語での診療が受けられるようになり、意思疎通がスムーズになり、適切な対応ができるようになる。	東京都	医療法人 社団 協立 歯科クリニック デュボワ	外国歯科医師資格を有した歯科医師による診療の可能化	歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた歯科医師でなければ日本国内において歯科医業ができないが、外国の歯科医師免許を持った者であっても一定の要件を満たせば歯科診療ができるようにする。あわせて、当該診療業務を行うための入国に関する特例を設ける。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1517	15171020	外国人歯科医師の入国に関する特例	現状は、外国人歯科医師の就労が限定されているので、「特定の診療所において、日本の歯科医療高度化のための研修業務、高度な技術による診療業務、外国人への診療業務」を「法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動」に追加すること。	日本の歯科医療高度化のため、特定の診療所において、高度な技術を持った国外歯科医師資格の歯科医師が研修業務や診療業務を行うこと。	現在でも外国の高度な歯科医療技術を日本でも普及させるために講演会や研修会が行われているが、単なるデモンストレーションにとどまっており、外国歯科医師資格を有した歯科医師が日本では患者に対する医療行為を行うことができないために、その高度な技術を実際の治療という形では日本では直接見ることができない。本特例を適用することにより、研修会等でのライブ治療が可能になり、外国の高度技術に接することができ、国内の歯科医師がクオリティーの高い卒業教育を受けることが可能になる。外国の高度な歯科医療を日本国内で受けることができないために、日本にいる患者は治療のために国外に出かけているが、特例を適用することにより、国外にわざわざ出かけていく必要がなくなる。外国人患者が母国語での診療を受けることができる機会が少ないが、特例の適用により、患者の母国語での診療が受けられるようになり、意思疎通がスムーズになり、適切な対応ができるようになる。	東京都	医療法人社団 協立歯科クリニック デュボワ	外国歯科医師資格を有した歯科医師による診療の可能化	歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた歯科医師でなければ日本国内において歯科医療ができないが、外国の歯科医師免許を持った者であっても一定の要件を満たせば歯科診療ができるようにする。あわせて、当該診療業務を行うための入国に関する特例を設ける。
1570	15701010	尊厳死特区構想は、一定の条件をクリアした場合について、本人の意志に反して延命治療を行わず、尊厳死を認めることを手続的に明確化することである。	尊厳死を選ぶことが、医師にとって、ひとつ間違えば犯罪になる恐れがあることと、実態として尊厳死が行われていることを考慮し、尊厳死が国民的同意が得られるよう、尊厳死の条件及び手続等を明確化すること及び刑法の諸規定の適用除外を求める。	市内の病院にあっては、明確化された尊厳死の手続により、尊厳死が行われるようになる。	この尊厳死特区構想は、一定の条件をクリアした場合について、本人の意志に反して延命治療を行わず、尊厳死を認めることを手続的に明確化することである。掛川市においては、昭和52年から生涯学習人生を市政の根幹テーマとし、その究極の目的を世紀一週間人生の実現としてきた。その意味は、健康で世紀長生きし、寝込んだら家族の負担や社会的コストをかけずに、一週間でサヨナラすることを理想とし、この実現への努力(よき生活習慣)が生涯学習行動そのものと考え、輝煌のあり方として提案するものである。期待される効果は、死と真剣に向き合うこと(死を明らかに)、本人の尊厳と苦痛の除去、家族の長期介護労働からの解放、過剰な医療コストの縮減、本人が使用できない年金の節減、医療福祉施設の拡大・拡充に歯止めをかけること等である。結果として人間らしさを最期まで保持する本人の願いの実現と、本人の意志に反した終末期の膨大な諸経費や負担を取り除き、生涯学習と地域経済活性化に寄与する。	静岡県	掛川市	掛川市尊厳死特区構想	この特区構想は、満85歳以上であること、本人の意思が明白な時に、公証人役場又は弁護士等の立ち会いのもとで書かれた尊厳死を望む宣言(表明書)の存在、家族の同意、複数の医師による植物人間化・不治の診断書の4条件をクリアした場合について、本人の意志に反して延命治療を行わず、尊厳死を認めることを手続的に明確化することである。尊厳死の意義・効果は、死をよく考えること(死を明らかに)、本人の尊厳を守り苦痛を除去すること、家族の長期介護労働からの解放、過剰な医療コストを縮減すること、本人が使用できない年金の節減、医療福祉施設の拡大・拡充に歯止めをかけること等々が期待される。
1590	15901010	自治体病院等の再編整備に向けた病床基準の緩和	基準病床数の特例として、自治体病院等再編時における都道府県の裁量による基準病床数の運用弾力化を可能とする規定を新設する。 具体的には、「自治体病院再編を行う」、「統合する病院全体の病床数は増えない」ことを条件として、特例として「既存の病床が基準病床数を上回っている地域において、知事の判断により、病床増を伴う自治体病院の新設あるいは増床について認めることができる」とこととする。	自治体病院等の再編・統合を積極的に実施し、地域のニーズの即した病院整備を推進する。	・自治体病院の医療機能の高度化、医師の勤務環境改善、病院経営の健全化に向けて、近隣地域の自治体病院の統合・再編が必要となっている。 ・再編整備を進めるためには、複数の自治体病院間の病床の移転・集約を行うこととなるが、そのためには経過措置として、中核となる病院の新設又は中核となる病院における病床増が必要である。 ・しかしながら、既存病床が基準病床を上回る圏域においては、医療法上、自治体病院の新設及び病床の増床については認められないこと、また、他者(他の市町村)への病床の譲渡が禁止されていることから、集約化の実施は困難である。 ・また、医療法の定める病床数の特例として、厚生労働大臣の同意を得て、病床の新設(増床)を認める規程が設けられているが、厚生労働大臣の同意を得ることはきわめて厳しい状況となっている。 ・過疎地域を抱える他県も同様の問題があるが、地域医療の充実は大面積を持つ北海道が一番切実である。	北海道	北海道	高齢者・障害者暮らし安心プラン	北海道では、全国を上回るスピードで高齢化、過疎化が進行しており、また、面積が広大で広域分散型社会を形成しているため、医療や介護・福祉サービスの分野における地域格差が著しく、その改善が求められており、地域の実情に即した医療体制の確保、介護福祉サービス事業者の参入促進や、より効率的な施設整備が必要となっている。 このため、地域実状に即した医療の確保や、過疎化に対応した地域福祉の推進を通して、高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくりをすすめて、過疎地域でも高齢者が安心して暮らせるきめ細かな医療や、民間事業者の参入が進みやすい地域でも安心してできる介護・福祉サービスの実現を図る。
1604	16041010	外国人医師が以下を満たしていること。 ・患者に与えた損害を賠償する能力を有すること。 ・日本人医師に対する教授を行う場合は、臨床研修指導医と同等以上の知識及び技術を有する者であって、外国において医師資格を取得した後7年以上の臨床経験を有している者 外国人医師が以下に該当していないこと ・医師法第3条に規定する場合(未成年者、成年被後見人及び被保佐人でないこと) ・医師法第7条第2項に規定する医業の停止の命令に相当する外国の法令による処分を受け、当該外国において医業を行うことができない者 外国人医師の就労条件として以下の要件を満たしていること。 ・臨床研修指定病院のみに限定して教授及び診療を行う。 ・日本語によるコミュニケーションが不可能な場合は、日本人医師による外国人医師の行為の監督が行われること。 ・臨床研修制度運営規則と同等の監督のための院内規則を設けること。 ・業務上知り得た人の秘密に対し、守秘義務を課すこと ・診療行為に対する患者の同意を得ること	外国人医師であって、救急専門医(特に小児救急専門医)・臨床腫瘍専門医・臨床病理医・画像診断医・麻酔科医等の日本人医師による質的又は量的な医療の提供が十分ではない分野における専門性を有する者が、日本人等に対する診療及び日本人医師に対する教授(人材育成)を行う目的で入国し、以下の要件を満たした場合は、医師法第17条の特例として当該外国人医師に就労ビザ(特定活動2年、又は教授3年、いずれも更新可能)を発給する。医師法第2条及び第17条の特例として外国人医師による診療及び日本人医師に対する教授を認める。 外国人医師に対して左記特例を認めるにあたって、以下の要件を課す。 外国人医師が以下を満たしていること。 ・患者に与えた損害を賠償する能力を有すること。 ・日本人医師に対する教授を行う場合は、臨床研修指導医と同等以上の知識及び技術を有する者であって、外国において医師資格を取得した後7年以上の臨床経験を有している者 外国人医師が以下に該当していないこと ・医師法第3条に規定する場合(未成年者、成年被後見人及び被保佐人でないこと) ・医師法第7条第2項に規定する医業の停止の命令に相当する外国の法令による処分を受け、当該外国において医業を行うことができない者 外国人医師の就労条件として以下の要件を満たしていること。 ・臨床研修指定病院のみに限定して教授及び診療を行う。 ・日本語によるコミュニケーションが不可能な場合は、日本人医師による外国人医師の行為の監督が行われること。 ・臨床研修制度運営規則と同等の監督のための院内規則を設けること。 ・業務上知り得た人の秘密に対し、守秘義務を課すこと ・診療行為に対する患者の同意を得ること	東京都杉並区における救急医療体制の充実、日本の救急専門医の不足を補完する為に、古くから救急専門医の臨床研修教育が充実し、多くの救急専門医が一貫した救急診療に携わっているアメリカ(米国)の救急専門医を招聘し、救急患者に対する診療及び日本人医師等に対する指導をさせる。そのために、日本の医師国家資格を有さないものの医療行為を禁止する医師法の特例を一定要件を満たした場合に認める。これにより、病状の訴えのある外来患者をトリアージから始まり、第三次救命救急診療まで継続的に診療する体制が整っているアメリカ(米国)の救急医療を行い「杉並ER」を実現する。	医療法人財団 河北総合病院	杉並救急医療(杉並ER)特区	東京都杉並区における救急医療体制の充実、日本の救急専門医の不足を補完する為に、古くから救急専門医の臨床研修教育が充実し、多くの救急専門医が一貫した救急診療に携わっているアメリカ(米国)の救急専門医を招聘し診療及び指導をさせる。そのために、日本の医師国家資格を有さない者の医療行為を禁止する医師法の特例を一定要件を満たした場合に認める。これらにより、病状の訴えのある外来患者をトリアージから始まり、第三次救命救急診療まで継続的に診療する体制が整っているアメリカ(米国)の救急医療を行い「杉並ER」を実現する。		

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1616	16161020	外国人研修生(コメディカル)の医療従事に関する規制緩和	外国人研修生(コメディカル:看護師、理学療法士等)の実地研修を行うため、「兵庫県災害医療センター」における外国人の医療従事者を認める。	<p>国立災害医療センターやJICAが実施している研修・訓練事業を、「兵庫県災害医療センター」を中心に、HAT神戸に集積している、人と防災未来センター、こころのケアセンター等の施設や兵庫県立大学看護学部及び兵庫県立広域防災センター等が連携して、非医療職(看護師、理学療法士等)を含めた広範な災害医療従事者を対象に実施する。</p> <p>&lt;例&gt; 外国語(英語、仏語)、公衆衛生学、熱帯医学、災害医療、防災に関する知識、技能、訓練等</p> <p>「兵庫県立災害医療センター」が実施している災害医療コーディネーター研修、災害医療従事者研修等のノウハウを活かして、国内(各府県の基幹災害拠点病院及びNPO・NGO等ボランティア)及び海外からの非医療従事者を受け入れて、研修を実施する。 (海外研修生受け入れについてはJICA事業を活用)</p>	<p>現行法では、外国人医師の従事特例は認められているが、外国人研修生のコメディカルは、単純労働であるとの理由で認められていない。</p> <p>今後、「兵庫県立災害医療センター」で研修・訓練事業を実施する際に外国人の医療従事者を認めることにより、非医療職(看護師、理学療法士等)を含めた広範な災害医療従事者を対象とした研修・訓練事業が可能となる。</p>	兵庫県	兵庫県	災害医療支援拠点構想	<p>兵庫県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害に対応できるよう、災害時における医療の提供及び平常時における救急医療の提供を行う「兵庫県立災害医療センター」を整備したところである。</p> <p>今後、「兵庫県立災害医療センター」に調査・研究、研修・訓練機能を充実するとともに、周辺防災関連施設・機能との連携を強化し、国際的な災害医療支援拠点としての整備を図るため、次の措置を提案する。</p> <p>災害時又は救済支援時の医薬品調達についての規制緩和 外国人研修生の医療従事に関する規制緩和 災害医療に関する研修・訓練機能の集中 災害医療に関する調査研究の集中実施</p>
1644	16441010	臨床検査技師による研究目的の採血の容認	臨床検査技師が、研究目的で少量(10cc未満)の採血をする場合は、医師の包括的な指導の下に、単独で行うことができる。	<p>食品総合研究所が血液のサラサラ度を測定する装置を開発し、その改良を進めている。健康食品の開発にあたり、その装置での測定が必要となるため、検査依頼が多くなっているが、採血には、医師の指導監督の下でなければできないこととなっている。しかしながら、研究所内には医師がおり、近隣の診療所等に対応している(年間500件程度実施)。ただし、診療所の医師は常勤でないため、円滑な検査の実施に支障をきたしている。研究所にとっては、臨床検査技師による採血行為が可能となれば、装置のさらなる改良及び普及に大きな効果が得られる。</p>	<p>臨床検査技師は、医師の指導監督の下に、採血ができることになっている。これは、医療行為を想定しているものであり、研究目的の採血の場合は、量的にも少量であり、人体への影響も少ないと考えられる。したがって、医師の指示についても、包括的な指導監督で足りるものとした。</p>	茨城県	茨城県(独)食品総合研究所	つくば・東海・日立知的特区	<p>研究機関が、研究目的で少量(10cc未満)の採血をする場合には、医師の包括的な指導の下に、臨床検査技師若しくは看護師が単独で行えることを容認すること。</p>
1644	16441020	看護師による研究目的の採血の容認	看護師は、診療の補助としての業に加えて、医師の包括的な指導の下に、研究目的で少量(10cc未満)の採血を単独で行うことができる。	<p>食品総合研究所が血液のサラサラ度を測定する装置を開発し、その改良を進めている。健康食品の開発にあたり、その装置での測定が必要となるため、検査依頼が多くなっているが、採血には、医師の指導監督の下でなければできないこととなっている。しかしながら、研究所内には医師がおり、近隣の診療所等に対応している(年間500件程度実施)。ただし、診療所の医師は常勤でないため、円滑な検査の実施に支障をきたしている。研究所にとっては、臨床検査技師による採血行為が可能となれば、装置のさらなる改良及び普及に大きな効果が得られる。</p>	<p>看護師は、診療の補助を行うことを業としている。これは、通常の医療行為を想定しているものであるが、研究目的の採血は、量的にも少量であり、人体への影響も少ないと考えられる。したがって、技術的には、看護師で十分対応できるため、法第5条に加えつつ、医師の包括的な指導監督の下で行うこととさせたい。</p>	茨城県	茨城県(独)食品総合研究所	つくば・東海・日立知的特区	<p>研究機関が、研究目的で少量(10cc未満)の採血をする場合には、医師の包括的な指導の下に、臨床検査技師若しくは看護師が単独で行えることを容認すること。</p>
5078	50780009	営利法人による保険医療機関の経営	構造改革特区における株式会社の医療参入に係るガイドラインについては、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入するという制度の趣旨を踏まえて、医療の種類を限定列挙するのではなく、地方公共団体が必要とする「高度医療」が幅広く認められるような方式とすべきである。	<p>民間企業の有する経営のノウハウと資本を活用して医療サービスの効率化と質の向上が図られると同時に、医療機関の経営を専門家に委ねることにより、医師が診療に専念できることになる。</p> <p>営利法人による病院等の経営を認めても、実際に診療行為を行うのは国家資格を有する医師であり、医療の安全性や質の確保には影響がない。</p> <p>経営主体が非営利法人であっても、不採算の医療機関が経営を継続することは困難である。僻地医療や救急医療については、セーフティネットの観点から別途、公的な関与が必要である。</p> <p>患者選別や過剰診療等に対する懸念の払拭のためには、参入規制ではなく、応召義務や病床規制等の現行規制や、情報公開の徹底等によって対応可能である。</p> <p>現存の企業立病院に何ら弊害が生じていないばかりか、地域の中核病院の役割を果たしている医療機関もある。</p>			(社)日本経済団体連合会		
1031	10311010	薬事法の規制緩和	学名「プエラリア・ミリフィカ」は、葛属マメ科の植物である。この塊根を乾燥し粉末にして商品名「夢美人」として販売している。「プエラリア・ミリフィカ」には、大豆の数倍ともいわれるイソフラボンが含まれている。イソフラボンには、骨粗鬆症、更年期障害、ガンの発生を押し止める作用があるとともに女性らしい体を作るエストロゲンと同様の働きがあり美肌作用、豊胸効果、生理不順改善などの作用がある。しかし、「夢美人」は医薬品でないためこれらの効果・効果・作用を表示できない。このため、医薬品以外の農産物単純加工品に効果・効果・作用が表示できるよう規制緩和を行う。	<p>医薬品以外の農産物単純加工品に効果・効果・作用が表示できるよう規制緩和を行っていただきたい。なお、規制緩和の安全性を担保するため和田山町特産物市場組合が生産する「夢美人」のみを対象とする。</p>	<p>農産物であっても、医薬品と同じような効果・効果・作用を含む農産物もある。しかし、薬事法では「医薬品」と「食品」の区別があり、「食品」は効果・効果・作用を表示することができない。しかし、「夢美人」のような「医薬品」と「食品」の中間に位置しているようなものについて、一定の基準のもとに薬事法の規制緩和を行い、効果・効果・作用を表示できるようにするため。</p>	兵庫県	和田山町特産物市場組合	若返り特区	<p>「夢美人」は、学名「プエラリア・ミリフィカ」といし、タイ北部の熱帯に自生する葛属マメ科の植物である。和田山町は、この塊根(生芋)を認定農産物として推奨している。「プエラリア・ミリフィカ」には、大豆の数倍ともいわれるイソフラボンが含まれている。イソフラボンには、骨粗鬆症、更年期障害、ガンの発生を押し止める作用があるとともに、女性らしい体を作るエストロゲンと同様の働きがあり美肌作用、豊胸効果などの作用があることは認められている。しかし医薬品でないため効果・効果・作用を表示することが出来ない。農産物であっても表示できるように規制緩和を行っていただきたい。</p>



構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1111	11111010	未承認医療機器の個人輸入後の緩和	未承認医療機器の輸入に関して、現状では医師の責任において個人輸入が認められており、その医師のみ治療に携わる事が義務づけられております。この度の規制緩和の提案をいたしまして医師が個人輸入後の医療機器を、医師の所属する医療法人内で勤務する医師に対しても医療法人の責任の下で使用を認めて頂きたいと提案いたします。	未承認医療機器の輸入に関して、現状では医師の責任において個人輸入が認められており、その医師のみ治療に携わる事が義務づけられております。規制緩和の提案をいたしまして既に中国で医療認可を受けている強力な超音波エネルギーを良性・悪性腫瘍組織内にピンポイントで高精度に集める事により腫瘍組織を瞬間的に高温化、腫瘍組織を凝固壊死させ、無創傷・無疼痛を目的とする超音波医療機器を個人輸入後に医療法人の責任下、複数の医師の使用を認めて頂きたく提案いたします。現在、悪性腫瘍の治療法は放射線療法、化学療法、薬物療法等がありますが大きな副作用を伴います。また外科手術において乳がんの場合は乳房の摘出や子宮筋腫・子宮がん同様に子宮頸を残す手術、全摘手術および腹腔鏡や子宮鏡による切除手術など女性にとっては残酷な現実であります超音波医療機器による治療は外科手術は一切必要ありません。緩和により一台の医療機器で複数の医師が使用することができ時間的制限を受ける事もなく、より多くの患者の治療が可能となります。また近隣から遠方に至るまでの良性・悪性腫瘍患者の受け皿となり専門医院として拡大を図ることにより、それに付随する労働力の雇用にもつながります。	未承認医療機器の輸入に関して、現状では医師の責任において個人輸入が認められており、その医師のみ治療に携わる事が義務づけられております。そのために医師一人の使用では時間的制限を受け治療できる患者の数を制限せざるを得ません。また、その医師の身体的都合により医療機器による治療が行えなくなってしまう。	東京都	医療法人社団 桂由会	未承認医療機器の個人輸入後の緩和	未承認医療機器の輸入に関して、現状では医師の責任下で個人輸入が認められ、その医師のみ治療に携わる事が義務づけられております。規制緩和の提案をいたしまして既に中国で医療認可を受けている強力な超音波エネルギーを良性・悪性腫瘍組織内にピンポイントで高精度に集める事により腫瘍組織を瞬間的に高温化、腫瘍組織を凝固壊死させ、無創傷・無疼痛を目的とする超音波医療機器を個人輸入後に医療法人の責任下で複数の医師の使用を認めて頂きたく提案致します。医師一人の使用では、時間的制限を受け又身体的都合により医療機器による治療が行えなくなる事もあり、緩和により複数の医師が使用できればより多くの患者の治療が可能となります。
1183	11831040	大麻の栽培目的の要件緩和、町への許可権限移譲および産業用大麻の栽培用種子の輸入解禁	大麻の栽培免許交付にあたっての許可基準を緩和し、新たな産業創出、転作田活用、環境対応の観点から茎や種子(麻の実)を麻炭・食品・建材・衣類へ利用する目的での栽培についても認めるとともに、栽培免許の許可権限を農知事から町長へ移譲する。また、幻覚成分であるTHCをほとんど含まない産業用大麻の栽培用種子の輸入を解禁する。	循環型まちづくりを目指す紫波町における新たな環境産業の創出のため、環境にやさしく利用価値の高いとされる大麻の茎・種子利用を目的とした栽培を認めるとともに、栽培免許の許可権限を農知事から町長へ移譲する。具体的には、幻覚成分であるTHCをほとんど含まない産業用大麻を輸入し、町内の転作田等を利用して、適切な管理のもと栽培を行い、資源活用とともに環境浄化を図る。栽培した麻の茎と種子それぞれを原料として商品を生産することとし、麻の茎からは町内の炭化施設において「麻炭」を生産し、国内自給率0%である花火の助燃剤として供給する。また、麻の種子は必須脂肪酸、必須アミノ酸など豊富な栄養素を持つ食品であることから、これを生かした食品類(ドレッシング、パン、もち)を生産する。なお、大麻栽培に当たっては、幻覚成分であるTHCをほとんど含まない種類の品種を用いるが、万一のため、花穂の時期に以下のような盗難防止対策を義務付けることとする。管理を容易にするため、栽培農家周辺への作付けとする。侵入情報を携帯電話に通報するシステムの導入。圃場内への監視システムの導入。超小型ビデオカメラによる常時の映像を記録する。また、大麻取締法により規制されている花穂及び葉の部位については、焼却や堆肥とすることにより適切な処分を行うものとする。以上により、麻の栽培から収穫物を原料とする製品の加工までを行うことにより、新たな環境産業の創出を図る。	紫波町では、循環型まちづくり条例の制定など、自然と共生し、循環を基調とする町づくりを進めており、町の基幹産業である農業においては、町内の有機資源をコンポスト化し、農地に帰す有機資源循環システムを構築し、環境にやさしい循環農業に取り組んでいる。麻は、花火の助燃剤、繊維・紙・住宅用建材・エネルギー・医薬品・化粧品・プラスチック・食品など、様々な用途に利用可能であり、また、麻の根は地中深く張るため、土壌を柔らかくするなど、土壌環境の回復に効果があることから、循環型まちづくりを目指す紫波町において、転作田並びに荒廃農地で麻を栽培し、その収穫物を原料とする製品の加工までを行うことにより、新たな環境産業の創出を図ることが可能と考えられる。加えて、麻はきわめて生長が早く、栽培管理も簡単なため高齢社会にあって、あるいは農家の兼業化にあって労働力が不足しているも栽培が容易である。また、二酸化炭素を削減する効果も高く、地球温暖化防止のためにも有用である。しかし、日本では大麻取締法において、栽培に際しては都道府県知事の許可を得るものとされており、実際の栽培免許の許可にあたっては、「国民生活にとって必要不可欠なものであるか否か等目的意義が禁止を解除するに値するものであるか否か」を検討し行うものとされており、「その栽培目的が伝統文化の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠な場合」(平成13年3月13日付医薬監発麻第294号)に限られている。近年、ヨーロッパ諸国を中心に、食用や建材におけるニーズを背景に、次々に麻の栽培を解禁してきており、日本においてもその需要は十分認められるにわづらぬ、上記規制により現在は新たな栽培農家が出現しにくい状況となっている。	岩手県	岩手県紫波町	循環型まちづくり構想	紫波町は、自然と共生し循環を基調とする町づくりを進めており、持続的に自立可能な循環型まちづくりを実現する観点から、再生利用を目的とした食品産業廃棄物、木屑に対する廃棄物処理法の規制緩和、循環農業啓蒙に係る市民農園における農地貸付面積要件の緩和、NPO等による循環・交流施設へのボランティア輸送の有償化、中古品使用に係る補助事業の運用改善、大麻の栽培目的の要件緩和、町産材活用住宅における建築確認申請の簡素化、町産材による公共施設の木造化に係る補助事業の運用改善、郵便投票制度の拡充、民生委員の推薦手続きの簡略化について提案を行う。
1215	12151010	ラクトバチラス カゼイ ハタ株の利用	98年FDAで安全性が認可され、91年食品添加物としても承認された。従来の乳酸菌に比して卓越した能力を示す本乳酸菌を利用し重要視される「予防医学」を先取りし、また各種感染症・成人病の治療にも通じる可能性を追求する。	従来の乳酸菌製剤にまして良好な結果が得られたならば、医薬品「生菌製剤」として申請し、副作用のない薬として、予防薬及び又は治療薬として広く使用して行く。また家畜や家畜への使用をも視野に入れている。	きたるべき高齢化社会の到来に伴い、人体への安全性を第1にプロバイオティクスが注目を浴びている。肥大化する一方の医療費の抑制にも貢献しうるものと期待される。	大阪府	富田林市 伏見堂町 財団法人 成研会 附 汐の宮 温泉病院 医療法人 ハタクリニック	ラクトバチラス カゼイ ハタ株の使用 (未変型乳酸菌) …… その免疫効果と治療成績	世界18カ国で特許を有する「ラクトバチラス カゼイ ハタ株(ハタ乳酸菌)」は、98年FDAで安全性が認可され、99年食品添加物としても承認された。従来にはない特徴を有して腸内を強力に浄化し、それは全身に波及して健康長寿を実現します。ヒトバクテリア等、善玉菌の圧倒的優勢の腸内にする。腸内で産生する腐敗有毒物質を分解除去する。病原菌を排除し、その毒性を弱める。免疫力の回復と向上に多大に寄与する。今後の高齢化社会で重要視される「予防医学」を先取りし、感染症、成人病の治療にも通じるハタ乳酸菌は肥大化する医療費の抑制にも貢献するものと期待される。
1277	12771010	薬草等の薬効明記による庭先販売可能化特区	農家が生産する民間薬としての薬草については、薬効・使用方法等を記載して販売すると薬事法違反になるため、薬膳料理の食材やお茶の原料として庭先販売されている。健康食ブームに乗って販売は順調であるが、気がかりなことは摂取量を間違えると副作用が起きる可能性のある薬草も散見されることで、使用法の記載が必要と考えられる。薬膳料理等の材料については、薬効・使用方法等を記載して販売できるようにされたい。	農家が生産する民間薬としての薬草については、摂取量を間違えると副作用が起きる可能性のある薬草も散見されることで、薬膳料理等の材料とある場合には、薬効・使用方法等を記載して販売できるようにされたい。	農家が生産する民間薬としての薬草については、薬効・使用方法等を記載して販売すると薬事法違反になるため、薬膳料理の食材やお茶の原料として庭先販売されている。が、摂取量を間違えると副作用が起きる可能性のある薬草も散見されることで、薬膳料理等の材料については、薬効・使用方法等を記載して販売できるようにされたい。	徳島県	徳島県上勝町	薬草等の薬効明記による庭先販売可能化特区	農家が生産する民間薬としての薬草については、薬効・使用方法等を記載して販売すると薬事法違反になるため、薬膳料理の食材やお茶の原料としては使用法等を記載せずに庭先販売されている。健康食ブームに乗って販売は順調であるが、気がかりなことは摂取量を間違えると副作用が起きる可能性のある薬草も散見されることで、使用法の記載が必要と考えられる。お茶や薬膳料理の材料については、薬効・使用方法等を記載して販売できるようにされたい。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1551	15511010	地元雇用型新産業創設構想	「化粧品製造における製造所ごとの責任技術者の設置要件の緩和」 ・化粧品製造販売における許認可要件について、薬事法では有資格者による責任技術者を配置しなければならないとされています。このことは第2、第3と続くベンチャー起業の際に、資格取得や人材確保などの大きな負担や障害を強いることになり、「ベンチャー起業による雇用創出」に影響を与え、地域の将来を左右する新たな産業創造のため、これらの打開策として構造改革特別区域計画制度を活用し、「化粧品製造における製造所ごとの責任技術者の設置要件の緩和」を実現することで、民間の活力を活用した地元起業家の育成と定住を望む若年層の新規雇用者の創出の実現が望まれている。	海洋深層水を本格的に取水する岩内町では、海洋深層水の潜在力を生かした地元雇用型の「新産業の創造」として、薬事法の規制特例の導入により、企画から完成品に至るまでの全製造工程を地産地加工で賅うOEMによる化粧品製造システムを確立し、北海道ブランドの海洋深層水を活用した「地元雇用型の新産業の創設」による地元起業家の育成と新規雇用者の創出を実現する。	0	北海道	北海道岩内町	地元雇用型新産業創設構想	海洋深層水を本格的に取水する岩内町では、海洋深層水の潜在力を生かした地元雇用型の「新産業の創造」として、薬事法の規制特例の導入により、企画から完成品に至るまでの全製造工程を地産地加工で賅うOEMによる化粧品製造システムを確立し、北海道ブランドの海洋深層水を活用した「地元雇用型の新産業の創設」による地元起業家の育成と新規雇用者の創出を実現する。
1616	16161010	災害時又は救援支援時の医薬品調達についての規制緩和	「兵庫県災害医療センター」が、災害発生時に、許可なく医薬品の購入・授与・保管ができる施設となるよう、医薬品流通に関する規制を緩和する。	災害発生時の医療支援機能の充実 ・日本赤十字及び国際赤十字との連携のもと、災害支援への対応能力の向上化	兵庫県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害に対応できるよう、災害時における医療の提供及び平常時における緊急医療の提供を行う「兵庫県立災害医療センター」を整備したところである。 この「災害医療センター」は、災害時又は救援支援時には医療機関の中核的な役割を担うことになり、許可なく医薬品の購入・授与・保管ができる施設となるよう、医薬品流通に関する規制緩和を行う必要がある。	兵庫県	兵庫県	災害医療支援拠点構想	兵庫県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害に対応できるよう、災害時における医療の提供及び平常時における緊急医療の提供を行う「兵庫県立災害医療センター」を整備したところである。 今後、「兵庫県立災害医療センター」に調査・研究・研修・訓練機能を充実するとともに、周辺防災関連施設・機能との連携を強化し、国際的な災害医療支援拠点としての整備を図るため、次の措置を提案する。 災害時又は救援支援時の医薬品調達についての規制緩和 外国人研修生の医療従事に関する規制緩和 災害医療に関する研修・訓練機能の集中 災害医療に関する調査研究の集中実施
1628	16281010	薬事法における、「医療用具の承認申請」に際して「承認申請前の予備審査制度」を設ける。	・医療用具承認申請前に、医療用具に該当するか否かの予備審査窓口を医薬品医療機器審査機構に設ける。 予備審査で該当しないと回答された場合、理由の開示と予備審査請求者に追加説明の機会を与える。 ・さらに中小企業に対して、一定条件一定限度で、医療に貢献できると判断された申請には、公的試験検証機関の指導等が得られる補助金制度を充実させる。	・数種ある医療用具申請候補について、医療用具として承認されれば、全国の医療機関等で経費削減、院内感染対策、治療にも役立てることができ、公衆衛生にも貢献できる。また、そのことによる経済効果は大きい。さらに海外市場も大きい。 ・当社、事業内容詳細は別紙通り。	・中小企業において、医療用具承認申請は多大な財政的負担があり、申請に踏み切る前に医療用具としての該当性が判らなければ多大な損失につながる。 ・中小企業において、医療に貢献できる技術や新製品開発力はあるが、医療用具承認申請に当たっては財政的、人的負担が莫大で断念せざるを得ないものがある。 ・中小企業からも医療に貢献できる実質的門戸を開くため、承認申請の教育及び医療についての有用性が認められるものには公的試験検証機関の指導等が得られる補助金を受けられるようにする必要がある。	岡山県広島県	株式会社エイチ・エス・ピー、増田 礎、社団法人中国ニュービジネス協議会	・当社製造製品の「医療用具の製造承認」構想	・薬事法における「医療用具の製造承認」申請申請の対応改革を提案申請前に、申込相談・審査段階と手続きがあり、該当区分の認定を受けなければ正式な承認申請ができない仕組みと成っている。1方通的な口答のみで、何をどう改善すればよいか解らず、該当性の相談内容や見解・判断を添え質問相談しているにも拘らず一切回答無く次への対策に苦慮している。こんな体質が当たり前なのか！中小零細企業は挑戦は出来ないのか、ベンチャー企業の成長を阻害するに等しい。提案 申込相談に対し文書で回答をする、事前相談ができる専門の指導的部署の設置、薬事法第68条の撤廃か修正・補足を提案。
1628	16281030	・薬事法68条 承認前の医薬品等の広告禁止、の柔軟な対応を提言	規制の特例提案内容 ＜但し、明確な検証があれば、特例として制限をしない＞ と、補正か、用語の使用を認める柔軟な対応を提案する。 ・提案の事由：当社で製造している殺菌用生成装置は、医薬品及び食品添加物として承認されている次亜塩素酸ナトリウムを設定濃度に自動希釈し更にpH調整をする装置である。従来、手作業で次亜塩素酸ナトリウムを希釈しているものは殺菌を標榜可能ですが、なぜ、同じ事を装置で行うと殺菌を標榜できないのか。また、次亜塩素酸ナトリウムを水道水等で希釈することは、希釈によりpH調整も行っている。これをさらにpH調整を行う手段を装置に付加すると殺菌が標榜できなくなるのでしょうか？いずれも、pH調整して次亜塩素酸を求めようとしていることは、全く同じ目的であるから「殺菌」という表現を装置になった場合のみ、禁止するのが、その理由を納得の行く回答を求めたい。	提案する規制の特例を活用が可能になれば、医療現場での商談が大幅に進展する。 ・同業界の衛生管理に貢献できると確信します。	0	岡山県広島県	株式会社エイチ・エス・ピー、増田 礎、社団法人中国ニュービジネス協議会	・当社製造製品の「医療用具の製造承認」構想	・薬事法における「医療用具の製造承認」申請申請の対応改革を提案申請前に、申込相談・審査段階と手続きがあり、該当区分の認定を受けなければ正式な承認申請ができない仕組みと成っている。1方通的な口答のみで、何をどう改善すればよいか解らず、該当性の相談内容や見解・判断を添え質問相談しているにも拘らず一切回答無く次への対策に苦慮している。こんな体質が当たり前なのか！中小零細企業は挑戦は出来ないのか、ベンチャー企業の成長を阻害するに等しい。提案 申込相談に対し文書で回答をする、事前相談ができる専門の指導的部署の設置、薬事法第68条の撤廃か修正・補足を提案。
1008	10081010	ふく肝(肝臓)の可食化	食品衛生法第6条の規定により、厚生労働大臣が別に定めている(「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環乳第59号))ふくの可食部位及び販売等の禁止について、囲い養殖法による養殖及び認定業者制の流通による「ふく肝」を除外する。(或いは、可食部位として別表に追加する。)	囲い養殖法の技術を応用した「陸上循環養殖施設」で養殖される「トラフグ」の養殖課程において生じる養殖水槽の酸化防止のために重曹泉(アルカリ泉)である嬉野温泉水を活用することで「嬉野温泉ふく」という新たなブランドを創出し、さらに無毒であるフグ肝(肝臓)を食べることが可能である新名物料理として売り出し、観光客の誘客を図る。	佐賀県内有数の観光地であり、その泉質から「日本三大美肌の湯」の一つとして知られる嬉野温泉は、長引く景気の低迷により、宿泊客等が伸び悩んでいる。そこで新たな名物料理を開発することで、その知名度の向上及び観光客の誘客を図る。	佐賀県	佐賀県、佐賀県嬉野町	佐賀・嬉野温泉ふく肝特区	佐賀県嬉野温泉は、その泉質の良さから外から美しくなり、また、その温泉水を利用した「温泉湯豆腐」やカテキン効果の「嬉野茶」などを食することにより内からも美しくなる温泉地として知られている。 さらに、美肌に効果があるといわれるコラーゲンを多く含むフグを「嬉野温泉ふく」として新たな名物料理とすることを計画しているが、このフグの養殖方法が、最近、フグの無毒化に成功した囲い養殖法を応用した陸上養殖であるため、食品衛生法等により禁止されている「フグ肝(肝臓)」の可食化を実現することにより、嬉野温泉の知名度向上、宿泊客の増加を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1031	10311020	酒税法、食品衛生法の特例措置	学名「フェラリア・ミリフィカ」の乾燥粉末を商品名「夢美人」として販売していることは、前項で記載しているとおりですが、この粉末を飲料水、お茶、薬用酒、ワイン、焼酎、清酒、濁酒の原材料の一部に使用し販売の促進を図りたい。なお、製品の製造に当たっては当該特産物市場組合のみに限定し業事法、食品安全基本法(前項の提案部分を除く)を遵守して対応を図る。 夢美人の粉末の入った焼酎、清酒、ワインの製造、販売を行うため、酒税法第7条による製造基準の製造数量を取り扱うこと、また食品衛生法第10条の添加物として「フェラリア・ミリフィカ」を追加いただきたい。	和山町特産物市場組合において、ペットボトル、缶、ビンを利用し、夢美人の粉末の入った飲料水、お茶、薬用酒、ワイン、焼酎、濁酒の製造、販売を行う。	「フェラリア・ミリフィカ」を添加した濁り酒のみならず焼酎、清酒、ワインの製造、販売を行うため。	兵庫県	和山町特産物市場組合	若返り特区	「夢美人」は、学名「フェラリア・ミリフィカ」といい、タイ北部の熱帯に自生する葛属マメ科の植物である。和山町は、この塊根(生芋)を認定農産物として推奨している。「フェラリア・ミリフィカ」には、大豆の数倍ともいわれるイソフラボンが含まれている。イソフラボンは、骨粗鬆症、更年期障害、ガンの発生を押し止める作用があるとともに、女性らしい体を作るエストロゲンと同様の働きがあり美肌作用、丰胸効果などの作用があることは認められている。しかし医薬品でないため効果・効能・作用を表示することが出来ない。農産物であっても表示できるように規制緩和を行っていただきたい。
1192	11921010	食品衛生法におけるNPO法人等による営業の所在地を限定しない営業許可の特例	特区区域内において、NPO法人等が、計画を策定した地方公共団体の指定する特産品(越前おろしそば)の普及を目的として、一時的な食品の供与を行う場合、食品衛生法施行規則第20条中の「営業所」を「事務所」と読み替え、営業の所在地を限定しない営業許可を行う。	特区区域内において、県内の特産品を積極的にPRするNPO法人等が、営業所の所在地を限定しない許可を受け、普及活動を実施することを通じて、県特産品のブランド化を一層促進することにより、消費拡大を図る。	本県では、そばの調理師免許を持つ者が中心となってNPO法人等を設立し、本県特産品「越前おろしそば」を県内外に普及するため、そば打ちの技術指導と普及活動を行う動きが活発化している。しかし、各地域のイベント等でそば打ちを披露し不特定多数の客に提供するためには手数料(16,000円)を負担して許可手続きを行う必要があり、広く普及を行ううえで事業者の負担となっている。NPO法人等は非営利の活動を行う団体であり、普及活動に伴う輸送費、食材費等を確保するため有料でそばを提供しているが、それぞれの営業の期間は1~2日程度であり、各営業ごとに許可手続きを行うことは非常に煩雑である。	福井県	福井県	越前おろしそば普及特区	福井県では「福井手打ちそば入門講座」の開催等により、福井県産そばの流通促進と県内におけるそばの消費拡大、「越前おろしそば」の一層のブランド化を促進している。また、県内の愛好家が設立したNPO法人等が中心となり、県内外で技術指導や普及活動を展開している。しかし、県内外の各地で会場ごとに食品衛生法上の営業許可手続きが必要となるため、手数料と手続きの負担がNPO法人等の活動の支障となっている。このため、そば打ちを行うNPO法人等に対して、特区区域内であれば営業所在地を限定しない営業許可の特例を設けることにより、地域の特産品を活用したまちづくりおよび地域の活性化を図る。
1281	12811010	天然水利用による食品の提供可能化事業	食品衛生法第51条並びに食品衛生法施行令第35条において都道府県が飲食店営業等の施設について、公衆衛生の見地から基準を定めるように規定したことから、水質の基準が残留塩素濃度によって定められ、塩素臭のあるまじい水しか使用できなくされているが、本町では美味しい天然の湧水等が確保できるため、それを使用できるようにする。	上勝町は全国でも有数の多雨地帯にあり、天然の湧水が豊富に確保できているが、食品衛生法に基づく保健所の指導によると飲食等を提供する場合は飲料水に残留塩素が多く含まれていないといけなさとされている。しかし、浄水器を設置することで細菌等を除去すれば食品の安全は確保され、残留塩素による悪臭やトリハロメタン等の有害物質の生成もない、美味しく安全な水の確保ができることから、残留塩素による基準設定はなじまない。	・現在の残留塩素による基準は、食べ物の味を悪くしており、食味音痴が増えることが懸念されている。 ・塩素の混入を中止しないと有害物質(トリハロメタン等)が生成される危険があるし、塩素自体が人体にも有害であるといわれている。 ・農家民宿を計画したとき、上水道の整備されていない地域は認可できないと聞かされたことがある。	徳島県	徳島県上勝町	天然水利用による給食サービス可能化事業	食品衛生法第51条並びに食品衛生法施行令第35条において都道府県が飲食店営業等の施設について、公衆衛生の見地から基準を定めるように規定したことから、塩素臭のあるまじい水しか使用できないが、本町では美味しい天然の湧水等が確保できるため、それを使用できるようにする。特に、給食調理における使用水は、「調理開始前及び調理終了後、遊離残留塩素が0.1mg/l以上であること」と規定されているが、近年では膜処理等の技術が進歩したので、浄水器等により細菌やウイルスを除去し、子供たちには安全で美味しい水を提供したい。
1293	12931020	清涼飲料水製造業者の許可申請免除	飲料用の温泉水を汲み出し利用する業者に求められる許可申請の免除	飲用温泉水を含む温泉水の配達代行および販売	すでに飲用に供されている温泉水を配達代行したり販売したりするのに製造業者としての許可申請を求められるのは不適切である。	愛知県、石川県	有限会社 孫の手	飲料用温泉水を含む温泉水の配達代行および販売構想	地元の天然資源である温泉水を配達代行または販売したりその有効利用による特産品の開発に対して、阻害要因となっている温泉法第十三条ならびに清涼飲料水製造業の許可申請の規制緩和を求めることで、地域経済の活性化を図りたい。
1050	10501010	火葬場経営主体の要件緩和	川口市は、人口48万人都市であるが、市内に火葬場がなく、火葬場建設が市民の長年の念願となっている。火葬場の経営主体を民間事業者も対象とすることで、火葬場建設の可能性が高まり、火葬場建設の実現へと結びつけ、市民の利便性と福祉の向上を図る。	当該区域において、火葬場の経営主体の要件が緩和され、民間事業者も経営できることにより、建設用地の選択肢が広がり、火葬場建設の可能性が増大する。	火葬場を運営しようとするものは、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23.5.31法律第48号)により都道府県知事に許可を受けなければならないことになっており、都道府県事務とされていたが、本市においては平成14年度より埼玉県から権限委譲され、市長に権限が委ねられた。しかし、火葬場の経営主体は地方公共団体、公益法人等に限定されるといっては、厚生省(当時)通知(昭和43.4.5環衛第8058号環境衛生課長通知及び昭和46.5.14環衛第78号環境衛生課長通知)により規制されており、現実的には、墓地、埋葬等に関する法律施行後である昭和23年以降、民間事業者に火葬場の経営を許可された例は全国的に見ても無い状況となっている。そこで、火葬場についてのみ、経営の主体を民間事業者にも認める特例を設けるもの。	埼玉県	埼玉県川口市	火葬場建設促進特区	川口市は、人口48万人都市であるが、市内に火葬場がなく、火葬場建設が市民の長年の念願となっている。火葬場の経営主体を民間事業者も対象とすることで、火葬場建設の可能性が高まり、火葬場建設の実現へと結びつけ、市民の利便性、福祉の向上を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1063	10631010	旅館営業の施設の構造設備基準の緩和	旅館営業の許可の際の基準である、旅館業法施行令第1条第2項第1号の「客室数が5室以上であること」の規定の適用を廃止し、客室数が5室未満での小規模な営業を可能とすること、及び、同施行令第1条第2項第6号の「入浴設備を有すること」の規定を緩和し、小規模な施設であり、かつ近距離内に入浴可能な施設がある場合は、当該基準を満たすものとする。	町営無料キャンプ場内にある2棟の小規模な施設を、宿泊可能な有料バンガロー(2室)として活用し、近隣にある廃校を利用した農村体験宿泊施設「ふれあいの里さかもと」とともに交流の活発化を図りたい。	バンガローが2棟あるが、5室以上の部屋と風呂がないため旅館業法により、宿泊ができない。また、簡易宿泊所として申請しようとしても1部屋35㎡以上の広さが必要という規制があり要件を満たしません。キャンプ場にバンガローがあるにもかかわらず泊まれないということで利用者からは不満の声もあり、町としての対応も苦慮しているところ。入浴については、男女シャワー室に3基づつシャワーを設置していますが浴場はありません。町内に農業体験型宿泊施設「ふれあいの里 さかもと」が平成14年3月にオープンしたのでそちらで入浴できるようになりましたので、入浴はここでお願いしたい。当キャンプ場の敷地は、山と川との地形が狭く、あと3棟のスペースがないのと新たに整備する資金もありません。現在ある施設を有効に活用し、利用者の宿泊要望に応えるため、旅館業法にある5室以下での緩和をお願いするものです。	徳島県	徳島県勝浦町	5室以内でも泊まれる旅館業法特区	旅館営業の許可の際の基準である、旅館業法施行令第1条第2項第1号の「客室数が5室以上であること」の規定の適用を緩和し、客室数が5室未満での小規模な営業を可能とすること、及び、同施行令第1条第2項第6号の「入浴設備を有すること」の規定を緩和し、小規模な施設であり、かつ近距離内に入浴可能な施設がある場合は、当該基準を満たすものとする。町営無料キャンプ場内にある2棟の小規模な施設を、宿泊可能な有料バンガロー(2室)として活用し、近隣にある廃校を利用した農村体験宿泊施設とともに交流の活発化を図る。
1155	11552010	退職者(OB職員)を対象とした嘱託員によるC I Q体制の整備	開港となった場合、新たにC I Q関係職員を配備する必要があるが、地方港湾等への配備については、人員の確保・調整が容易でないことが予想されることから、退職者(OB職員)を対象とした嘱託員によるC I Q関連業務の実施を提案する。	七里長浜港の開港による取扱貨物量の拡大及び同港背後圏域における各種事業の振興。	C I Qは、それぞれ所管官庁が分かれており、人員配置の調整等が困難であるため。	青森県	青森県	七里長浜港を中核とした国際物流活性化構想	本構想は、七里長浜港を開港することにより、取扱品目の制限が解除されることで、取扱貨物量の増大を図り、同港背後圏域において既存の特例措置を活用しながら実施する廃自動車リサイクル事業、廃棄物処理センター事業、溶融炉の熱源を利用した水栽培農場事業等の振興を目指すものである。このために必要な措置として、開港指定条件の緩和及びC I Q体制の整備を提案するものである。
1214	12141030	水道事業の変更認可基準の緩和	水道事業の変更認可申請が必要な範囲を限定する。具体的には、給水量は計画範囲にあり、人口のみが計画値を上回った場合においては、「軽微変更」とする。	水需要の漸減という状況に対応して、水道事業の変更認可申請が必要な範囲を限定し、国から求められる認可申請等事務を合理化することによって人的負担と経費の節減をはかり、水道事業の生産性向上と健全な企業会計の維持をはかるものである。具体的には、給水量は計画範囲にあり、人口のみが計画値を上回った場合においては、「軽微変更」とする。	草加市では、計画給水人口24万人、一日最大給水量105,400㎡の範囲において厚生労働大臣の認可を受けて水道事業を行っている。近年、水使用量の低下傾向が強まる中で、最大給水量は漸減しているが、人口は増加傾向にあり、水道法第10条の規定により計画給水人口の変更認可申請が求められる状況となっている。この点について、国は、平成14年に規制緩和の一環として「軽微な届出」の規定を設けたところではあるが、その範囲が狭く、給水量が減っても人口増によりいずれ変更認可申請を行わなければならない状況にある。前回変更認可申請時の例では、専従1名に3～4名の職員がサポートして1年ばかりで対応し、かつ、約2千万円の委託料を要した。節水意識の高揚、節水機器の普及、水大量使用事業者の撤退等により本市の水道事業は、年々、使用量の減少が続く、厳しい経営環境にある。その中で、安易に料金引上げに向かうことを避けつつ、大幅な職員数の削減や徹底した経費節減によってサービス水準と経営を維持しているところである。こうした中で、給水量の増加を伴わないにも関わらず、人口要素だけで詳細にわたる変更認可申請を求められ、これに人員、経費を割かなければならないことは、実に不合理であり、経営の足かせとなるものである。よって、変更認可申請が必要となる条件に「一日最大給水能力に対する一日最大給水量の割合」(最大稼働率)を付加し、これが一定基準を下回って給水能力に余裕がある場合は、軽微変更の範囲とするよう規制緩和を求めるものである。	埼玉県	埼玉県草加市	頑張る自治体・生産性向上プロジェクト	草加市は、一般会計、特別会計をあわせて1千億円余を支出する市内最大のサービス事業所である。この事業所が、いかに生産性を高め、最大かつ最も効果的なサービスを最少のコストで提供できるかは、市民の公共福祉の増進はもとより、地域経済にも大きな影響を与える。そこで、草加市が日々執行している事務・事業に焦点を当て、そのコストパフォーマンスとサービスの向上に支障となっている諸規制の緩和をはかる「頑張る自治体・生産性向上プロジェクト」を提案する。草加市では、この取組みを通じて、より一層の経営改革を進め、厳しい財政事情のもとで市民・納税者の納得を得られる行政運営とサービスを実現しようとするものである。
1220	12201020	商家民宿における旅館営業の施設の構造設備の基準の緩和	旅館営業の施設の構造設備の基準を緩和する。(「客室の数は、5室以上」を1室でもよいとする。)	竹田市では、竹田式ツーリズム(ふるさとに子や孫を迎えるような交流)の展開による都市との交流を目指している。特に中心市街地は、過疎化による後継者不足から空き店舗も増えてきており、再生対策が急務となっている。そこで農村のみならず、市街地においてもツーリズムによる滞在型の交流を模索しており、今回店主からの要望もあり、農家民泊と同じように商家民泊ができないものかと提案しました。中心市街地には、歴史的文化的遺産も多く、それらを活用した「城下町ツーリズム」を実現することで、一時的なイベントによる観光客誘致に止まらず、年間を通して中心市街地の観光振興と活性化を実現する。ツーリズムのメニュー(染め物やお菓子づくり等)も開発が進められており、近年変化が見られる旅行スタイル(団体旅行から個別旅行)にあった取り組みとして期待できる。	0	大分県	大分県竹田市	商家民泊による城下町ツーリズム特区	中心市街地には旧城下町の風情が残り、多くの歴史的文化的遺産が残されている。これらの地域資源を活用し、街なみの環境整備を進めると共に商家での民泊に対する規制の特例により、交流人口の拡大と城下町ツーリズムを実現することで中心市街地の活性化を図る。
1282	12821010	過疎地で行う有償洗濯可能化事業	高齢化の進んだ過疎地において、NPO又は社会福祉法人等が有償ボランティアによる洗濯サービスを行う場合、クリーニング業法第2条第2項に規定する「営業者」の規定を適用しない。	在宅の高齢者が増加しており、社会福祉法人上勝町社会福祉協議会が管理するコインランドリーも開設されているが、中には自分で洗濯をできない高齢者も見られるようになった。そこで、ボランティアが洗濯物を預かり洗濯を代行してきたが、双方に有償が適当であるとの認識が生まれ、低額の有償ボランティアでの洗濯代行が求められている。この洗濯代行が認められることにより高齢者の在宅介護が進めやすくなり、地域コミュニティも育まれると予想され、中山間地では最大の課題とされる過疎の進行を遅らせる効果が生まれる。更には、布おしめの使用等が容易になることから、紙おしめの使用を減少させる効果が生まれ、資源の無駄遣いを減少させ、地球温暖化を防ぐ効果もある。	保健所の指導で、「業許可を取っていない者は他人の洗濯をしてはいけない。」とされたことがある。これは、クリーニング業法第2条第1項に「・・・洗剤を使用して、衣類その他の・・・洗濯すること・・・を営業とする・・・」とされ、少しでもお金を受け取れば業者と見なされるということに基づいている。業許可を取るには、クリーニング師を置かねばならず、クリーニング所等の施設確保などに多額の資金が必要である。ボランティアで取り組むとしても、最低限度の洗剤代等を貰わないと継続することが難しいため、有償ボランティアで構築する必要がある。	徳島県	徳島県上勝町	過疎地で行う有償洗濯可能化事業	在宅の高齢者が増加して社協のコインランドリーもあるが、自分で洗濯ができない高齢者も見られ、ボランティアが洗濯物を預かり洗濯を代行してきたが、双方から低額の有償ボランティアでの洗濯代行が求められ始めており、これが認められれば高齢者の在宅介護が進んで地域コミュニティも育つと予想され、中山間地の課題とされる過疎の進行を遅らせる効果が生まれる。更に、布おしめの使用が容易になって紙おしめが減少し、資源の無駄遣いと地球温暖化を防ぐ効果が生まれる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1580	15802010	C I Q業務への地方公共団体職員への派遣	C I Q機関が繁忙期など現在の人員体制で対応できない場合に地方公共団体の職員がその業務を行うことができるようモデル的に国からの受託事務として、C I Q業務に必要な実務知識・技術等に関する研修を受けた地方公共団体職員がC I Q業務の一部を実施する。	地方公共団体職員の研修実施 国際チャーター便の乗り入れが集中するような繁忙期などに研修を受けた地方公共団体職員がC I Q業務の一部を実施する。 上記取組を通して、円滑な国際チャーター便の就航が図られ、外国人観光客の増加につながり、国際観光振興と地域経済の活性化が図られる。	・道内地方空港では、観光振興を視点として地域経済活性化のため、空港所在の自治体や経済団体が積極的に国際チャーター便の誘致活動を展開してきたことにより、平成12年度後半から外国人対象の国際チャーター便の乗り入れが急増しており、その運航の都度、空港の最寄りの各C I Q機関の出張所等の職員の出張体制により、対応することとなっている。 ・国においては、行政改革等により定員の増は厳しい状況にあり、人員体制が必ずしも十分でないため、他の道内空港と通航日等が重複した場合、全ての乗り入れ希望に対応できないことや乗客の出入国に相当な時間を要することもある。 ・現行、釧路、帯広、女満別、中標津空港における出入国業務については、札幌入国管理局釧路出張所4名が、通常2～3名体制で出張して対応しており、同日複数回の空港にチャーター便が離発着する場合は、対応不可能と思われる。また、税関、入管、検疫機関においても、空港と港湾業務が重複する場合は各機関厳しい対応が予想される。	北海道	北海道	外国人観光客倍増プラン	北海道経済に大きなウエートを占めている観光産業は、関連する産業の裾野が広く、地域経済への波及効果が大きいことから、積極的な観光振興施策が必要であり、特に東アジア地域からの道内地方空港への国際チャーター便を利用した外国人観光客の来訪が増加しているため、これに対応した体制づくり等を進める必要がある。 このため、東アジアの人々が観光旅行しやすい環境づくりや外国人観光客の受け入れ体制の整備などを通して、外国人観光客の誘致促進を図り、戦略的な北海道の国際観光を展開する。
1070	10701010	管理栄養士国家試験受験資格の要件の緩和	【管理栄養士国家試験受験要件の緩和】 修業年限が4年である栄養士養成施設の在学中に、管理栄養士養成施設と同等のカリキュラムを受講するとともに卒業後に行う1年以上の実務経験に相当する内容をインターンシップ制度を実施し、そのインターンシップ制度を経た者に限り、卒業後に行う1年以上の実務経験を免除し、管理栄養士国家試験受験資格を得るものとする。	管理栄養士養成施設が設置されていない静岡県東部において、日本大学短期大学部専攻科食物栄養専攻(以下、「専攻科」という。)に在籍する学生が、インターンシップを実施する各施設で県民の健康増進に貢献し、さらに卒業後即戦力として管理栄養士を輩出する点において、社会的意義が大い。さらに、地域に根ざした栄養教育を推進してきた専攻科と静岡県の上記施設との連携は新たな健康増進の手立てとなることと期待される。	栄養士の資格取得者数と求人件数とはかなりの隔たりがあり、栄養士として就職することは、年々難しくなっている。また、静岡県東部地区には管理栄養士養成施設が設置されておらず、修業年限4年の栄養士養成施設においては、さらに卒業後1年以上の実務経験を持った者に対してのみ管理栄養士国家試験の受験資格が与えられている。 既に40年以上栄養士養成教育を実施し、数多くの栄養士を輩出してきた日本大学短期大学部食物栄養専攻科は、栄養士として専攻科在学中の2年間に卒業後1年以上の実務経験に相当する実務をインターンシップ制度を利用し実施する。 静岡県東部の各施設で実務経験を積みながら勉学に励むことは、栄養に対する国民の意識が深まる中、県民の健康増進に貢献できる人材を1年でも早く管理栄養士として社会に輩出することが十分期待できる。	静岡県	静岡県三島市、日本大学短期大学部専攻科食物栄養専攻	インターンシップ制度導入による栄養教育推進構想	本提案は、より高度な食物と栄養に関する知識と技術を身につけるために、学習・研究を行っている専攻科生が、在学中にインターンシップ制度によってすでに取得した栄養士の資格を生かして静岡県立静岡がんセンターや静岡県総合健康センター等において栄養士としての業務の一端を担い、静岡県が定めるフェルマバレー構想の中で学習と実績を積み上げ、社会的連携を大学、高度医療等の施設及び地域住民という関わりの中で行おうとするものである。また、この2年間の実務経験を卒業後に行わなければならない実務経験に充当し、卒業後直ちに管理栄養士国家試験の受験資格を得られるよう規制の特例措置を提案する。
1140	11402020	保健所長の医師資格要件の廃止	現在の地域保健法における保健所長の設置については、一部例外は認められたものの、原則医師でなければならないこととされているが、適材適所の人員配置を行い保健所業務の効果的実施を図る観点から、医師資格要件の廃止を前提とした地域保健法の改正を行うこと。	保健所長の医師資格要件の廃止を行うことにより、各地方自治体における適材適所の人員配置が可能となり、保健所業務の効果的な実施が可能となる。	平成16年3月31日に出された「保健所長の職務のあり方に関する検討会」の報告書において、保健所長は、原則医師という規定に変わりはなく、一部例外的措置が認められたのみである。 しかしながら、当該例外的措置の要件を満たすことは非常に困難であり、実行性に疑問があるところである。 本来、医師以外の者を保健所長とするか否かの判断については、基本的には地方自治体の判断に委ねられるべき事項と考えられる。 よって、各地方自治体の裁量で保健所長を設置できるよう地域保健法上の医師資格要件の廃止を提案する。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元氣な広島県、づくり」を推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に挙げる。
1417	14172020	保健機能食品の新たなカテゴリーの創設	宮崎県においては、本県独自の産業振興策として、産学官連携を通じた産業集積の進展を図る「みやざき産業クラスター」の一環として「食と健康バイオクラスター」を提唱している。 こうした中で、保健機能食品の市場規模を拡大し、新規産業創出、既存企業の新商品開発を積極的に支援することで、大学等の研究成果が商品化に結びつきやすくなり、「みやざき産業クラスター」の加速的な推進を通じて、本県経済の活性化につながる。	大学等が有する様々な資源を速やかに実用化することによって、大学及び企業等の事業が進展し、各種シーズの実用化を通じて経済活動が活発化する。また、このような活動が直接・間接に「みやざき産業クラスター」の進展に寄与する。	特定保健用食品の許可申請においては、医薬品に匹敵する科学的データが要求されるにも関わらず、その結果認められるヘルスクレーム(健康強調表示)は非常に限定される。このため、関与成分、作用機序が明らかでなくても、複合成分において有効性、安全性が保証されればヘルスクレームが表示できるような新たなカテゴリーを創設することで、大学等の研究成果が商品化に結びつきやすくなる。	宮崎県	宮崎県	みやざき産業クラスターの形成による地域経済再生	宮崎県においては、本県独自の産業振興策として、産学官連携を通じた産業集積の進展を図る「みやざき産業クラスター」を提唱している。 この動きを加速的に推進するため、平成元年度に地域産業活性化推進対策補助金を受けて造成した「地域産業活性化基金」について、運用益を原資に助成する方式から基金自体を取り崩して助成できる方式へ変更する。また、保健機能食品の新たなカテゴリーを創設する。 これにより低金利下でも実効性のある助成措置や保健機能食品を活かした新産業創出等が可能となり、「みやざき産業クラスター」の加速的な推進を通じて、本県経済の活性化を図っていく。
1075	10751010	建設業者による同業種への人材派遣の容認	建設業務の労働者派遣事業を禁止している労働者派遣法第4条第1項第2号の規定について、建設業者同士でその雇用する労働者を融通しあうための労働者派遣を行う場合にはその適用を除外するなど、何らかの形で例外規定を設けることを求めます。	建設業者が、その雇用する労働者を、近隣地域又は長野県内の建設労働者が不足しているため人材を必要としている建設業者の事業場に派遣するものです。 本県の基幹産業には、観光と並んで建設業がありますが、近年の経済状況の悪化等により、建設業を取り巻く状況は厳しさを増しています。このため、村内の建設業者においては、受注件数の減少もあり、労働者の雇用を維持することが難しくなっているのが現状です。 この提案が実現された場合には、村の基幹産業の柱の一つである建設業の活性化、雇用の維持・安定等の効果が目込まれるものと考えております。	労働者派遣法第4条第1項第2号により、建設業務の労働者派遣事業を行うことは禁止されていますが、建設業者がその雇用する建設労働者を近隣地域又は長野県内の建設労働者が不足している建設業者の事業場に派遣をすることを認めていただきたいと思います。このためには、労働者派遣法第4条第1項第2号の規定について、建設業者同士でその雇用する労働者の派遣を行う場合にはその適用を除外するなど、何らかの形で除外することが必要と考えます。 4次提案の際に、厚生労働省からは、重層的な下請け関係が発達している建設業務について労働者派遣という別の労働力供給システムを導入することは雇用の改善の妨げとなること、従来から中間搾取等の弊害が生じていた建設業務分野に労働者派遣を導入することは労働者保護の観点から適切でないこと、といった御指摘があったところですが、これについて村の現状を申し上げますと業者の下請けが禁止され、できない状況になってきており、これにより新たな雇用の改善の策が必要となってきていること、また、この中間搾取とは建設業に限ったこととは言えず、これまでに何らかの弊害はあったにせよ一般の派遣業等においても中間搾取はあるものといえるのではないかと考えます。そうした中で今回これに対処策として例えば、派遣の対象となる労働者は派遣元の建設業者においても一定の資格等を有する労働者に限定し単純労働者を排除すことか、派遣契約の当事者はともに建設業法による許可を受けている適正な建設業者に限るといったような要件を付せば、ご懸念のような問題は相当程度軽減されるのではないかと考えます。 本村の建設業界は、仕事そのものの減少により苦境に陥っております。本村経済の維持・成長を図るためには、本村の基幹産業である建設業分野で雇用を確保することが必要であり、そのためにはこの提案の実現が本村のニーズに合致することをご理解いただき、ご検討をお願いします。	長野県	小谷村	労働者派遣特区	現在建設業においては法の定めにより同業種への派遣は行えないことになっております。今回の提案は関係法令の規制緩和により建設業社が近隣地域もしくは県内で人材を必要としている業者より依頼を受け人材を派遣しようとするものです。本村ではこれまで建設業が観光と並んで基幹産業であるわけですが、経済状況や県の動向によりこの業種を取り巻く状況は厳しさを増しています。このような企業においては従業員雇用の維持が難しくなっているのが現状です。それに対処していくための施策と考えます。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1140	11402110	中小企業労働力確保法及び介護労働者法における改訂計画の認定事務の廃止	中小企業労働力確保法及び介護労働者法に基づく支援措置を受けるために必要とされている、申請事業主から提出された改訂計画書の県知事による認定事務を廃止するよう、中小企業労働力確保法及び介護労働者法を改正すること。	中小企業労働力確保法及び介護労働者法に基づく支援措置を受けるために現在必要とされている県知事による改訂計画認定事務を廃止することで、申請事業主の事務負担を軽減する。	中小企業労働力確保法及び介護労働者法に基づき行われている各種支援措置を受けるためには、申請事業主は、知事に対する改善計画の認定申請と助成機関に対する実施計画・助成金の申請を行うこととされている。 今回の提案は、これら2つの申請のうち、知事に対する改善計画の認定申請を廃止する法改正を求める提案であり、これにより、申請事業主の負担軽減が図られる。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気に広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったもんから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1099	10991020	労働基準法第37条(時間外、休日及び深夜の割増賃金)の適用除外	役場職員の自宅でも事務手続きなどを行うことから時間外手当や休日勤務手当の対象となりうるため除外	この構想を実施するのは、勤務時間外や休日に限られる。よって時間外手当や休日勤務手当の対象になりうるが町の財政を圧迫させないためにも手当の支給は行わない。	町の財政状況から見ても手当を支給することができないし、たとえ手当を支給すると想定した場合、正確な時間外の勤務時間が把握できない。職員の間申告では、不透明である。	愛知県	愛知県東栄町	頼もろ平成申専組！ とうらい御用聞き構想	過疎地域で高齢者比率が著しく高い(42.3%)状況と高齢者等の要望に応えようとしたのが幕末に活躍した「新撰組」になぞって名づけた「平成申専組」である。名前の由来は申請書を専門に扱うことを略して申専組と命名。職員の自宅に「平成申専組」の看板を掲げ、自宅を役場の出張所として位置づけ、各種申請の代行や的確な情報の伝達を行う。 具体的には、申請書を役場職員の自宅に常備しておき、申請者に記入もらう。職員は申請書を役場の窓口へ申請書と手数料を払い、書類を受け取り、申請者宅へ書類を届けるシステム。
1263	12631050	労働者災害補償保険法の適用	NPO法人が行う農作業ボランティア活動等業に限り、労働者災害補償保険法の適用をお願いしたい。	NPO法人による農作業支援	・生産者と農作業支援を行うNPO法人間では、雇用契約を締結する関係ではなくボランティアベースであるため、リンゴ摘果等高所作業時等にはしご落下等に対応した場合、公的保険の労働災害保険の対象とはならない。 ・ボランティアベースとはいえ、労働の提供を行っているため、農作業に限り、労働者災害補償保険の適用がなければ、満足な農作業の支援は難しい。	青森県	青森県八戸市。(仮)NPO法人「農援隊」	はちのへ農援隊特区構想	基幹産業が農業である近隣町村と八戸市など都市部の持つ「マンパワー」などを町村の地域資源と結びつけることで、農業関連ビジネスの振興を図り、生産者の所得向上につなげる。 NPO法人や株式会社の農地取得容認、農家民宿における簡易な消防設備での容認、酒税法緩和による濁酒やワイン醸造、販売、地産地消をキーワードとした農産品や加工品の宅配に限り、自家用貨物自動車の有償運送事業を容認等を導入により、当該地域の活性化を図る。
1581	15811010	職業訓練科目等に係る設置基準の緩和	公共職業訓練において、地域の実情に応じた訓練科を設置できるようにし、また、認定訓練における長期訓練の認定時訓練生数基準を緩和する。	・公共職業訓練(普通課程)の訓練科については、産業振興部局と連携するとともに、高等技術専門学院に設置している高等技術専門学院運営協議会等において聴取した意見も踏まえ、道として重点をおく産業分野において、地域の特性に応じた訓練科の設置を推進する。 ・認定職業訓練については、事業主等の行う職業訓練に対する社会的な評価を確立するとともに、質的水準の確保等をねらいとしたものであり、その計画的、体系的な実施とその普及を促進することにより、民間の職業能力開発の充実を図る。 上記取組を通して、一層、地域特性に応じた産業人材の育成が可能となることが期待される。	・公共職業訓練(普通課程)の訓練科を設置する場合、職業能力開発促進法施行規則第10条第1項各号に規定する基準に合致することが必要であり、同規則別表第2以外の訓練科を設置する場合には、あらかじめ国に十分に協議する必要がある。 道として重点をおく産業分野に係る人材育成を行うための新たな訓練科を設置する場合、別表第2以外の訓練科を設置することが想定され、国との事前協議が必要となることから、訓練科の新設が迅速に行えない問題がある。したがって、地域の特性に合わせて、同規則別表第2以外の訓練科を新たに設置しようとする場合には、北海道の裁量に委ねることを求めるものである。 ・認定職業訓練についても、雇用環境の悪化により新規雇用者数が減少し、認定訓練の要件である基準訓練生数の確保に苦慮している。また、訓練生が5名未満となった場合、訓練を休科又は廃校する事態が生じる。道内では建築系の訓練科が多いが、塗装科や建築板金科等の職種は事業所自体が少なく訓練生を5名以上確保することが難しい。	北海道	北海道	地域雇用環境創造プラン	本道の雇用情勢は、全国的には改善の動きがみられる中で、長引く景気の低迷や公共投資の縮減などにより、完全失業率が高止まりで推移するなど、依然として厳しい状況にあり、地域の実情に即したきめ細かな雇用対策の推進や地域の特色を活かした新たな雇用の創出促進が必要となっている。 このため、地域雇用開発促進法の地域指定等の要件緩和など、地域の主体的な取組による雇用対策の推進や、職業訓練科目における設置基準の緩和など地域の特性に応じた人材育成を通して、雇用の維持・安定及び雇用機会の創出・拡大を図る。
1114	11141020	外国人研究者受入促進事業の適正な運用	特定活動資格を申請する外国人研究者が給与等の報酬を全く得ない場合でも当該資格を与える。	ベンチャー企業による研究開発が盛んな中、共同研究という形で外国企業と提携する事例が増えているため、そのような提携先企業からの研究者を受け入れやすい環境整備をすすめ、研究開発を促進させ、その成果による新産業の創出、地域及び国の経済活性化を図る。	現行の特例措置では、研究者に係る上陸審査基準が適用されないため、経歴要件や報酬要件は適用されないはずであるが、所管官庁内の内部通達の規定により、受入企業が給与を支給しない場合、研究活動がどうか確認できないとの理由で特定活動資格が認められない事態があり、本特区計画の推進を妨げる要因となっているため。共同研究には様々な形態があり、派遣企業と受入企業との間で研究成果は折半する代わりに給与は派遣企業が負担するということはベンチャー企業にはよくある事例であり、給与の支給等を証明できなくても、企業間同士の共同契約書等の資料提出等により特定活動資格を与える処置が望ましい。	福島県	福島県	知的・創造開発特区	本県では、平成15年4月に外国人研究者の受入促進事業を盛り込んだ特区計画の認定を受けているが、当該特区で利用している特例措置の拡充を以下のとおり要望するもの。特定活動に教授活動を含める。入国許可条件における報酬要件の完全撤廃

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1165	11651020	「国際請負業務」の在留資格の新設	短期滞在査証に対応する在留資格としては現在、「短期滞在」のみとなっているが、新たに本邦の企業と外国の企業との委託契約又は請負契約に基づき、本邦に断続的に滞在して行う会合への参加、業務連絡、その他の当該契約に基づき実施される業務に従事するための活動を行う「国際請負業務」という在留資格を新設する。	福阿アジアビジネス特区内の日本企業と在外の外国企業との間で国際間の業務委託が結ばれており、その関係で短期滞在査証で本邦に滞在する外国人に対しては、新たに「国際請負業務」という在留資格を新設し、かつ、再入国許可を与えることにより、国際間のビジネス提携を促進する。	ITのシステム開発など日本企業と在外の外国企業との間で国際間の業務委託が増加し、業務の関係上、仕様書等の協議やトラブル処理などのために、短期滞在の在留資格で本邦に在留する外国人が増加している。 これらは業務の性格上、短期滞在の在留期間中に頻りに来日する必要があることも多いが、短期滞在の在留資格には再入国許可が認められていないため、再度、日本に入国する場合は新たに短期滞在査証を取得する必要があり、業務遂行上支障が生じている。 これら国際間の委託業務の関係上、来日する外国人に対しては、現在の「短期滞在」の在留資格では対応できない状況が生じている。 ついては、日本企業と在外の外国企業との間で国際間の業務委託が行われている場合で、業務上、短期滞在査証で来日する外国人に対しては、新たに「国際請負業務」の在留資格を設け、なおかつ、再入国許可を認める。 このことにより、国際間のビジネス提携が促進される。	福岡県	福岡県福岡市	福岡アジアビジネス特区	ITのソフト開発など日本企業と在外の外国企業との間で国際間の業務委託が進展する中、外国人が行き来しやすい環境を整備し、国際間のビジネス提携を促進するため、数次査証や再入国許可の発給要件の緩和と上記企業間の企業人の行き来を容易にする新たな在留資格を提案する。 また、アジアの交流拠点として質の高い留学生の受け入れを推進するため、国費留学生などの奨学金の受給が決定している留学生について、在留資格認定の優先処理を提案する。
1346	13461020	外国人労働に関する規制緩和	自由な発想で留学生を交えた異文化共存型の人材育成を行うため、留学生の就労やインターンシップなどを容易にするよう外国人労働に関する規制を緩和すること。	関西全域の大学・研究機関の集積を活かした広域ネットワーク連合大学院を設立し、海外の大学・研究機関とも連携して、自由な発想で留学生を交えた異文化共存型の人材育成を行う。 留学中の居住・就労やインターンシップなど留学生にとって魅力ある環境を整える。 自治体等が整備を進めている高度情報通信インフラ等を広域的に活用し、働きながらも、どこでも、いつでも学べるユビキタス型の人材育成を行う。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業の発展を担うべき多様な人材を育成する観点から、複合領域型、異文化共存型、ユビキタス型の新しい人材育成を行うことは関西にとって重要な課題である。 関西地域では多くの大学や研究機関が立地しており、高等・専門教育の高いポテンシャルをもち持っているにもかかわらず、大学や研究機関の経営の自由度が低く、外国人留学生の受け入れや社会人入学枠などを含め主体的、機動的な組織設置等が困難なため、集積のメリットを享受できていない。利用者の観点からみても、学校間における転編入の自由度がなく、授業等学校から受けるサービス内容に不満をもっているも一旦入学すれば、卒業まで在籍することとなる。国立大学法人、公立、私学等を問わず、完全に自由に転編入を可能にすれば、利用者側の利便性は格段に向上し、学校経営も劇的に変わるので教育環境が格段に良くなるのが期待される。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	複合領域型、異文化共存型、ユビキタス型など新しい人材育成	関西全域の大学・研究機関の集積を活かした広域ネットワーク型の連合大学院を設立し、文系・理系を通じて複数の専門性をもった複合領域型の人材育成を行う。 海外の大学・研究機関とも連携し、自由な発想で留学生を交えた異文化共存型の人材育成を行う。このため、留学中の居住・就労やインターンシップなど留学生にとって魅力のある環境を整える。 自治体等が整備を進めている高度情報通信インフラ等を広域的に活用し、働きながらも、どこでも、いつでも学べるユビキタス型の人材育成を行う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1023	10231010	サテライト型特別養護老人ホームの整備	福城市においては、日常生活圏の地域包括ケアシステムと連携して、その地域に住む要介護高齢者の支援を行うことが必要であるため、そこには大規模な特別養護老人ホームではなく、既存の地域資源活用も視野に入れたサテライト型特別養護老人ホームの整備が必要である。 また、施設での個別ケアを実現するための手法として、「ユニットケア」を導入する施設が増えつつあるが、現状ではハード面での制約やソフト面の限界があり、またユニットケアの実現のため必要なハードウェアを得るための施設改修には大きな困難を伴う。こうした既存の特別養護老人ホームにおいてユニットケアを導入するための改修を行う場合には、そのユニット分を「サテライト型特別養護老人ホーム」として街の中に整備し、本体施設機能のバックアップを受けつつ、これに通所介護、訪問介護等の機能を付加することにより、施設の一部を小規模・多機能サービス拠点とするこも考えられている。 しかしながら、現行の特別養護老人ホームの基準省令によれば、こうしたサテライト型入所施設を特別養護老人ホームとして整備することはできない。	サテライト型特別養護老人ホームの整備が可能となるよう、特別養護老人ホームの設備についての基準を緩和する。	福城市においては、日常生活圏の地域包括ケアシステムと連携して、その地域に住む要介護高齢者の支援を行うことが必要であるため、そこには大規模な特別養護老人ホームではなく、既存の地域資源活用も視野に入れたサテライト型特別養護老人ホームの整備が必要である。 また、施設での個別ケアを実現するための手法として、「ユニットケア」を導入する施設が増えつつあるが、現状ではハード面での制約やソフト面の限界があり、またユニットケアの実現のため必要なハードウェアを得るための施設改修には大きな困難を伴う。こうした既存の特別養護老人ホームにおいてユニットケアを導入するための改修を行う場合には、そのユニット分を「サテライト型特別養護老人ホーム」として街の中に整備し、本体施設機能のバックアップを受けつつ、これに通所介護、訪問介護等の機能を付加することにより、施設の一部を小規模・多機能サービス拠点とすることも考えられている。 しかしながら、現行の特別養護老人ホームの基準省令によれば、こうしたサテライト型入所施設を特別養護老人ホームとして整備することはできないことから、本提案をするものである。	東京都	東京都福城市	介護のまちづくり地域システム構想	日常生活圏を想定し、小規模・多機能サービス拠点やサテライト型特別養護老人ホームの整備を行う。 福城市全体の介護予防を中心としたリハビリテーション拠点(センター)を整備する。 日常生活圏を想定し、ボランティア等の運営による児童等と高齢者との交流の場を強化し、充実させる。
1026	10261040	高齢者福祉施設等の整備計画要件規制の緩和措置を適用	・特別養護老人ホーム 50室 5億円 ・ショートステイ 20室 2億円 ・保育園 100坪 30人 1億円 ・ケアハウス 50人 5億円 ・高齢者生活支援ハウス 10人 1億円 ・養護老人ホーム 50人 5億円 ・病院 212億円 32億円 ・診療所 100坪 1億円 ・痴呆性高齢者グループホーム 18人 1.8億円 以上の建設物の整備計画の要件規制	10年間で二千室の高齢者施設・病院等を作り 社会福祉施設に特化した住みたくなくなる町づくりを行い、雇用促進、経済の活性化で鞍手町の人口を20年間で一万三千人増やして、三万二千人(鞍手町ピーク時人口)に回復する。 先祖から相続した土地に建設する場合の代替措置として、国有林払い下げ地を交換用地として利用して促進する。	日本全国のUターン人口をターゲット(高度成長期の担い手である、都会に出た(団塊世代)の福祉施設として特化させる事で、地域特性を明確にして強い地域を作る。 元気な老後を田舎で土いじりやレジャー農園で自然と、のんびり暮らしたい人のための施設を作る。 元気な老後も有償ボランティア、又、経営スタッフとして地球人として活躍する生きがい作り仕組みを作る。	福岡県	社会福祉法人鞍手会 ケイ・ティ・エンタープライズ株式会社 有限会社かじと 梶栗 俊郎	社会福祉施設に特化した住みたくなくなる町づくり特区構想	介護・医療・保育所等の介護福祉施設の財源は、社会的強者の福祉、カジノの経済活動で賄い、自立した強い地域を作る。日本の美、伝統文化の建築美を意識した観光産業的空間特性を明確にして、グローバル化社会に対応する。民間活力で総事業費550億円のインフラ整備を10年間で完了し、ハード・ソフト面の達成で、鞍手町内ピーク時の3万2千人に回復させる。経済改革特区債権の発行分に対して、利子補給と元本を政府が保証する。介護保険1割自己負担金を事業者に割引の裁量権を認める
1027	10271010	指定居宅サービス等の事業実施に関する人員、設備及び運営に関する基準の緩和について	1. 【第140条の3】に規定する生活指導員、看護職員、介護職員について、併設の通所介護事業所との兼務を可とするもの(現行では兼務できない) 2. 【第93条】併設の母体となる通所介護事業の従業者の員数について、現行では「専ら」通所介護の提供に当たる従業者の員数としており、この専ら規定を緩和し、兼務を可とするもの 3. 【第140条の3】、【基準について第10の4及び1】栄養士について、隣接の施設・病院、栄養指導員に限らず、適切な栄養管理が必要であれば、非隣接の施設・病院等、その他の栄養士も可とする	地域やその施設態様(指定通所介護事業所等の規模)に応じ、市町村が柔軟な設定ができるよう、第140条の3に規定する基準 該当居宅サービスに関する基準の緩和を求めるもの。 短期入所生活介護について、併設の通所介護の従業者(生活指導員、看護職員、介護職員)との兼務を可能とし、栄養士の配置基準を緩和することにより、民間の短期入所生活介護事業の整備促進と供給不足の解消を図る。	指定居宅サービスの基準、基準該当サービス(指定通所介護事業所等との併設)に関する基準(第140条の3)における従業者の員数、栄養士の配置が簡素化されておらず整備を困難なものとしている。このことから、指定通所介護事業所等と併設型の短期入所生活介護事業を実施する事業者参加が妨げられていること、及び利用者も、通所介護と短期入所の事業所を別々に選択しなければならないなど、不都合が生じているため、規制を緩和し、施設整備、運営を行いやすくするため。	福島県	福島県いわき市	小地域ふくしのまちづくり構想	短期入所生活介護事業については、これまで本市では10~20床規模で、特別養護老人ホームへの併設(市内12か所)のみであったが、今後はより地域に密着した大がかりな整備が必要のない3~5床程度の小規模ではあるが他の機能と複合した多機能型の整備が求められており、今回の提案は、指定通所介護事業所と短期入所生活介護の人員の兼務を可能にし、整備をし易(するとともに、地域密着型の総合的支援(サービス提供)を可能とするものである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1066	10661010	医療法人による特別養護老人ホームの経営管理	医療法人による特別養護老人ホーム及び併設デイサービスの経営、建て替え時期での民間活力の導入(PFI)	現在の管理運営コストから民間手法を取り入れて年間約350万円削減、また民間活力によって約1億8千万と予測されるの国庫補助投入の抑制が可能となる	株式会社のみでの参入では、不採算部門となった場合の早期撤退、高収益部門への偏りが懸念される。また株式会社では剰余金は株主に配当となるが、医療法人では基本的に医療・福祉に再投資される。またPFIを建て替えに利用できるようにするために老人ホームの不足地域での新規施設に限らず、現存する施設に対しても経営・管理を認めてもらいたい。	福岡県	医療法人 新生会、社 会福祉法 人 東筑紫 会	医療法人による特別養護老人ホームを運営する構想	社会福祉法人設置の特別養護老人ホームの運営を関連医療法人に管理委託することにより、介護サービスと医療サービスを一体的に提供することができ、また民間手法による経費の削減が期待できる。医療法人の資金を活用することで建て替え時の国庫補助の投入を抑制することができ、不採算事業となった場合の早期撤退、高収益性事業への偏りを予防できる。また剰余金は医療・福祉・介護事業に再投資される。該当医療法人・社会福祉法人の代表者は同一人物であるが、医療・福祉に対する活動は30年以上の経験を持っている。対象老人ホームの敷地は現理事長の私財から寄付されており建て替え時のPFIへの移行は特に問題ないと考え、
1085	10852010	特別養護老人ホームにおけるサテライト型及び分散型の入所施設の一體的な運営	特別養護老人ホームにおけるサテライトを本体施設とともに一つの施設として運営を可能とするよう制度の改正を行う。	特別養護老人ホームにおいてユニットケアを導入するための改修・整備を行う場合、いくつかのユニット分の定員を本体から減らし、その分のユニットはサテライトとして街の中に整備し、また、通所介護、訪問介護等の機能を付加することにより小規模・多機能サービスの拠点とする。この場合にサテライトを本体施設とともに一つの施設として運営を可能にする。特別養護老人ホームのユニットに相当する10人程度の居住スペースと通所介護、訪問介護等の在宅支援機能を持った小規模・多機能サービスの拠点を	県内の特別養護老人ホームでは、既存施設の増改築によるユニットケアへの取り組みが普及してきており、4人部屋等の居室を改修した個室ユニット化の取り組みも想定されているが、既存敷地内ではユニット型施設の増設が出来ないところもあることから、ユニットケアを推進するためには、既存敷地以外に施設を増設した場合に、同施設を本体施設とともに一つの施設として運営していく必要があるため制度改正を提案するもの。身近な地域で暮らし続けるため、地域に密着した小規模の施設においてより高い介護力を提供する手法の一つとして特別養	宮城県	宮城県	特別養護老人ホームにおけるサテライト型及び分散型の入所施設の一體的な運営	特別養護老人ホームにおけるサテライトを本体施設とともに一つの施設として、または分散配置した小規模施設を連携させ一つの施設として運営を可能とするよう制度の改正を行う。
1158	11581010	サテライト型短期入所施設の整備	佐田町では、要介護状態になっがても住み慣れた地域で暮らしを支える地域分散型支援システムが必要であり、24時間365日のサービスは提供が確保される小規模多機能施設(サポートセンター)を小学校区に設置していくことが必要である。この施設の機能として通い、泊まり、住むというケアの連続性を確保するために宿泊機能は不可欠なものであり制度的確立が必要である。現状では、2床程度の宿泊(短期入所)機能を備えた施設では短期入所施設としても認可されず介護保険報酬の対象とされていない。このことが小規模多機能施設を効果的に展開していく上で支障点となっている。	サテライト型短期入所施設の整備・運営が可能となるよう短期入所施設についての基準を緩和する。	佐田町では、要介護状態になっがても住み慣れた地域で暮らしを支える地域分散型支援システムが必要であり、24時間365日のサービスは提供が確保される小規模多機能施設(サポートセンター)を小学校区に設置していくことが必要である。この施設の機能として通い、泊まり、住むというケアの連続性を確保するために宿泊機能は不可欠なものであり制度的確立が必要である。現状では、2床程度の宿泊(短期入所)機能を備えた施設では短期入所施設としても認可されず介護保険報酬の対象とされていない。このことが小規模多機能施設を効果的に展開していく上で支障点となっている。	島根県	島根県佐田町	住み慣れた地域で暮らせるプロジェクト - 佐田町版 コミュニティケアの推進 -	小学校区(日常生活圏域)に特養機能を生かした小規模多機能施設(サポートセンター)を設置し、遠隔地にサテライト施設を設け、高齢者のみならず障害者・子供との交流機能も備えながらコミュニティケアの推進核とする。小規模多機能施設の宿泊機能を特養併設の短期入所施設のサテライト施設とする。介護予防の強化のため人材確保策を構築し、地域特性を活かした在宅介護支援センターの機能拡充を図る。
1187	11871010	養護老人ホームの入所定員及び職員配置基準特区	「養護老人ホーム」(以下、「施設」という。 )は、設立には最低定員50人と、定員に合わせた職員配置が義務付けられている。そこで50人定員の「施設」で、入所率の落ち込みの特に大きい「施設」については、その現状に合わせ、定員の最低基準を引き下げを可能とする。それに合わせて、職員配置基準も変更する。但し、この特例は定員50人の「施設」で、入所者数が採算ラインを大きく下回っている「施設」の経営改善の救済手段として設けるものであり、新設「施設」には適用しないものとする。	入所定員50人の「施設」において、入所率の落ち込みの特に大きい「施設」の入所定員について、50人の最低基準を引き下げ、30人、40人の定員を設定する。又、減じた定員に合わせ、職員配置基準をそれぞれ資料3「養護老人ホーム定員規模別職員配置基準表(案)」のとおり変更する。このことにより「施設」の経営を圧迫している人件費の支出を抑えることができる。	本市「施設」の入所者は年々減少傾向にあるなか、歳出では人件費の占める割合が増加している。平成15年度までは市の一般財源持ち出し分が、6千万円を超える状況にあり、財政を圧迫する要因となっていた。(資料1「年度別入所状況」及び「年度別収支状況」参照)平成16年度から(社会福祉法人)松仁会へ経営移管し、民間の経営感覚による行革を試みたが、現在の基準による職員配置での運営では、赤字は解消されない見込である。民間への経営移管の条件として、赤字が発生した場合、市が赤字部分を補填することとなり、「施設」の経営改善のためには、入所定員及び職員配置基準を引き下げることに人件費の削減が必須である。また、埼玉県内の「施設」でも、地域格差はあるが、入所率が大きく落ち込んだ「施設」もあり、基準緩和により経営改善が図られるものと考えられる。	埼玉県	熊谷市	養護老人ホームの入所定員及び職員配置基準特区	入所定員50人の「施設」において入所率の落ち込みの特に大きい「施設」の入所定員について、最低基準50人を引き下げ「施設」の状況に合わせて30人、40人の定員を設定する。また、減じた定員に合わせ職員配置基準を、資料3「養護老人ホーム定員規模別配置基準表(案)」のとおり定め、「施設」の人件費を抑えることにより健全な運営を図る。
1225	12251010	特別養護老人ホーム設置法人の規制緩和の推進	1 株式会社による特別養護老人ホームの設置・運営(民設民営)を認める。 2 株式会社が特別養護老人ホームを設置する場合に、有料老人ホームとの合築を認めるなど建設コストの削減が可能となるよう規制の緩和を図る。 3 特別養護老人ホーム入所者を保護し、良質な介護サービスを長期間安定した形で提供するための措置を講ずる。	特別養護老人ホームの建設を促進し、競争原理によるサービスの質の向上を図るため、株式会社による特別養護老人ホームの設置・運営を認めようとするものである。株式会社が特別養護老人ホームを設置する場合には、施設整備費補助金は適用しないが、有料老人ホームとの合築を認めるなど建設コストの削減が可能となるよう規制の緩和を図る。 特別養護老人ホーム入所者を保護し、良質な介護サービスを長期間安定した形で提供するため、規制の緩和にあたっては次のような措置を講ずるものとする。 (1) 特別養護老人ホームを設置できる株式会社は次の要件を満たすことを条件とする。 資産要件 施設運営を担当する役員に特別養護老人ホーム経営の知識又は経験があること 役員に社会的信用があること。 (2) 特別養護老人ホームを設置、運営する株式会社は財務状況書類等を公開する。 (3) 特区認定地方公共団体は、施設運営について指導、監査を行うとともに、経営悪化等施設経営に支障が生じた場合には入所者の介護の継続が確保できるようセーフティネットを構築する。	現在の規制特例事項は、公設民営方式もしくはPFI方式にして限定して株式会社の特養設置運営を容認しているが、全国から提出された事例は少なく、株式会社の特養運営への参入は低調である。入所者の介護の継続を補完する体制を確保し、適正なサービス水準を確保するチェック体制を充実させた上で、株式会社の自主的な整備運営(民設民営)の取り組みを促す必要があるものと考えます。	埼玉県	埼玉県	特別養護老人ホーム設置法人の規制緩和の推進	埼玉県では、東南地域における特別養護老人ホームの整備目標達成率が他の地域と比較して低い水準にとどまるなど、介護基盤の整備が十分に進んでいない現状がある。このため、特別養護老人ホームの建設を促進し、競争原理によるサービスの質の向上を図るため、株式会社による特別養護老人ホームの設置・運営を認めようとするものである。この際、特別養護老人ホームを設置できる株式会社は資産要件等一定の要件を満たすことを条件とする。また、設置会社の財務状況を公開するとともに、埼玉県が施設運営について指導、監査を行い、経営悪化等施設経営に支障が生じた場合には入所者保護のためのセーフティネットを構築する。



構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1261	12611010	社会福祉施設の整備に係る設備及び運営に関する基準の緩和	「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」のうち、居室の面積、廊下幅、指定している室の統廃合などの基準を、一般住宅並に緩和。 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」のうち、居室の面積、廊下幅、指定している室の統廃合などの基準を、一般住宅並に緩和。 ・社会福祉施設の建設に際して、これら基準を緩和し、福祉事業への参入促進を図るとともに、今後、建設される施設の独自性と、その地域の特性を十分に反映した個性豊かなまちづくりを進める。	本市の「南大津地区」に現存する三沢老人ホーム(実施主体:社会福祉法人楽晴会)は、平成17年に予定する改築に当たり、施設機能の一部を本市「同三沢地区」に分散させ、両地域での高齢者福祉の充実と、両地域の雇用・社会関係の醸成など、地域再生ニーズを満たすセンターとして、特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービスの機能をもった現施設でない小規模多機能のサービス拠点を整備すると共に、介護予防の筋力トレーニング施設、常設のホームヘルパー・訪問看護事業、さらには地域・世代間交流スペース等の整備を計画している。	現状の国の設備・運営基準を満たす高価なハードが、良い施設の条件でないことは他国の普通住宅のような施設でも明らかであり、現状の国の設備・運営基準を見直し、規制緩和することで、より親しみやすい建物として建設が促進され、各拠点それぞれの地域に密着した包括的な高齢者ケア体制を構築することができることとなる。住み慣れた地域で暮らしたいという住民の声に応え、既設大規模老人ホームを分館化し、より一般住宅に近い施設とすることにより、真に住民に必要とされる福祉サービスがより身近になる。また、規制緩和されることにより、民間と市が協力して独自の地域に根ざした事業展開が可能となる。	青森県	青森県三沢市、社会福祉法人楽晴会	地域密着多機能型老人ホームの整備促進による活性化構想	特別養護老人ホームを、小規模分散化して市街地内において、高齢者住宅、ボランティア・デイセンター、介護予防の筋力施設等、多機能を兼ね備えた施設として整備することで、同施設を地域づくりの拠点化とするために、従来の施設種別毎の補助金制度の再編と、施設建設に係る基準を緩和する。
1305	13051010	サテライト型特別養護老人ホームの設置基準の緩和	サテライト型入所施設を特別養護老人ホームとして整備することができ、また既存の民家の改修や集合住宅を利用できるような設置基準の緩和を提案します。	中核となる施設からサテライト型特別養護老人ホームとして小集団を地域に展開し、そこを拠点としてあらゆる福祉ニーズに対応できる24時間365日のサービスを用意する。そのような小規模多機能施設を地域の中に、地域の特性に合わせて整備することで、高齢や障害・子育てなどひとり一人の抱えるニーズがハンディキャップとなることなく、住民が安心して馴染みの地域の中で生活を続けることができる。	現行の特別養護老人ホームの基準省令ではサテライト型入所施設を特別養護老人ホームを整備できない。	大阪府	社会福祉法人 聖徳会	地域の福祉力を高めるまちづくり計画	社会福祉法人が中核となる特別養護老人ホームからサテライト型特養として整備し小規模多機能拠点として展開する。しかし、そこで介護予防、障害者のデイサービスやショートステイ、人材養成などを行うとしても、サテライトの整備基準の緩和や支援、分野を超えた利用者受け入れのための制度、介護福祉士「介護技術講習会」の実施・運営のための制度がない、これらを社会福祉法人が担えるような制度化と規制緩和を提案します。
1311	13112030	サテライト型特別養護老人ホームの整備	要介護高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、特別養護老人ホームの人的・物的資源を活用し、地域のサービス拠点として、サテライト型の入居施設を地域内に展開することが重要。 しかしながら、中核施設と各サテライト施設がネットワーク化し、一体的に運営され、全体的には特別養護老人ホームの機能を有していても、特別養護老人ホームと異なり、施設・設備整備補助の対象とはならない。 そこで、要介護高齢者の地域生活を支えるサテライト型の入所施設についても、全体として特別養護老人ホームの要件を満たしている場合には、サテライト型特別養護老人ホームとして、施設・設備整備補助の対象に含める。	サテライト型特別養護老人ホームの整備。		熊本県	熊本県	「地域共生」くまもとプラン	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域福祉を社会全体で推進するため、本年3月に策定した熊本県地域福祉支援計画「地域ささえ愛プラン」の目標である「ともに創る「地域共生くまもと」の具体的なイメージの実現に向けた取組みを推進する。 具体的には、住み慣れた自宅(地域)で、家族や親しい人々とともに不安のない生活を送りたいという現行のサービスだけでは対応が困難なニーズに応えるため、既存の国庫補助制度を活用し、小規模・多機能サービス拠点やサテライト型特別養護老人ホームを整備する等地域福祉の充実が求められる。
1321	13212030	社会福祉施設の設置基準緩和による木材利用推進	【現状】 建築基準法の上乗せ規定で厚生労働省が施設の耐火・準耐火基準を設けていることにより、木材の利用促進が阻害されている事例がある。 【提案】 下記の社会福祉施設の構造基準における、耐火・準耐火の緩和措置を行うことにより木造2階建て建築の推進を図る。 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 特区における平屋建ての社会福祉施設等の耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外(915)の要件となっている「スプリンクラーの設置、避難口の増設、非常警報設備の設置」等の入所者の防火安全対策の基準を満たせば、上記厚生省令で「入所者(利用者)の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けている場合」にあっても準耐火建築とする旨の規制緩和	施設の構造基準について厚生省令で規制のある「入所者(利用者)の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合」にあっても準耐火建築とする記載により、2階建て木造建築が阻害されているため、規制緩和を行うことにより木材の利用促進を図る。	愛媛県では、公共施設等木材利用推進方針を策定し、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設づくりを進めるため、県事業や補助事業等における県産材の利用を促進し、公共施設等の木造化・木質化を推進しているが、社会福祉施設においては、厚生省令で耐火・準耐火の構造基準が規定されていることから、木造化の推進に障害となっている。このため、社会福祉施設においては、耐火、準耐火の構造基準の緩和と支援が必要である。	愛媛県	愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	愛媛県では、戦後、積極的に植林してきた結果、スギ・ヒノキを中心とした植林地が、森林面積の62%、22万haにも達し、森林資源は充実してきているが、近年、外材輸入の増大や木材価格の長期低迷等により、林業採算性は悪化し、林業従事者も減少・高齢化の一途を辿ってきており、このまま推移すれば、森林の公益的機能発揮や環境にやさしい循環資源である木材利用促進に支障をきたすこととなる。 このような中、公共施設の木造化は、施策推進の指導的立場にある県・市町村等が、自ら地域のシンボリックな公共施設を木造化することにより、多くの県民に木材の良さが見直され、県産材の需要拡大が期待される。
1328	13281010	「地域社会での暮らしを再構築するサテライト特養の提案」- 既存施設の活用と新たなシステムの創造	特別養護老人ホームを整備する際に求められる「鉄筋耐火構造」などの施設整備基準の緩和を求めるもの。	特別養護老人ホームの住環境改善は、小規模生活単位型施設(ユニット・個室)の新設だけでは不足しており、加えて施設の新設に係る高額の負担には限界があり、既存施設の活用と新たなシステムの創造が不可欠であるため、既存施設を活用しつつ、一部を地域社会に分散していくサテライト特養(分園)の設置を提案するもの。 サテライト特養には、10~20床程度のユニット・個室を用意し、そこに既存施設利用者が転居して生活する。運営は法人が既存の施設と合わせて介護保険による一括運営を行う。 移動によって生ずる空き室を活用することにより、既存施設においてもユニット・個室化を軽費で行うことが可能となる。 このことにより、高額投資を必要とする新たな施設整備を抑制できること、利用者自身が望んでいる「暮らしなれた地域社会での生活」を再構築することが可能になる。	特別養護老人ホームは、小規模生活単位型施設(ユニット・個室)の整備により、その住環境が大幅に向上してきているが、既存の施設では定員を減少させないと転換は困難であり、サービス利用者間の格差が生じているのが現状である。そこで、既存施設利用者に対する住環境の向上を図り、さらには拡大し続けている施設建設コストを削減するために、サテライト特養(分園)を設置するもの。 その施設建設コストを抑制するためには「鉄筋耐火構造」などの施設整備基準の緩和が必要である。	新潟県	長岡市	「地域社会での暮らしと安心を守る包括的ケアシステムの構築」- 地域サポートセンター(仮称)の創造	当市では、既に高齢者に対する包括的ケアシステムのモデル事業としてサポートセンター(フルタイム・フルサービスとサポートコールを試行中)とバリアフリー住宅が稼働しており、その効果が検証されている。そこでこのシステムをベースに、現在補助対象でない高齢者や障害者の枠を超えた支援システム、さらに既に地域に根ざしている地域住民のボランティア活動を含め、一連の活動を補助対象とする。またこのセンターにおいて、健康増進・介護予防プログラムの提供も行い、地域の共有資源として効果的・効率的な運用を図り、住み慣れた地域での生活の延長と住民参加による活力のある地域社会の創造を目指すものである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1487	14872011	活力ある自立した地域社会を再生するための、地域志向・地域参画型の多機能なサービス提供を行うための包括的な支援	(2)部分) 活力ある自立した地域社会を再生するために、市民に身近な生活圏において、地域志向・地域参画型の多機能なサービスを提供するための包括的な支援及び、その拠点となる小規模なサービス提供施設等の整備に対する基準の柔軟な適用が必要となる。 (1)小規模特養や介護予防施設、地域交流スペース等の整備に対する包括的な支援 (2) 各種サービスにおいて、サービス提供責任者(管理者)が兼務(統括)できるよう、省令基準要件の緩和	高齢者ができるかぎり長く、地域において安心した生活が送れるような地域包括ケアシステムを確立するため、一定のサービス圏において、 (1)住民に身近な生活圏において、特別養護老人ホームや痴呆性高齢者グループホームなどに、更なる地域支援機能を付加した施設の整備や介護予防のための施設整備など、地域の介護ニーズに応じた弾力的な運用(ショートステイ専用床の一部を小規模な特養へ転換等)を展開していくことで地域の活性化を図る。 (2)既存施設と連携したサテライト型施設を地域に展開することで、地域における「なしみ	地域の介護ニーズに柔軟に対応し、地域の活性化を図るため、 (1)補助を受けて整備した施設種別による利用制限の緩和を図るとともに、現在、補助対象外となっている小規模特養や介護予防対応施設、地域交流スペースなどの整備に対する補助金交付要件の緩和が必要である。 (2) 各介護保険サービスを一貫してサービス提供できるよう運営基準の緩和が必要である。 小規模ショートステイを、デイサービスとの併設でも可能となるよう運営基準の緩和が必要である。	兵庫県	兵庫県神戸市	地域包括あんしんケアシステム構想 - 既存施設を活用した小地域型多機能施設の展開 -	本市は、平成7年の阪神・淡路大震災で都市全体に大きな被害を受ける中、未だ復興の途にある地域コミュニティの構築・再生を図っていかため、住民に身近な生活圏において、特別養護老人ホームや痴呆性高齢者グループホームなどに更なる地域支援機能を付加した施設を整備し、地域包括ケアシステムを構築する。特別養護老人ホームやショートステイなどの利用について、地域の介護ニーズにあわせ、施設種別に捉われない柔軟な利用が可能となるようにする。既存施設と連携したサテライト型施設を地域に展開し、「なしみ」、「安心」の関係づくりを拡大する。
1503	15031010	養護老人ホームの民間委託に伴う規制緩和	養護老人ホームを指定管理者制度を活用して公設民営に移行した場合においても、老人ホーム等の措置費については、通知により設置した自治体が、措置を委託する自治体からの措置費(扶助費)を受け入れ、施設運営に要する経費も、設置主体である自治体が施設運営に要する経費を予算化し、委託料として委託先の法人に支出することとなっている。社会福祉事業団等の設立及び運営の基準(いわゆるコンロク通知)の規制を緩和し、市町村(措置権者)への措置費請求権(受入れる権限含む)も指定管理者に委任可能とすることで、行政事務の効率化、利用者の処遇向上を図る。	萩市においては、従来より高齢福祉を担う社会福祉法人が無いことから、民設の老人福祉施設がなく、直営もしくは、公設の施設を本来施設運営の専門家でない社会福祉協議会へ特別措置的な扱いで施設運営を委託してきた。このような中、平成16年2月に公設の福祉施設運営を担うため、社会福祉法人萩市社会福祉事業団を設立し、処遇の質の向上、経営の合理化等を図ることとした。既存の高齢福祉施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、デイサービスセンター等)については、民間委託の効果は十二分に発揮できるよう利用料金制度による委託とした。(平成15年の地方自治法の改正に伴い16年度中に指定管理者制度に移行予定)現在直営の養護老人ホームについても、平成17年4月までには、指定管理者制度による社会福祉事業団運営に移行することとしている。しかしながら、指定管理者制度を活用し、公設民営に移行した場合においても、老人ホーム等の措置費については、通知により設置した自治体が、措置を委託する自治体からの措置費(扶助費)を受け入れ、施設運営に要する経費については、設置主体である自治体が施設運営に要する経費を予算化して委託料として委託先法人に支出することとなっている。これでは、民間活力を導入するための指定管理者制度を有効に活用しきれない。委託料は原則法令で定められた基準に基づくものとなるため、委託料の議会審議の必要性も少ないと考えられる。民間では、利用者の処遇改善のために新規の事業への取組む際には、経費増と収入増を予測したうえで、事業にタイムリーに取り組むことが可能であるが、委託料となると場合によっては、議会の議決を受けてからの事業執行となりタイムラグが生じる可能性もある。また指定管理者制度に移行後も、行政側に予算事務、措置費請求事務が残ることとなり事務の合理化の面からも充分でないと考えられる。指定管理者制度は、一定の行政処分の権限も含めて管理代行させる制度であることから、市町村(措置権者)への措置費請求権(受入れる権限含む)も指定管理者に委任可能とすることで、行政事務の効率化、ひいては施設利用者への処遇向上を図る。	養護老人ホームにおいて、市町村への措置費請求権も指定管理者に委任可能とすることで、行政事務の効率化、利用者の処遇向上を図るため	山口県	山口県萩市	養護老人ホームの民間委託に伴う規制緩和	養護老人ホームを指定管理者制度を活用して公設民営に移行した場合においても、老人ホーム等の措置費については、通知により設置した自治体が、措置を委託する自治体からの措置費(扶助費)を受け入れ、施設運営に要する経費も、設置主体である自治体が施設運営に要する経費を予算化し、委託料として委託先の法人に支出することとなっている。市町村(措置権者)への措置費請求権(受入れる権限含む)も指定管理者に委任可能とすることで、行政事務の効率化、利用者の処遇向上を図る。
1519	15191010	介護保険法に規定する指定居宅サービス事業の規制緩和	介護保険法第74条第2項で指定居宅サービス事業の設備及び運営に関する基準に志木市で定めるものを加える。	現行の短期入所生活介護の利用定員は、特別養護老人ホームに併設する場合は、利用定員が20人未満と定められているが、利用定員が20人未満を本提案に認める。	本提案の小規模・多機能サービスの拠点である「志木市型あんしん介護まちづくりセンター」は、高齢者が「通う」「住む」の機能のほかに、一時的に「泊まる」機能を持たせるため、短期入所生活介護の利用定員を20人未満とするものである。この提案により在宅生活を望む多くの高齢者に365日24時間の安心を提供できるものである。	埼玉県	埼玉県志木市	志木市型あんしん介護まちづくり計画	現行の介護保険関連施設の整備補助制度は、事業者を間接補助者とする仕組みであり、市自らがその地域の特性を反映し、介護予防事業から一貫した「あんしん・介護」のまちづくりを推進する上では、メリットが少ない。そこで、現行の社会福祉施設等施設整備費補助金・社会福祉施設等設備整備費補助金・在宅福祉事業費補助金を廃止し、使途を縛らない財源移譲を希望する。市は、交付された資金を介護基盤の整備基金として活用し、市内四地域のサービスユニット単位に民間事業者等からの事業提案を受けて基盤整備を図るものである。
1563	15631020	痴呆性高齢者グループホームにおける知的障害者の受入	痴呆性高齢者グループホーム(以下、「GH」という。)に空きがある場合に知的障害者の利用を可能とする。	痴呆性高齢者グループホーム(以下、「GH」という。)に空きがある場合に比較的高齢の知的障害者の利用を可能とする。 本県では、「施設から地域へ」の施策の一環としてGHの設置の促進を図っており、高齢者のみならず知的障害者にも地域生活を可能とするために、GHの活用範囲を広げるものである。	痴呆性高齢者と知的障害者の混合処遇については、既にデイサービス(特区で)及びショートステイ(全国で)について実施されている。グループホームについても、十分な専門性とサービス提供体制を備えれば、混合処遇は可能と考える。	千葉県	千葉県	「健康福祉千葉特区」(拡充)	千葉県では、誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことのできる「新たな地域福祉像」の実現を図るため、千葉県全域で、子ども、障害者、高齢者等を対象者横断的に捉えた施策展開を加速する「健康福祉千葉特区」を拡充し、以下の提案を行います。 障害者施設(入所施設)の小規模サテライト化の容認 痴呆性高齢者グループホームにおける知的障害者の受入 知的障害者等グループホーム制度の拡充 身体障害者グループホームの創設

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1261	12611020	特別養護老人ホームに係る入所定員の廃止	今回、特別養護老人ホーム110名の老朽改築にあたり、改めて地域住民の身近な住宅地に、規制緩和した多機能小規模施設を、規制緩和した住宅ベースの定員16名の特別養護老人ホーム分館(別に住居4室)として整備し、通い・泊まり・住む多機能サービスや、筋力トレーニングを行う拠点と共に、住民の身近な地域でサービスを展開することができるよう計画しているものの、現在の老人福祉法では特別養護老人ホームの入所定員は20名以上(実態は50名以上)と定められている。しかしながら、その他の社会福祉施設を併設することにより、地域の要望にきめ細やかに対応できる地域密着型の施設の建設が促進され、それぞれの地域の特性を十分に反映した個性豊かなまちづくりを企画し推進する、市の総合的な施策を充実させることは十分可能である。	今後、新たに整備される施設では、定員16名の特別養護老人ホームにおいて、宿泊4室、訪問看護・訪問介護事業、デイサービス・居宅介護支援、保育、高齢者筋力トレーニングセンター、地域・世代間交流スペースの事業の展開を予定しており、通所・住まい・泊まりの多機能施設を市内住宅地に移転させる事業となる。	現在の老人福祉法では特別養護老人ホームの入所定員は20名以上と定められているが実際には50名以上で、付帯施設がある場合に30人未満となり、相当規模の施設を前提としている。しかしながら、小規模多機能施設を整備することにより、地域の要望にきめ細やかに対応できる地域密着型の施設の建設が促進され、それぞれの地域の特性を十分に反映した個性豊かなまちづくりを企画し推進する市の総合的な施策を充実させることができる。	青森県	青森県三沢市、社会福祉法人楽晴会	地域密着多機能型老人ホームの整備促進による活性化構想	特別養護老人ホームを、小規模分散化して市街地内において、高齢者住宅、ボランティア・デイセンター、介護予防の筋トレ施設等、多機能を兼ね備えた施設として整備することで、同施設を地域づくりの拠点化とするために、従来の施設種別毎の補助金制度の再編と、施設建設に係る基準を緩和する。
1265	12652010	役場出張所機能の包括的な外部委託	・権限移譲が必要な事務の内容、範囲 現行法規によると、郵便局では、本人が直接出向いた場合の住民票と戸籍の発行取次ぎ事務など8つ(別様提案のポイント参照)の事務しか委託ができず、特に地域住民の生活に関わりの深い児童手当や生活保護申請、老人医療費請求や介護認定申請ほか各種補助申請など保健福祉関係諸手続事務等も含めた事務を包括的に外部委託する。 ・委託の方法 町が条例に基づき、個人情報の守秘義務やプライバシーの確保を厳密に規定した「特定事務の取り扱いに関する協定」を結ぶ。 ・受託先のは、田村郡内を網羅する、農産業経済の中心組織であり、役場よりも早期に広域化と経営組織の再編を成功させた実績と能力があり、将来にわたり、今回の提案内容に充分対応できる事が、確実である。	役場出張所機能の包括的業務委託 効果：役場は機構改革がさらに進み、より効率的な事務執行と経費の節減が可能となる。また地域住民にとっては、諸手続のワンストップ化が可能となり、利便性が向上するだけでなく、地域づくりの中心としての幅広い活動に対する柔軟な対応が期待できる。	・住民サービスの低下を招かない町村合併や広域連携の推進のためには、地域行政に代わる信頼の置ける組織がどうしても必要である。 ・現行法規によると、郵便局では、本人が直接出向いた場合の住民票と戸籍の発行取次ぎ事務など8つ(別様資料提案のポイント参照)事務しか委託ができず、特に地域住民の生活に関わりの深い児童手当や生活保護申請、老人医療費請求や介護認定申請ほか各種補助申請など保健福祉関係諸手続事務も含めた包括的な外部委託のためには、全国的にもすでに合併や広域化にいち早く取り組み、地域住民からも信頼と実績のある組織に、事務を包括的に委託できる制度がどうしても必要である。	福島県	福島県船引町	役場出張所事務の包括的外部委託による地域再生構想	・提案の概要 現在の出張所区域の町が条例で定めた資格要件を満たすものとの間で、「船引町役場の特定事務の取扱に関する協定」を締結し、現在の「地方公共団体の特定の郵便官署における取扱いに関する法律」では対応が不十分な、住民票取扱い事務、戸籍取扱い事務以外の保健福祉関係諸手続事務等も含めて、役場出張所事務を包括的に町が条例で定めた資格要件を満たすものに委託する。 ・効果 提案により、住民サービスと、受託者自体についても利用効率がより充実し、地域自らの柔軟な創意と工夫による地域づくりの可能性が広がり、地域雇用の創出と地域の活性化が可能となる。